

弊もあり、また教科書の取扱方及び教授の進行等に就いても頗る注意を要するものあることは各學校積年の慣習もあることゝて文部省及び本縣にては左記の如き通牒を發することゝなつた。

師範學校中學校高等女學校使用教科書ニ關スル注意事項 三十九年九月十一日 各地方廳へ普通學務局、
午發圖二〇四號

圖書課通牒

師範學校中學校高等女學校ニ使用スル教科書ノ儀ニ關シ別記ノ通御心得有之度依命此段及通牒候也

記

- 一、近來師範學校中學校高等女學校ニ於テ教科書ノ變更ヲ屢スル向有之候處コレ一ハ該教科書採定ノ際ニ於テ其調査ノ粗漏ナリシ結果ニ可有之ト思考セラレ候ニ付自今教科書採定ニ際シテハ豫メ十分其適否ヲ精査セシメ一旦採定ノ上ハ漫ニ變更スルコトナク成ルヘク永ク使用スル様致度候
- 二、前學年中使用セル教科書ヲ引續キ次學年ニ於テ使用セントスルモ該書發行書肆カ同一學科ニツキテ新ニ他ノ教科書ヲ發行セシ場合ニ於テハ舊教科書ノ供給ヲ杜絶シ之カ爲ニ教授上ノ困難ヲ來スカ如キ事往々之アル趣相聞エ候右ハ發行書肆ノ不都合ニ基ク場合モ可有之候ヘトモ中ニハ之カ供給ヲ命スルノ期日遅ク爲メニ次學年初マテニ需用ノ數ヲ製了シ得サルノ結果タル場合モ可有之候ニ付自今次學年ニ於テ引續キ之ヲ使用セントスルトキハ其使用開始期ヨリ相當ノ時日以前ニ發行書肆ニ供給ノ準備ヲ命スル等ノ措置遺憾ナカラシムル様致度候
- 三、教師カ教科書ヲ使用スル狀況ヲ見ルニ往々ニシテ該教科書ニ記載セル教材以外ノ事項ヲ口授筆記セシメ之カ爲ニ教科書中ノ教材ヲ敷衍講説スルノ餘裕ナク甚シキハ豫定ノ事項ヲ講了セシテ學年ヲ終ルカ如キコトアリ其結果トシテ生徒ハ瑣末ノ事項ヲ記憶スルコトアルモ教科書ニ記載セル比較的重要ナル事項ニハ却テ迂遠ナルカ

如キ又ハ須知ノ知識ヲ缺クカ如キ弊ヲ生スルノ虞有之ヤニ見受ケラレ候此弊害ハ現ニ先般舉行シタル高等學校入學志願者選抜試験ノ成績ニ徴スルモ亦之ヲ認ムルヲ得ルトコロニ有之候依テ自今教師カ教科書ヲ使用スルニ當リテハ豫メ該教科書ニ記載セル事項ヲ咀嚼シ十分ニ教科書ヲ活用シテ徒ニ文字章句ノ末ニ拘束セラル、コトナク其眼目ノ點ニ關シテ深キ印象ヲ生徒ノ腦裏ニ與フルコトニ注意シ特ニ必要ナル教材ヲ附説スル場合ノ外ハ成ルヘク該教科書中ニ記載セル事項ヲ敷衍講説スルニ止メ其ノ以外ノ事項ノ口述筆記ヲ避ケ知識ノ散漫ニ流ル、ヲ防キ常ニ適當ナル機會ヲ利用シテ之ヲ反覆練習セシメ以テ教授ノ效果ヲ完カラシムル様致度候

四、新ニ教科書ヲ選定スルカ爲メニ師範學校ニアリテ文部大臣ノ裁定ヲ經ントシ又ハ中學校高等女學校ニアリテ止ヲ得ス未檢定ノモノヲ一時使用スル必要アルトキ文部大臣ノ認可ヲ經ントスルニ當リ往々使用開始期ニ切迫シテ稟申ノ手續ヲセラル、ノ結果裁定又ハ認可ノナキ内ニ使用期ノ始マルカ如キ不都合ノ向モ有之候ニ付自今相當ノ時日以前ニ右ノ手續ヲ了セラル、様致度候 (文部省例規類纂)

教科用圖書使用認可申請ニ關スル通牒 明治四十四年一月廿一日 內務部長ヨリ縣立各學校長へ
教第一一號

中學校令高等女學校令又ハ實業學校令ニ依リ學校長ニ於テ教科用圖書ヲ定ムルトキハ教員會議ノ意見ヲ徵シ認可申請相成度依命此段及通牒候也

追テ中學校又ハ高等女學校ニ於テ檢定未済ノ教科用圖書ヲ使用スル必要アルトキハ該教科用圖書ヲ添へ御申請相成度右申添候也 (千葉縣例規類纂)

四、生徒

行幸啓の節學生生徒の敬禮方 行幸啓の節學生生徒の敬禮方に就ては、明治三十八年、天皇陛下

下伊勢神宮へ行幸の際奉送迎の學生生徒敬禮方に關して、東京府外五縣に文部大臣より内訓が發せられたが、四十一年、皇太子殿下奉送迎の學校生徒敬禮方に就ても、これに準ぜしめて然るべき旨の通牒があつた。尋で四十三年八月二十六日、文部省訓令を以て一層精細な規定が發せられ、同日岡田文部次官は通牒を地方長官並に直轄學校長に發して同訓令の徹底を圖るところがあつた。同年九月二日、本縣に於てもこれに就て訓令を發せられた。尙ほ同月二十三日、愛知縣より右に關して敬禮を終り直立不動の姿勢に復したる後、目迎目送差支なきやの照會に對し、文部省より差支なき旨の回答があつた。翌四十四年七月十二日、文部省は訓令を以て武装せざる場合の敬禮方に改正を加へ、同日右に關して文部省は通牒を發した。これに關する訓令、通牒等の文書を次に掲げることとする。

○天皇陛下 皇太子殿下奉送迎ノ學校生徒敬禮方 四十一年八月十五日 四十一一年八月十五日 申發普二九〇號 各地方長官、直轄學校長へ文部次官通牒

明治三十八年 天皇陛下伊勢神宮へ行幸ノ際奉送迎ノ學校生徒敬禮方ニ關シ東京府外五縣ニ對シ別紙寫ノ通内訓相成候處 皇太子殿下奉送迎ノ學校生徒敬禮方ニ就テモ右ニ準セシメラレ可然ト存候ニ付爲御心得此段及通牒候也 文部大臣内訓寫

東京府、神奈川、靜岡、愛知、岐阜、三重各縣知事

今般 天皇陛下伊勢神宮へ行幸被爲在ニ就テハ奉送迎ノ學校生徒敬禮方左記ノ通心得シムヘシ

一、武装携銃ノ生徒

御車ノ列前ヲ通過スル際捧銃ヲナスコト

二、帽子ヲ被リタル生徒

御車ノ列前ヲ通過スル際一齊ニ脱帽シテ兩足ヲ揃ヘ姿勢ヲ正クシ視線ヲ御車ニ注キ不動直立スルコト

三、帽子ヲ被ララル生徒 (女生徒)

御車ノ列前ヲ通過スル際氣ヲ付ケノ姿勢ヲ取り視線ヲ御車ニ注キ直立不動前ニ同シ但此場合ニ於テ君ケ代ヲ唱スルコト差支ナシ

明治三十八年 天皇陛下伊勢神宮へ行幸ノ際奉送迎ノ學校生徒敬禮方ニ關シテハ其際内訓ノ次第モ有之候處皇太子殿下奉送迎ノ場合ニ於テモ右ニ準セシメラレ候様致度此段及通牒候也 (文部省例規)

行幸啓ノ節學生生徒敬禮方 明治四十三年八月二十六日 文部省訓令第十八號

武装携銃ノ場合

學校長及ヒ職員ハ全隊ノ右翼ニ指揮者ハ各中隊ノ右翼ニ位置シ豫メ劍ヲ銃ニ裝セシメ前驅ノ見エタル時「氣ヲ付ケ」ノ號令ヲ下シ直立不動ノ姿勢ヲ取ラシム御車カ中隊ノ右翼約十歩ニ近キタルトキ「捧銃」ノ號令ニテ一齊ニ捧銃ヲナサシメ御車カ中隊ノ左翼約十歩ヲ過キタルトキ元ノ姿勢ニ復セシム

御車カ中隊ノ左翼ヨリ通過スルトキハ學校長職員及ヒ指揮者ハ左翼ニ位置ス 武装セサル場合 (女生徒ヲ含ム)

學校長及ヒ職員ハ全列ノ右翼ニ指揮者ハ各組ノ右翼ニ位置シ前驅ノ見エタルトキ「氣ヲ付ケ」ノ號令ヲ下シ一齊ニ脱帽セシメ直立不動ノ姿勢ヲ取ラシム御車カ組ノ右翼約十歩ニ近キタルトキハ「禮」ノ號令ニテ敬禮セシメ (體ノ上部ヲ約三十度前方ニ屈セシム) 徐ニ元ノ姿勢ニ復セシム

御車カ組ノ左翼ヨリ通過スルトキハ學校校長職員及ヒ指揮者ハ左翼ニ位置ス

行幸啓ノ節學生生徒敬禮方ニ關スル注意 四十三年八月二十六日 各地方長官、直轄學校長へ文部次官通牒
戊官普一三三號

今般文部省訓令第十八號ヲ以テ行幸啓ノ節學生生徒ノ敬禮方ニ關シ訓令相成候處右ニ就テハ去ル三十八年中内訓ノ次第モ有之候ヘトモ奉送迎ノ實際ニ當リテハ敬禮方往々區々ニ涉リ整一ナラサルノ憾無之ニアラス且敬禮方ニ付改正ヲ要スヘキ廉モ有之今回更ニ訓令相成候次第ニ有之候就テハ自今訓令ニ據リ平常生徒ヲシテ練習セシムルノミナラス尙機ニ臨ミテ豫メ周到ナル注意ヲ與ヘ區々ナル動作ニ出テス整一セル禮容ヲ保タシムル様特ニ御配慮相成度猶又訓令末段ニ示サレタル如ク「禮」ノ號令ニテ體ノ上部ヲ前方ニ屈シタル後ハ徐ニ元ノ姿勢ニ復シ「氣ヲ付ケ」ノ姿勢ノ儘通御ヲ拜シ奉リ之カ爲ニ姿勢ヲ亂スカ如キコト無之様篤ト御注意相成度依命此段及通牒候也

追テ大雨雪ノ際ハ雨具ヲ用フルモ苦カラス又幼稚園並尋常小學校第二學年以下ノ兒童ハ參列セシメサルヲ可トシ尙第三學年以上ノ兒童ト雖場合ニ依リ參列セシメサルモ差支無之候條御承知相成度此段申添候也 (文部省例規)

○行幸啓ノ節學生生徒ノ敬禮方ニ關スル件 明治四十三年九月二日
干葉縣訓令甲第五十四號

郡役所 町村役場 公立學校

今般文部省訓令第十八號ヲ以テ 行幸啓ノ節學生生徒ノ敬禮方ヲ定メラレタリ就テハ自今該訓令ニ據リ平素生徒並兒童ヲシテ練習セシムルノミナラス機ニ臨ミテ豫メ周到ナル注意ヲ與ヘ整一セル禮容ヲ保タシメムコトヲ努ムヘシ (干葉縣教育法規)

行幸啓ノ節學生生徒敬禮後目迎目送差支ナシ 四十三年九月
二十三日 愛知縣開合

文部省訓令第十八號末段敬禮ヲ終リ直立不動ノ姿勢ニ復シタル後目迎目込ハ差支ナキヤ返電待ツ (電信)

右普通學務局回答 四十三年九月二十三日 各地方廳、直轄學校へ普通、專門、實業學務局通牒
月二十九日
戊官普一〇一號

戊官普三
七四號

本年本省訓令第十八號ニ就キ御開合ノ件御見解ノ通 (電信) (文部省例規)

○文部省訓令第十一號 (北海道廳、府縣、直轄學校)

明治四十三年文部省訓令第十八號行幸啓ノ節學生生徒ノ敬禮方中左ノ通改正ス

明治四十四年七月十二日

文部大臣 小松原英太郎

武裝セサル場合ノ項中「御車カ組ノ右翼約十歩近キタルトキ」ヲ「御車カ指揮者ノ前ニ達シタルトキ」ニ改ム

○行幸啓ノ節武裝セサル學生生徒敬禮方 四十四年七月十二日 北海道廳府縣直轄學
發普二九二號 校へ文部次官通牒 各地方廳へ通牒

今般文部省訓令第十一號ヲ以テ行幸啓ノ節學生生徒ノ敬禮方中武裝セサル場合ノ項改正相成候處右實行ニ關シテハ年齢及學年ヲ斟酌シ生徒約六十名乃至八十名ヲ以テ適宜一組ヲ編制シ敬禮上遺憾ノ點無之様御管下へ御示達相成度依命此段及通牒候也

追テ生徒ノ敬禮ヲ了ハリタル場合ト雖御車カ其ノ組ノ前面ヲ全ク通過セラレサル内ハ上體ヲ稍々前方ニ傾ケ敬意ヲ表スルノ禮容ヲ保チ徐々ニ元ノ姿勢ニ復セシムル様御注意相成度此段申添候也

【參照】

文部省訓令第十一號

明治四十三年文部省訓令第十八號行幸啓ノ節學生生徒ノ敬禮方中左ノ通改正ス

武裝セサル場合ノ項中「御車カ組ノ右翼約十歩ニ近キタルトキ」ヲ「御車カ指揮者ノ前ニ達シタルトキ」ニ改ム (文部省例規)

中學校生徒在學ノ儘他學校入學試驗應募者ノ取扱方 中學校生徒在學ノ儘他學校ノ入學に

應ぜんとする者が漸く増加して来て、その試験前より缺席する者があるので、學校に依つては在學中は絶対に受験を許さぬといふ様なところもあつたので、その緩和策として文部省にては、明治三十九年六月二十六日、午官普四八號を以てその取扱方に就て通牒を發した。これに對して本縣にても同月二十八日、左記の如き依命通牒を第二部長より各中學校長に通達した。

○中學校生徒在學ノ儘他學校ノ入學試験ニ應スル件依命通牒 明治三十九年六月廿八日 收第四八二六號
中學校生徒在學ノ儘他學校ノ入學試験ニ應セントスル者ニ對スル取締方ニ付左記ノ通文部省ヨリ通牒越候ニ付御承知相成度依命此段及通牒候也

左記

官普四八號

中學校生徒ニシテ在學ノ儘他學校ノ入學試験ニ應セントスル者ニ對シ往々嚴重ナル取締ヲ爲シ退學シタル上ニアラサレハ之ニ應スルヲ得サルコトニ取扱ヒ居ル向モ有之候哉ニ候處右ハ學校管理上ノ必要ニ出タルハ勿論ノ義ト存候得共一方ヨリ云ヘハ生徒將來ノ方向ニモ至大ノ關係ヲ及ホスヘキ義ニ付正當ノ希望ト認メ得ヘク且管理上甚シキ差支テ生セサル限リハ在學ノ儘他學校ノ入學試験ニ應スルヲ得シムル様致度依命此段及通牒候也

明治三十九年六月廿六日

文部省普通學務局長心得

文部省視學官

野 尻 精 一

千葉縣知事 石 原 健 三殿

(千葉縣例規類纂)

五學年試験繰上施行竝注意 前記の如く中學校生徒の上級學校入學受験者の爲めに緩和令を發したが、上級學校の入學試験とその校の卒業試験とはその學科目及びその程度並にその性質

を異にするものもあるので、依然受験生徒に重壓を課することゝなつて居つたので、文部省にては更に明治四十年十二月十三日、左記の如く未發普四三八號を以て普通學督局長より地方廳へ對し通牒を發し、中學校第五學年生徒の卒業試験を繰上げ施行せしめることゝした。

○中學校第五學年試験繰上施行竝注意 四十年十二月十三日 未發普四三八號

中學校ニ於ケル學年試験ハ中學校令施行規則第四十七條第二項ニ依リ各學年末ニ於テ之ヲ行フヘキ儀ニ有之候處自今第五學年ニ限リ三月上旬以後ニ於テ便宜繰上ケ之ヲ施行スルモ差支無之候夫々御示達相成度尤モ右ノ場合ニ於テハ教授日數ハ豫メ相當補充ノ途ヲ講シ規定ノ制限ヲ下ラシメサル様注意セシメラレ度依命此段及通牒候也 (文部省例規類纂)

學校生徒水泳獎勵 學校生徒の水泳獎勵に就ては明治三十八年以來文部省に於て獎勵するところがあつたが、文部省にては四十年五月二十二日、左記の如き通牒を發して各學校一般にこれを實施せしめる様、普通實業專門三學務局長の名を以て各地方廳に對して通牒を發した。

○學校生徒水泳練習獎勵ニ關スル注意事項 四十年五月二十二日 未發普一七七號

貴管下諸學校生徒水泳練習ノ狀況ニ關スル客年七月六日付發普第二二七號照會ニ對シ曩ニ御報告ノ趣ニ依レハ貴縣ニ於テハ未タ各學校一般ニ之ヲ實施スルニ至ラサル趣ニ候ヘ共右ニ就テハ去ル三十八年五月二十四日付發普第一一九號通牒ノ次第モ有之候ニ付可成汎ク練習セシムル様致度候條本年ヨリ左記事項御含ノ上精々御獎勵相成度依命此段及通牒候也

記

一、水泳實施ニツキテハ監督上及訓育上周到ナル注意ヲ加ヘ危險ヲ豫防スルハ勿論教育上良好ノ効果ヲ收メシムヘ

キコト

二、水泳教員ニハ技術ニ長スルノミナラス可成相當ノ學識アル者ヲ用フヘキコト
 三、水泳ノ練習中ハ校醫或ハ其ノ他ノ醫師ヲ顧問トシテ水泳場、家庭又ハ宿舍ノ内外ニ於ケル衛生ニツキ特ニ注意セシムヘキコト

四、水泳練習中又ハ其ノ前後ニ於テハ機會ヲ利用シテ其ノ地方及河海等ニ關シ適切ナル智識ヲ得シムル爲ニ便宜ノ方法ニヨリテ講話ヲナサシムルコト

五、女生徒及一般男女青年ニ水泳ヲ獎勵シテ適當ナル方法ニヨリ實施セシムルコト但シ風紀ニ關シテハ特ニ注意ヲ要ス

六、講習其ノ他適當ナル方法ニヨリ小學校教員ニ水泳ヲ練習セシメ兒童ノ水泳教授ヲ擔當スルニ適スル者ヲ養成スルコト (文部省例規類纂)

片假名信號法の教授 明治四十一年六月一日、文部省は小學校、中學校、實業學校等の體操科に於て片假名信號法を教授せしめる様普通實業兩學務局長より通牒を發した。これに對して本縣に於ても同月十九日內務部長より各郡長、各縣立學校長に片假名信號法二部宛を添へて通牒した。

○片假名信號法ヲ小學校中學校實業學校等體操科中ニ於テ教授方 四十一年六月一日 各地方廳及高等師範學校へ普通、實業兩學務局長通牒 申官普六二號

小學校中學校等ノ教科目中ニ片假名信號法ヲ加フルハ教育上裨益不尠ト被認候ニ付自今小學校中學校實業學校等ノ體操科中ニ於テ便宜之ヲ教授候様致度依命此段及通牒候也 (文部省例規類纂)

○片假名信號法教授ニ關スル件依命通牒 明治四十一年六月十九日 內務部長コリ 各郡長 縣立各學校長へ 收第二八二三號

小學校中學校等ノ教科目中ニ片假名信號法ヲ加フルハ教育上裨益不尠ト被認候ニ付自今小學校中學校實業補習學校等ノ體操科中ニ於テ便宜之ヲ教授候様致度旨其筋ヨリ通牒相成候條可然御取計相成度 (片假名信號法一冊相添へ) 依命此段及通牒候也 (千葉縣例規類纂)

五、各學校狀況

1、千葉縣立千葉中學校

松戸分校の廢止 明治三十四年四月、東葛飾郡松戸町に設置せられた松戸分校は、三十九年三月限り廢止せられた。その後幾多の變遷を経て今日の文部省直轄の松戸高等園藝學校となつた。

補習科の設置 本校の補習科は前期の明治三十四年四月設置せられたが、中學校令施行規則の改正に基き四十一年七月實業科を加へた補習科が新たに設置せられた。その生徒募集の公告は次の如きものであつた。

補習科生徒募集公告

本校ハ縣令ニ基キ從來ノ短期ノ補習科ノ外ニ來ル九月ヨリ更ニ實業ノ科目ヲ加ヘタル一ケ年ノ補習科ヲ設置セントス、抑中學教育ノ目的ハ進ンテ専門ノ學術ヲ修メントスルモノト、直ニ實業ニ就カントスルモノトノ爲メニ、高等普通教育ヲ施スニアルカ、前者ノ爲メニハ相當ノ機關アリト雖、後者ノ爲メニハ其施設全カラサルヲ以テ、卒業後實業ニ就カントスルモ何等實業的知識及經驗ナキカ故ニ中學ニテ得タル學識ヲ如何ニ應用スヘキカヲ知ラス、之レ其遺憾トスル處也、今回ノ實業的補習科ハ即チ此缺陷ヲ補ヒ以テ中等教育ノ効果ヲシテ充分ニ發揮セシメントシテ起レルモノ也、而シテ本校ハ特ニ本縣ノ狀態ニ鑑ミ先ツ農業ヲ主トセル補習科ヲ設ケントス、其學科ノ豫定ハ左ノ

第四章 中等教育

如シ

- 一、國語漢文
- 一、理科
- 一、農業汎論
- 一、作物及園藝
- 一、畜産
- 一、土壤肥料
- 一、病虫害
- 一、農藝土木
- 一、簿記
- 一、應用經濟
- 以上

明治四十一年七月

千葉縣立千葉中學校

○入學志願者心得

一、實業規習科ハ四月一日ヨリ始マリ翌年三月三十一日マテヲ學年トスルモ本學年ニ限り九月十一日ニ始リ明年三月三十一日ニ終ルモノトス

一、入學志願者ハ身體健康品行端正ニシテ府縣立中學校若クハ之レト同等以上ノ私立中學校ヲ卒業シタルモノトス但シ中學校ヲ卒業シタル日ヨリ起算シニケ年ヲ超エタルモノハ入學スルコトヲ得ス

學事報告 本校首席教諭金子幹太氏ノ卒業式に於ける同校二十學年即ち明治三十八年四月一日ヨリ同三十九年三月三十一日に至る一學年間の狀況に關する報告を見んと

校舎 普通教室十四特別教室四物品室二之に校長室教務室事務室圖書室應接室生徒控所銃器室擊劍柔術道場門衛詰所小使室及寄宿舎三棟賄所等

職員 學校長一名教員二十三名書記二名外に校醫三名教員の受持教授時間平均十七時間餘生徒 學年始ハ六百十名あり定員より十名を超過したるが學年末に五百五十六名となり退學

若クハ轉學したる者五十六名に達す此の外に補習科生徒九十九名を收容す本學年度の入學志願者に百九十九名前年度より増すこと十五名撰拔試験の結果合格したる者百二十六名であつた二十一學年^{明治三十九年度}の入學志願者は二百三十五名本學年より更に増すこと三十六名入學許可したる

者百三十名であつた。

學年試驗成績 試験に應じたる者總計五百二十七名、この中進級したる者四百五十二名、不幸にして原級に留まる者七十五名、この落第生を百分率にすると百人につき十四名と二一強となる。又成績優良で特待生となつた者五年級で三名、四年級で二名、三年級で一名計六名、準特待生となつた者五年級で二名、四年級で五名、三年級で五名、二年級で四名計十六名で此等の特待生には學則に依り授業料を全免し又は半免された。

卒業生の郡別と志望 卒業生六十七名の中、千葉が十七名、市原十五名、東葛飾、山武各十名、長生六名、印旛三名、君津安房二名、香取、匝瑳、夷隅各一名、他府縣九名、其の志望は高等學校が十二名、醫學專門學校七名、高等商業學校五名、海軍兵學校及一年志願兵各三名、陸軍士官學校、高等工業學校、農科大學實科、成城學校高等科及單に藥學、醫學を志して居る者各一名家事に就く者三名未定の者三十五名であつた。

卒業生の狀況 卒業生は通計六百六十六名を出して居る。この中前年度の卒業生を除き現在の狀況を調査したるところでは次の通りになつて居る。

大學教授	二	高等學校教授	五	中等教員	二〇
小學校教員	五八	盲啞學校教員	一	軍人	四八
軍醫	一二	通譯	三	衆議院議員	一
判事	一〇	諸官吏	一四	實業	五四
社會社員	一九	醫師	一六	技師	一

技 手 三 辯 護 士 二 帝國大學々生 二五
私立各大學々生 三〇 醫學專門學校生徒 三三 高等諸學校學生 六三

右の中大學を卒業したる者二一名、不明なる者五七、死亡四五即ち卒業生の約五分に當る、この内三十七八年戰役に名譽の戰死を遂げたる者七名あつた。

恤兵金の寄附 三十七八年戰役に際しては恤兵部を設け三十七年四月より實施し、其の方法生徒は毎月二錢、職員は俸給五百分の一以上、其の他特待生は減免された授業料の幾分を醸出し、其の他種々の會費を節約して寄附せしめた。學校の玄關には恤兵函を設けて一厘でも二厘でも生徒は節約したものをこの函に投入せしめ、かくして得たる金は四百五十六圓三十八錢一厘となり、この内百九十圓を陸海軍恤兵部に獻金し、其の他は千葉町の恤兵各團體或は本校出身者の弔慰金等に使用し、又傷病兵の慰問、雜誌の寄贈等にも用ゐた。かくして恤兵部は三十九年二月末日を以て閉鎖したが、この名譽ある戰役の記念として、學校園及生徒職員貯金制度の二つを實行することにした。別項貯金規約參照

貯金規約 本校にては明治三十九年七月、日露戰役記念事業として、職員、生徒、使部の間に左記の如き貯金規約を設けてこれを實行することとした。

縣立千葉中學校職員貯金規約

第一條 本校職員ハ毎月俸給受領日ニ俸給額百分ノ一以上ヲ貯金スルモノトス

但拾錢位ニ止ム又ハ加俸ハ之ヲ算入セス

第二條 貯金預ケ所ハ衆議ノ上ニテ郵便局又ハ銀行ノ一ヶ處ニ定メ各自ノ通帳ハ會計主任之ヲ保管ス

第三條 預託ニ關スル事務ハ會計主任之ニ當リ會計掛之ヲ輔ケ引出ニ關スルコトハ各自之ヲ辨ス (以下略ス)

縣立千葉中學校生徒貯金規定

第一條 本規定ハ一ハ日露戰役ノ記念トシテ之ヲ創定シ一ハ生徒ヲシテ勤儉貯蓄ノ美風ヲ養成セシム

第二條 生徒ハ毎月(八月ヲ除ク)其學資ヲ節約シテ之ヲ隨意千葉町所在ノ郵便局若クハ指定ノ銀行ニ預ケ入ルヘシ

但最低額ヲ金拾錢トス

第三條 貯金ハ毎月十日以内ニ之ヲ預託シ其通帳ハ各自之ヲ保管スヘシ

第四條 生徒ハ毎月十五日以内ニ必其通帳ヲ學級主任ニ提出シテ檢閲ヲ乞フヘシ

第五條 貯金ハ在校中之カ引出ヲナスコトヲ得ス

但慈善若クハ他日生徒有益ノ道ニ使用スル爲學校ヨリ其引出シヲ許シタル場合ハ此限ニアラス (以下略ス)

學校長

由比質、明治三十二年八月山口高等學校教授より本縣に來任せられ、同四十年一月熊本第五高等學校教授兼生徒監に榮轉した。氏は高知縣の人、東大文科歴史科の出である。氏の在職は本校長中未だ曾てなき九年の長きに亘つた。氏の教育は能く子弟の性能を觀察し、各自の特長に應じて將來の方針を指導し、其の進路を誤ることなからしめた。これを以て子弟の氏を慕ふ情は恰も赤子の如く、氏の生徒を愛する心は宛然慈母の如くで、一校の間師弟互に雅々穆々として濡々たる春風和樂の中に徜徉するの想あらしめた。氏は又學校に於ける教授、管理の一事を以て教育の能事了れりとする凡庸者流と其の撰を異にし、廣く學校と家庭及社會の統一調和を得るでなければ決して其の終局の目的を達すること出來ざるものとし、この主義方針によりて學校と家庭若くは社

會又は中學校と小學校の連絡を圖り或は父兄を招集して學校の事情を知らしめ或は知名の紳士淑女を招きて學術演藝娛樂の會を催うし或は慈善に恤兵に生徒の同情心を喚起して其の義務を果さしむる等直接に間接に生徒をして社會的國家的觀念を啓發誘導するに努めた氏はまた學校長として一意校務に盡瘁し其の職責を全うしたのみではない其の職務に對する餘力を以て社會的公共的事業に盡くしたる功は没することは出来ない殊に縣教育會の事業には多年理事の職に在りて會務の發展擴張を圖り時に會長代理者として統制の任に當りて苦心經營したることも尠くない其の他軍人慰問協會獎學義會は勿論慈善獎兵等の事業に至るまで氏の携はざるもの殆どなく其の善導啓發の功も亦少くない氏の後を襲うた吉田賢龍は石川縣人東大文科哲學科の出である識見高邁人格崇高學問該博なるは當時既に定評であつた明治四十三年五月東宮殿下後の大正天皇本縣に行啓あらせられ其の二十三日午後二時本校に臨ませ給ひ學科教授の實際生徒成績品を親しく臺覽遊ばされたこれ實に學校にとつては曠古の盛儀であり無極の光榮であつた遺啓後吉田校長は直に生徒を集め殿下の御質素にわたらせ給へること御勤勉にましますこと御謙讓にあらせられることなど著しき御高德について語られ以上御高德の一端を以てしても我が國の前途は大いに祝福すべきものあるは言ふを俟たぬ次第である特に吾々は本校に於て親しく御高德に接して國民道德の上に多大なる力を與へられたことは申すまでもない吾々は此の精神的影響を深く腦裡に刻み込み永く無形の記念として恭儉己を持し忠實業を勵みて以て此の行啓の効果を空しうせさらしめんことを期すべきである」とて職員生徒をして感奮興起せしめた。

かくの如く氏は教室に於ての教授も講堂に於ける訓辭も謹嚴其の物の如く生徒をして肅然と

して傾聽せしめた明治四十四年七月第三高等學校教授に拔擢せられた由比氏は其の後第七高等學校鹿兒島造士館長に任せられ吉田氏は由比氏の前同じく鹿兒島第七高等學校造士館長となり後廣島文理科大學長として榮進した吉田賢龍の後を承けて佐原中學校長海鹽錦衛が昇任せられた氏は廣島縣士族東京高師の出身で佐原中學校創立より校長としてよく校務の統理を全うし同校をして着實なる發展の基礎を確立したる老巧の教育者である。

2、千葉縣立佐倉中學校

堀田伯爵家の美譽 本校は舊佐倉藩齋成徳書院の後身にして幾多の變遷を経て明治三十二年四月本縣に移管せられて千葉縣佐倉中學校と稱したが三十九年三月に至り俄然廢校の悲運に逢着せんとしたので舊藩主伯爵堀田正倫は祖業の壞滅に歸するを深く遺憾とし寛政四年以來百五十餘年の傳統と學風とを繼承せしめんとし日本鐵道株券拾萬圓を千葉縣に提供してその利益配當金の内金六千圓を本校の經費に充用せしめることとし三月二十三日本縣令第二十九號を以て左記の如く千葉縣立佐倉中學校維持並特別會計設置規則を定めた。

千葉縣令第二十九號

千葉縣立佐倉中學校維持並特別會計設置規則縣會ノ議決ヲ經内務文部兩大臣ノ許可ヲ得左ノ通相定ム

千葉縣立佐倉中學校維持並特別會計設置規則

第一條 千葉縣立佐倉中學校維持資本トシテ伯爵堀田正倫ハ日本鐵道株券拾萬圓ヲ千葉縣ニ提供シ毎年度其ノ利益配當金ノ内金六千圓ヲ同校ノ經費ニ充用ス

前項ノ利益配當金六千圓以上ニ上ルトキハ其ノ超過額ハ伯爵堀田正倫ヘ還付ス

第二條 本校ノ經濟ハ前條ノ利益配當金、同校ニ屬スル授業料及雜收入ヲ以テ支辨シ特別會計ト爲ス

第三條 本校財産管理ニ關シテハ縣有財産管理規則ヲ適用ス

附 則

第四條 本規則ハ明治三十九年四月一日ヨリ施行ス

この規則は四十二年三月十二日、本縣令第十五號を以て廢止せられた。爾來純然たる縣立學校となつた。

鍋山移轉

明治四十三年十一月十日、佐倉藩費由緒の地宮小路より鍋山の新築校舍竣工に付、此處に移轉し新築校舍落成の式を行つた。その工費四萬二千圓は堀田家より敷地八千七百餘坪は地方有志がこれを寄附した。爾來此の日を以て本校の記念日とした。

天祖宮鎮祭

明治四十三年十一月、校庭に天祖宮を鎮祭し、敬神崇祖の精神涵養に資することとした。

堀田伯爵家の獎學

明治四十四年三月、學術優秀品行方正の卒業生に對し、爾後堀田家より銀時計を賞授せられた。

天壤無窮碑の建立

本校にては曩に皇太子殿下の行啓あらせられたのを無上の光榮とし、これを記念し御盛徳を永久に傳へ奉らんとし、行啓御野立所に「天壤無窮」の校碑を建立した。

本校教授訓育の狀況

明治四十二年四月、山内校長の制定せられたる校訓は左の通り
至誠を以て本と爲し、勤勞を以て主となし、徳操を以て體となし、智能を以て用となし、以て報國を期す、要は國士魂を養ふにあり、

教育勅語と戊申詔書の旨趣に合し、宏遠の理想に自強息まざる實踐を要諦とし、報國精神を高調せるものにて一の題目とも經文とも稱すべく、本校生徒は造次離れず頭沛虧かず之を讀誦して其の精神に徹底せしめ、以て訓育の基本とした。山内學校長は此の校訓の文訓に終るなきを期し、實際に範を垂れ例を示し之れに對應する施設を爲して常に之れを活かし生徒の品性陶冶に努めた。神佛に對する敬虔なる態度、天祖宮の鎮祭、聖像の安置、朝禮及作法の實行、校旗の制定、勤勞の實踐、學校の經營等、枚擧に遑がない。斯くして基礎的訓練を爲し更に生徒自らの反省修養を期する生徒心得を出し、兩々相俟つて人格の完成に導くと共に家庭に對し父兄母姉心得を配布して中心の誠敬愛心を尊重愛護して偏に徳性の萌芽を培養せらるべく、父兄母姉たるものは先づ日々の業務に及ぶだけ勤勉し然る後に子弟を質實勤勉なる風に導かれたく祖先の追敬、神明の感謝を忘れざるや、其の他生徒の躰方と父兄母姉の模範的行爲を勸めて學校と二位一體となつて教育の効果を全うせんことを期した。

又教授の方面にては其の方針を所謂精神教育に基礎を定むるを目標とし、各學科の精神を修身科換言すれば山内校長の考ふる精神に統一せんとし、同科の授業には各學科及各級主任をすべて參列せしめ、教育上の聯絡を圖り各教員互に一致融合して實踐躬行生徒の模範となるを必要とし、一行つて餘力あれば則ち以て文を學ぶの建前となして此の基礎の下に教授を行ひ教授法の研究を爲して聯絡をとることとした。然るに山内校長の此の大理想は勿論或る効果を齎したるも、他の校務の多忙其の他種々なる理由によりて參列教員漸次減少せるを以て全校講堂修身を課し全職員を參取せしめ極力其の徹底を期すると共に他面東京高等師範學校の教授を屢々招聘して一般

的に又は各學科に就て研究会を開催して教授法の向上に大に努力した。又日露戦役後に於ける社會の變化に應じ教室内の教授のみにては時代の進運に伴はざる虞あるを看取して教育、社會、宗教、軍事其の他比較的多方面の權威者を招聘し講演會を開き學校教授の缺を補ひ、且つ現役將校を軍事教官とし軍事思想を鼓吹し、上級生を高等の學校に進む豫科組と直に實務に就く實科組とに分ち、各其の必要に應ずる學科の教授を行ひ、夏期休業中に講習會を開催して生徒の學力助長と補充とを行つた。尙佐倉報德會を設けて學校教育の社會進出を企て、大に努力する所があつた。(佐倉中學校創立三十五週年記念誌校史より抄録)

學校長 小永井解太郎は佐倉藩の人、同藩の儒者小永井小舟先生の令嗣である。東大哲學撰科の出身、職員も生徒も學校長を中心とする一大家族的の氣分に満ちて昔の私塾などの趣を偲ばせた。地方の人士との理解もありて學校を開放して地方教化に資し、本校改廢問題の難局に當りても聊か惑ふ所なく自然の成行に任せるが如くにして而もよく最後の血路を開きて其の存立を全うした。明治四十一年七月青森縣第四中學校長に轉じた。後任には小永井前校長と交代に青森縣同校長畑勇吉任ぜられた。同氏は富山縣の人、東大法科の出、就任後直に本校特別會計の經營に就て研究の結果到底公立中學校の體面を維持して成績を挙げ難きを知り一大革新を必要とし、東奔西走して振興策に努力し遂に之を貫徹した。翌々十二年三月木更津中學校長に轉じた。後任は優良校長の名ある京都府立第四中學校長山内佐太郎來任した。氏は兵庫縣人、東京高師出身である。教育上に於ける自信強く、本校の誕生に際して熱心に努力し、校舎の鍋山移轉新築其の他の施設經營に處して機宜を失はず能く其の目的を達成して校舎の威容を整へ、校訓及校旗の制定、校社の鎮祭、聖像の安

置、校碑の建設等を爲して精神的修養の基礎とし、其の基礎の上に學科の實際化を圖り本校の興隆上貢献する所多大である。(佐倉中學校創立三十五週年記念校史に據る)

3、千葉縣立佐原中學校

定員増加と補習科設置 明治三十九年三月三十一日、生徒定員を五百名十一學級に増員し、また補習科を設置した。

伊能忠敬先生記念會 明治四十五年六月十一日、伊能忠敬先生記念會を創設した。本校は我が地學界の偉人伊能忠敬先生の出身地にして、先生の實家は今も現存しその遺品も保存せられ居り、佐原町にはその墳墓及び銅像等先生を偲ぶに足る記念物頗る多く、この會の創設はまことに郷土偉人顯彰の舉として教育上ふさはしき企である。

學校長 本校創立より海鹽錦衛が校長として十餘年間勤続しよく創業守成二つながら其の功を全うし同校將來に互り堅實なる基礎を確立した。又公務の餘暇を以て同地出身の偉人伊能忠敬翁の事蹟を調査しこれを永遠に顯揚せんと卒先して銅像建設を企てたるが如き氏の力與つて多きに居る。明治四十四年七月二十七日千葉中學校長に任ぜられて去り其の後任には千葉縣師範學校教諭竹内喜之助が來任した氏は滋賀縣の人、東京高等師範學校文科の出身である。

4、千葉縣立成東中學校

定員増加 本校はもと佐倉中學校の分校として創立せられたものであつたが、入學志願者が多いので履増員を行つたが、明治四十五年四月五日、本縣令第四十五號を以て六百名に増加せられ、千葉中學校と共に最生徒の多い學校となつた。

記念植樹 本校にては明治四十四年五月二十七日、東宮殿下御尊影奉戴式を行ひ今回の行啓を記念し、御盛徳を永遠に頌し奉る爲め記念植樹を行つた。

校長 山崎正矩が前期より引続き本期を通じ在任して居つた。氏は東大法科の出身である。

5、千葉縣立大多喜中學校

學規

明治二十三年十月三十日ニ下シ賜リタル教育ニ關スル勅語ハ教學ノ大本道徳ノ常經ニシテ帝國臣民ノ當ニ服膺遵守スヘキ所ナリ本校生徒ハ聖意ヲ奉體シテ自強息マス以テ大中至正ノ一徳ニ達センコトヲ希フヘシ今此ニ學規五條ヲ示ス要ハ聖意ノ貫徹ヲ期スルニ有ルノミ

- 一 大義ヲ明カニシ名分ヲ正シ以テ日本國民タルノ志操ヲ發揮スヘシ
- 一 心術ノ公明ニシ言動ヲ正實ニシ以テ士君子タルノ資性ヲ養成スヘシ
- 一 學業ニ精熟シ身體ヲ剛健ニシ以テ國家有爲ノ材タルコトヲ期スヘシ
- 一 師長ヲ尊親シ學校ヲ愛重シ以テ校風ノ美ヲ顯揚スヘシ
- 一 禮儀ヲ貴ヒ廉耻ヲ重ンシ以テ學生ノ品位ヲ高尚ニスヘシ

校長 村上孚光は創立以來七年二月在任し、本校校長の在職年限としては最も長き記録を残して明治四十年四月一日去り、後任として青木義教が來り、四十三年八月三十一日休職となり、同年九月八日、千葉中學校教諭金子幹太がその後を襲うて校長に任ぜられた。氏は山口縣の出身、東大文科の出身である。現に第六高等學校長の任にある。

6、千葉縣立木更津中學校

本校は明治三十三年二月二日千葉中學校木更津分校として其の設置を認可せられ、始めて本郡内に中等教育機關の設立を見るに至つた。同年六月二十九日新校舍に移轉し、同七月十四日開校式を舉行した。翌三十四年四月十三日分校廢止、木更津中學校を置かれ、千葉縣立木更津中學校と改稱さる。後三十八年日露戰役に際し縣經濟緊縮の要あり、縣當局は再び分校に縮小する案を縣會に提出したるを以て郡有志は時の郡長に迫りて郡會に提案し、一時郡の經濟によりて辛うして本校として維持することを得た。後幾何もなくして再び縣會の決議により本校に復活することが出來た。

校長 前期の末大塚薫兵庫縣龍野中學校に轉し、其の後任として笠原正二校長に任ぜられ、明治四十二年一月二十日、願に依り本職を免ぜられ、同年三月二十八日、佐倉中學校長畑勇吉が校長に任ぜられたが、四十四年七月十八日、休職を命ぜられた。其の後任としては曾て本縣師範學校主席教諭であつた宮崎縣立都城中學校長落合初太郎が任ぜられた。氏は栃木縣の人、東京高等師範學校初代の卒業生、理科の出身である。

7、千葉縣立安房中學校

本校は明治三十四年三月安房郡役所内に假事務所を設け、同年四月一日生徒入學式を舉行し、郡會議事堂を假校舍として始業式を行ふ。同年九月二日安房郡北條町八幡新築校舍に移轉した。三十八年に一年級より五年級に至る各二學級で全部充實し、十學級に編制した。同三十九年三月三十一日第一回卒業證書授與式を舉げた。

校長 創立以來狩野鷹力學校長として勤続すること十餘年、同校今日の隆昌の基礎を確立したるは全く氏の力與つて多きに居る。

8、私立成田中學校

本校の經營 本校は成田山五大事業の一として成田山新勝寺の經營にかゝるものである。
校長等 本校は成田山の經營にかゝるので、その校長は新勝寺住職石川照勤がこれに膺り、別に校長事務代理を置いて日々の校務を處理せしめて居る。前期よりこの校長事務代理であつた栗根鐵藏は明治四十一年九月辭任し、葛原運次郎がこれに代つた。次で校長事務代理を校務主監と改稱した。また本校には別に顧問を置き、四十年九月以來文學博士白鳥庫吉がこれを囑託せられて居る。

9、私立大成中學校

沿革 明治二十二年四月、長生郡豊榮村今泉に私立上埴生學館が設けられ、二十六年六月、同郡茂原町上茂原に私立長生學校が設けられて、共に中等程度の教育を施して居つたが、三十四年四月、兩校を合併して校舎を茂原町高師に新築し、私立大成館と稱し、三百餘人の生徒を收容、薰陶することゝなつたが、合併以來着々改善を加へ、中學程度の教則に基き、また優秀なる教師を招聘して全く中學校と同一の教授を施すに至りたるを以て、本期に入り、四十四年四月、文部省の認可を経て私立大成中學校と改稱するに至つたのである。

學校長 前述の如く私立大成館の創立せられるや、長生郡鶴枝村上永吉の多額納稅者醫學士千葉彌次馬が同館長に推薦せられて就任し、爾來私財を投じて同館の發展に努力し、私立大成中學校となつても引續き同校長として就任し、益々その發展擴張に盡すところが頗る多かつた。

10、銚子中學校及松戸中學校

縣立銚子中學校同千葉中學校松戸分校は明治三十九年三月二十七日縣費を以て設立することを廢止され、同年同月同日銚子中學校は銚子町外二町五箇村の組合を以て従前の校舎を借用して設立され、松戸中學校は同年五月二十三日を以て同町醫師山下寅吉の獨立經營によりて前の松戸分校の校舎を借用し、私立中學校を設置された。校長は銚子は柴田熊太郎に任ぜられ、松戸は子爵勘解由小路資承就任した。勘解由小路子爵は元公卿の一人にして、夙に宮中に奉仕し、其の後東京に出て、司法官となり、又東宮殿下の御教育をも承りたる由なるが、後辭して田舎に退き、田園生活をなし、或時は村長となり、或時は商人と語り、或時は農業を營む等、頗る多方面多趣味の經歷を有する人である。柴田銚子校長は縣立時代より同校に在職したる人にて、東京高等師範學校の出身である。其の後明治四十二年四月、松戸に高等園藝專門學校を銚子に商業學校を縣立として設置されたので、松戸中學校は同年三月二十五日に、銚子中學校は同四十四年四月一日に、いづれも廢止することになつた。

第二節 高等女學校

一、概 說

小學校令の改正義務教育年限の延長に伴ひて、高等女學校令中にも必然的にこれを改正するの要を生じた。依て四十年七月勅令第二百八十一號を以て其の一部を改正した。即ち従來高等小學修業二年の兒童を入學者の資格となしたるものを改めて、年齢十二年以上にして尋常小學校を卒業

したる者又は之と同等以上の學力を有する者となし、又高等女學校の修業年限は從來四箇年にして土地の情況に依り一箇年を伸縮することを得る規程なりしを改め、單に一ヶ年を延長するを得ることとし、從來修業年限三箇年の高等女學校は改正令施行の際現に在學する生徒の卒業するまでは仍之を存続するを得ることとした。翌四十一年五月文部省令第二十號を以て時勢の進運に伴ひ高等女學校令施行規則中學科課程等に關し改正を加へた。其の翌日左記の如く普通學務局長より地方廳へ通牒を發して其の趣旨を明かにし且注意すべき事項を述べて居る。

○高等女學校令施行規則中學科課程等改正ニ關スル趣旨並注意事項 四十一年五月十四日 未發普四一三號

令般省令第二十號ヲ以テ高等女學校令施行規則ヲ改正セラレ學科課程等ニ關シ斟酌取捨ノ範圍ヲ廣メラレ候處右ニ就テハ過日地方長官會議之節當省大臣ヨリ訓示之次第モ有之候義ニ付規程改正ノ趣旨ヲ全ウシ學校ノ施設ヲシテ土地ノ情況ニ適切ナルモノヲラシムル様十分御注意相成度尙改正規程ニ於テ圖畫音樂ヲ缺クコトヲ得シメタルハ此等ノ科目ノ必要ヲ認ムルコト少キカ爲ニハ非スシテ從來地方ニ依リテハ教員設備等ノ關係ヨリ此等ノ科目ヲ設ケルニ困難ヲ感スルモノ往々之レ有ルカ故ニ此等ノ場合ニ對スル特例トシテ特ニ文部大臣ノ認可ヲ受ケ右ノ科目ヲ設ケサルコトヲ得シムルニ止マル義ニ有之又今回學科目教授時數表中ヨリ教育手藝ノ二科目ヲ削除セルハ此等ノ科目ヲ設ケタルヲ得シメサルノ趣旨ニ非スシテ第一條ニ於テ廣ク文部大臣ノ認可ヲ受ケ土地ノ情況ニ依リ必要トスル科目ヲ加設シ得ルコト、ナシタル結果トシテ教育手藝ノ二科目モ亦此加設科目中ニ包含セラレ特ニ此二科目ノミヲ學科目教授時數表中ニ掲ケル必要ナキニ至リタルカ爲ニ外ナラス從テ從來學校ニ於テ此等ノ科目ヲ加設セルモノハ當然新令ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ受ケタルモノト看做スヘキコトヲ附則第五十八條ニ於テ規定セル次第第二有之又第七條中平面幾何ノ初步アルヲ改メ幾何ノ初步トナシタルハ必スシモ平面ノミニ限ラス場合ニ依リ簡單ナル立體ニ關スル事

項ヲモ授クルヲ得シムル趣旨ニ出テタルモノニ有之候處此改正ノ爲ニ必ス立體幾何ヲ授ケサルヘカラサルモノ、如ク解釋シ若ハ之ヲ授クルニ當リ材料ノ選定宜キヲ得ス爲ニ生徒ヲシテ學習上ノ困難ヲ感セシムルカ如キコトアラハ全ク改正ノ趣旨ニ反スル義ニ候條教授之事ニ當ル者ヲシテ十分注意セシメラレ度尙第十六條ニ依リ各學科目每週教授時數變更ノ必要ヲ認メラル、場合ニハ左記ノ制限ヲ超エサル範圍内ニ於テ認可申請セラレ候様致度管下各學校ニ對シテモ以上ノ趣旨御通達相成度依命此段及通牒候也

記

- 一、國語、外國語、歴史及地理ヲ通シ第一學年及第二學年ニ於テハ各八時以上十四時以下第三學年以上ニ於テハ各六時以上十二時以下
- 二、數學、理科及家事ヲ通シ第一學年及第二學年ニ於テハ各三時以上六時以下第三學年以上ニ於テハ各四時以上八時以下
- 三、裁縫及圖畫ヲ通シ第一學年及第二學年ニ於テハ各五時以上十二時以下第三學年以上ニ於テハ各四時以上十四時以下
- 四、音樂及體操ヲ通シ各學年ニ於テ四時以上六時以下 (文部省例規類纂)

尋で明治四十三年十月勅令を以て高等女學校令を以て高等女學校令施行規則を改正した。これは主として高等女學校の學科目中に實業科目を加へ、實科又は選科を置くことを得しめ、又は實科のみを置く高等女學校の設立を許し、實科高等女學校と稱せしめ、これを高等小學校に併設することを得るやうにした。この改正に就て文部大臣は「近時女子教育ノ進歩ニ伴ヒ實科的各種學校ノ設置ヲ企畫スルモノ漸ク多キヲ加ヘントス。然ルニ郡市町村ノ如キ公共團體ニ於テ

ハコレヲ設置セントスルニ何等ノ規定ノ據ルヘキモノナク不便ニ感スルコト尠シトセス從來高等女學校ニ於テハ土地ノ情況ニ應シテ其ノ學科課程ニ斟酌ヲ加ヘル餘地ナキニシモアラサルカ、主トシテ家政ニ關スル科目ヲ修メントスル者ニ對シテ未タ適切ナラサル憾アリ是レ今回ノ改正ニ於テ高等女學校ニ實科ヲ置クコトヲ得シメ(中略)又選科生ヲ置キテ事情止ム能ハサル者ノ爲メニ簡易學修ノ途ヲ開キタル所以ナリト説明シ又新ニ實業ノ學科目ヲ設ケタルハ實業ノ趣味ヲ涵養スルト共ニ女子ヲシテ家業ヲ重シ勤勞ヲ厭ハサルノ美風ヲ失ハサラシメ質素勤勉ノ氣風ヲ養成セシメ中産ノ家庭ニ生育シタル女子ニシテ其ノ主婦タルコトヲ得サルカ如キノ時弊ヲ匡救セントスルニ因ル」と解釋して居る。これは當時の高等女學校卒業生がリーダーは讀めても飯が炊けないといふ非難に對する應急策と其反動によつて生じた當時の輿論女子をしての特性に適應する智識技能を有する實用的婦人の養成策とが叙上の改正を生んだものと思はれる。國民教育獎勵十年史赤司鷹一郎論文に據る

實科高等女學校の名稱が現はれ且つ單獨に設置を許されることになつてから從來徒弟學校規程により設けられたる女子の染織學校又は女子の技藝學校等は多く實科高等女學校に組織を變更さるゝものが多くなつた。而して實科に入學することを得る者は年齢十二年以上にして尋常小學校卒業程度以上の學力を有するものとし、修業年限は尋常小學校卒業程度を以て第一學年の入學資格とする場合に於ては三箇年とし、高等小學校第一學年修了程度を以て第一學年の入學資格とする場合に於ては二箇年とし、尙ほこの場合は一ヶ年を延長し得ることとした。この改正は地

方の女子をして成るべく其の地方に必要な教育を受けるの便宜を得せしめ、家庭と學校とを密接ならしめたのである。左にこの改正に關して發したる文部大臣の訓令を掲ぐ

○高等女學校令及高等女學校令施行規則中改正ニ付訓令 明治四十三年十月二十七日 文部省訓令第二十三號 北海道廳 府 縣
 今般勅令第四百二十四號ヲ以テ高等女學校令中ニ改正ヲ加ヘラレ文部省令第二十三號ヲ以テ高等女學校令施行規則ノ一部ヲ改正セリ

近時女子教育ノ進歩ニ伴ヒ實科の各種學校ノ設置ヲ企畫スルモノ漸ク多キヲ加ヘントス然ルニ郡市町村等ノ如キ公共團體ニ於テハ之ヲ設置セントスルニ何等規定ノ據ルヘキモノナクシテ不便ヲ感スルコト尠シトセス而シテ從來高等女學校ニ於テハ土地ノ情況ニ應シテ其ノ學科課程ニ斟酌ヲ加フルノ餘地ヲ存セサルニアラスト雖主トシテ家政ニ關スル學科目ヲ修メントスル者ニ對シテ未タ適切ナラサルノ憾アリ是レ今回ノ改正ニ於テ高等女學校ニ實科ヲ置クコトヲ得シメ其ノ學科課程ニ於テ特ニ裁縫ニ重キヲ置キ實業ヲ加ヘ且ツ土地ノ情況ニ應シテ學科目及其ノ每週教授時數ヲ變更スルコトヲ得シメ又選科生ヲ置キテ事情已ム能ハサル者ノ爲ニ簡易學修ノ途ノ開キタル所以ナリ故ニ改正令ヲ實施スルニ當リテハ學科目及其ノ程度ノ選定宜シキヲ得務メテ土地ノ情況ニ適應セシメント期セラレシ且ツ夫レ女子ノ教育ハ特ニ學校ト家庭ト相俟チテ始メテ其ノ訓育ノ効果ヲ完ウシ得ヘキモノニシテ女子ヲシテ修學ノ爲速ク父母ノ膝下ヲ離レシムルカ如キハ訓育上頗ル考慮ヲ要スル所ナリトス是レ從來ノ高等女學校ノ外ニ一般公共團體等ヲシテ單獨ニ實科高等女學校ヲ設置シ又ハ之ヲ高等小學校ニ併設スルヲ得シメ以テ其ノ設置ヲ簡易ニシテ地方ノ女子ヲシテ成ルヘク其ノ地方ニ於テ必要ノ教育ヲ受クルノ便ヲ得シメ學校ト家庭トヲ密接ナラシメントスル所以ナリ然レトモ之カ爲ニ施設ノ弊ニ陥ルカ如キハ改正ノ本旨ニアラサルコトヲ俟タサル所ナルカ故ニ之ヲ設置スルニ方リテハ須ク地方經濟ノ情況ト教員供給ノ如何トニ鑑ミ施設其ノ宜シキヲ失ハサラシメントニ注意セラルヘ

又新ニ實業ノ學科目ヲ設ケタルハ實業ノ趣味ヲ涵養スルト共ニ女子ヲシテ家業ヲ重シ勤勞ヲ厭ハサルノ美風ヲ失ハサラシメ質素勤勉ノ氣風ヲ養成セシメ中産ノ家庭ニ生育シタル女子ニシテ其ノ主婦タルコトヲ得サルカ如キノ時弊ヲ匡救セントスルニ因ル唯姑ク之ヲ缺クコトヲ得ルコトヲ規定シタルハ畢竟教員ヲ得ルノ困難ト地方經濟ノ如何ヲ顧慮シタルニ因ルモノナルカ故ニ其ノ設置ハ成ルヘク之ヲ獎勵セラルヘシ

本大臣ハ各地方長官カ能ク改正ノ趣旨ヲ體シ女子教育改善ノ實ヲ擧グルニ於テ遺算ナカラシコトヲ望ム
本縣では中學校は前期に於て多數増設せられたが高等女學校は唯千葉高等女學校が一枚あるのみで女子教育は男子の中等教育に比して甚だ遅れて居つた縣下有識者の間には高等女學校増設の議論が喧しかつた。議熟して明治四十年の通常縣會で縣立東金高等女學校の設置が議決され翌四十一年四月十四日文部省告示第四十一號縣縣告示第一百二十二號を以て山武郡東金町に設置し同月より開設された。この期より女子教育は俄然勃興し各地に其の設置を見るに至つた。郡立として安房高等女學校、香取郡立高等女學校、木更津高等女學校、私立として成田高等女學校、都合四校、實科高等女學校は市原實科高等女學校、銚子實科高等女學校の二校何れも郡立で通計七校が増設され、千葉高等女學校を合せて八校となり男子の中學校と略均衡を得るに至つた。

當時千葉教育雜誌は高等女學校の増設を左の如くいへり。
現時本縣女子の初等教育は長足の進歩をなし、就學兒童は學齡兒童百人中九十一二人の多きに達し、男兒の就學數に比して其の差、餘り懸隔なきまでに進めり。隨て近來中等教育を受けんとするもの年一年に増加し、本年縣立高等女學校に入學せんとするものは、募集定員に二倍の超過を致し、女子師範學校に志望するものは六倍の増加を見

るに至れり。此の外地方に高等女學校なきが爲め、或は遠く筈を負ふて東京に遊學するものあり、或は向學の志望を空うして私立裁縫女學校に入り、又は家庭に在りて技藝の科若は數科を修めて満足するものあり、其の他此の類蓋し多きに居るべし。今日中等教育を受けしむるが爲め、地方より東京に出すは男子と雖も考慮すべき所なるに、妙齡の女子を父母の膝下より離して浮華豪奢の風、熾なる大都會に出すが如きは教育上最も顧慮すべき問題といふべし。今や男子の中學校は施設宜しきに適ひ、機關漸く具はり、向學の志望ある青年は、縣下到處所、其の志す學校に入り敢て不自由を感じずと雖も、獨り女子に至りては、未だ其の機關具備せざるが爲め、空しく志望を廢絶するの止むを得ざるに至るは遺憾之に過ぐるものなし。故に吾人は來年度に於て先づ一校を増設し、將來更に適當の時機を察し、數校増設の計畫あらんことを望むものなり
明治三十九年十月十五日
日發行千葉教育雜誌

二、設置廢止

本期に入り從來徒弟學校規程に依り設置されたる市原郡立市原染織學校及海上郡立銚子技藝學校は實科高等女學校規程の發布を見るに至りこれを廢し實科高等女學校に組織を變更した。其の他新に設置認可を得たる學校及年月日は左の通り

名 稱	位 置	主 體	設立認可 發令番號	設立認可 年月日	變更廢止認可發令番號	認可年月日
東金高等女學校	山武郡東金町	縣立	文部省告示 第四十一號 縣告示 第一百十二號	明治四十一年 四月十四日 同上		
安房高等女學校	安房郡北條町	郡立	文部省告示 第三十三號	明治四十二年 八月六日		

香取郡立高等女學校	香取郡佐原町	郡立	文部省告示第六十一號	明治四十三年三月五日	
木更津高等女學校	君津郡木更津町	郡立	文部省告示第四百十五號	明治四十三年四月一日	
成田高等女學校	印旛郡成田町	私立		明治四十四年二月十四日	
市原實科高等女學校	市原郡鶴舞町	郡立	文部省告示第四百十五號	明治四十四年三月三日	文部省告示第四十六號ヲ以テ市原染織學校廢止
銚子實科高等女學校	海上郡銚子町	郡立	文部省告示第九十號	明治四十四年三月二十五日	文部省告示第九十一號ヲ以テ銚子技藝學校廢止
					明治四十四年三月三日
					明治四十四年三月二十五日

三、縣立高等女學校學則の改正

明治三十九年の改正 三十九年一月二十六日、本縣令第十三號を以て千葉縣立千葉高等女學校學則中數學、理科及び圖畫の課程表につき左記の如く改正があつた。

圖 畫	第一學年		第二學年		第三學年		第四學年	
	自在畫	數 學	自在畫、幾何畫	數 學	同 上	同 上	同 上	同 上
理 科	植物、動物	整數、小數、諸等數 分數、比例	衛生 前學年ノ續、生理、	整數、分數、比例	化學、礦物、物理	物 理	前學年ノ續、代數初 步、幾何初步、珠算	

明治四十年の改正 四十年三月一日、本縣令第十八號を以て再び改正せられたが、これは左記

の如く生徒の休學及び授業料に關する改正であつた。

第十五條ノ次ニ左ノ一案ヲ加フ

第十五條ノ二 生徒病氣其他止ムヲ得サル事由ニテ三ヶ月以上出席シ難キトキハ期間ヲ定メ休學ヲ願出ツルコトヲ得但シ期間ハ一ケ年ヲ超ユルコトヲ得ス

第二十一條 授業料ハ一ヶ月金壹圓六拾錢トシ在學中ハ出席ノ有無ニ拘ハラズ毎月十日マテニ之ヲ納メ特ニ期日ヲ指定シタルトキハ其期日マテニ之ヲ納ムヘシ

但シ毎年八月ハ之ヲ徴收セス

休學ノ許可ヲ得タル者ハ翌月ヨリ授業料ヲ納ムルコトヲ要セス

第二十二條 學校長ハ戰時事變ニ際シ召集セラレタル者若クハ明治二十九年勅令第五號第一條第二條ノ事項ニ該當スル者ノ子妹ニ對シ授業料ヲ減免スルコトヲ得

明治四十一年の學則制定

明治四十年までは縣立として千葉高等女學校一校のみであつたが四十一年四月より東金高等女學校が設立せられたので、同年三月三十一日、本縣令第二十四號を以て、左記の如く千葉縣立高等女學校學則が定められた。

千葉縣立高等女學校學則(抄) 明治四十一年三月三十一日 千葉縣令第二十四號

第一章 學科課程及教授時數

第一條 本科ノ學科目中教育ヲ加ヘ外國語ハ英語トシテ之ヲ隨意科目トス

第二條 本科ノ學科課程及每週教授時數ハ左ノ如シ

學科目	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
修身	二 人倫道德ノ要旨 作法	二 同上	二 同上	二 同上
國語	六 講讀、作文、習字、文法	六 同上	五 同上	五 同上
歴史、地理	三 本邦地理史	三 同上	二 外國地理史	三 同上
數學	二 整數、小數、諸例、等數、分數、珠算	二 同上	二 比例、割合、開平	二 前學年ノ續、幾何初步
理科	二 植物、動物	二 前學年ノ續、衛生	二 化學、礦物、物理	一 物理
圖畫	一 自在畫	一 幾何在畫	一 同上	一 同上
家事			二 衣食住	二 家事、簿記、看護、育兒法
裁縫	七 縫方、裁方、結方	七 縫方、結方	七 同上	七 同上
音樂	二 單音唱歌	二 同上	二 複音唱歌	二 同上
體操	三 普通體操遊戲	三 同上	三 同上	三 同上

計	二八	二八	二八	二八
外國語	三 讀方、譯解、書取、習字	三 同上、會話、文法、作文	三 同上	三 同上
教育				二 理論ノ大意

外國語ヲ學習スル者ニハ裁縫ノ時間中ヨリ三時間教育ヲ學習スル者ニハ國語ノ時間中ヨリ二時間ヲ減シテ之ニ充ツ

第三條 千葉高等女學校ニ補習科ヲ置キ其ノ修業年限ヲ一箇年トス

第四條 補習科ノ學科目及每週教授時數ハ修身二時間、國語七時間、數學二時間、理科一時間、圖畫一時間、家事二時間、裁縫八時間、音樂二時間、體操三時間トシ隨意科目トシテ教育二時間、外國語三時間ヲ加フ但シ外國語ヲ學習スル者ニハ裁縫時間中ヨリ三時間教育ヲ修ムル者ニハ國語ノ時間中ヨリ二時間ヲ減シテ之ニ充ツ

外國語ハ英語トス

第四章 授業料

第二十條 授業料ハ一ヶ月壹圓六拾錢トシ八月ノ外在學中出席ノ有無ニ拘ハラズ毎月十日マテニ之ヲ納付スヘシ但シ特ニ期日ヲ指定シタルトキハ其ノ期ニ納付スヘシ

休學ノ許可ヲ得タル者ハ翌月ヨリ授業料ヲ納付スルヲ要セス

第二十一條 學校長ハ戰時事變ニ際シ召集セラレタル者若ハ明治二十九年勅令第五號第一條第二條ノ事項ニ該當ス

第四章 中等教育

ル者ノ子妹ニ對シ授業料ヲ減免スルコトヲ得

明治四十一年の改正 四十一年十二月二十九日、本縣令第九十六號を以て千葉縣立高等女學校學則中一部の改正を行つたが、これは左記の如く本縣立高等女學校間に於て轉學した生徒の授業料納付に關する事項を定めたものである。

第二十條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

本縣立高等女學校間ニ於テ轉學シタル生徒ノ授業料ハ前學校ニ於テ納付シタル月ハ後學校ニ於テ更ニ納付ヲ要セス
 明治四十四年の改正 四十四年二月七日、本縣令第十一號を以て再び改正せられたが、その要點は左記の如く學科課程及び毎週教授時數の改正、補習科の廢止、保證人及び生徒の罰則に就て改正を加へたものである。

第二條 本科ノ學科課程及毎週教授時數ハ左ノ如シ

學科課程及毎週教授時數表

學科目	學年		數時	學科目	學年		數時
	第一學年	第二學年			第一學年	第二學年	
修身	二	二	二	國語	六	六	六
算術	二	二	二	文法、作文、習字	六	六	六
幾何	二	二	二	講讀、文法、作文、習字	六	六	六
植物、動物	二	二	二	日本地理史	三	三	三
生理及衛生	二	二	二	外國地理史	二	二	二
化學及礦物	二	二	二	外國地理史	二	二	二
物理	二	二	二	外國地理史	二	二	二
自由畫	一	一	一	外國地理史	二	二	二
幾何	一	一	一	外國地理史	二	二	二
衣、食、住	二	二	二	外國地理史	二	二	二
裁縫	七	七	七	外國地理史	二	二	二
音樂	二	二	二	外國地理史	二	二	二
體操	三	三	三	外國地理史	二	二	二
英語	三	三	三	外國地理史	二	二	二
計	二八	二八	二八	外國地理史	二	二	二
算術	二	二	二	外國地理史	二	二	二
幾何	二	二	二	外國地理史	二	二	二
植物、動物	二	二	二	外國地理史	二	二	二
生理及衛生	二	二	二	外國地理史	二	二	二
化學及礦物	二	二	二	外國地理史	二	二	二
物理	二	二	二	外國地理史	二	二	二
自由畫	一	一	一	外國地理史	二	二	二
幾何	一	一	一	外國地理史	二	二	二
衣、食、住	二	二	二	外國地理史	二	二	二
裁縫	七	七	七	外國地理史	二	二	二
音樂	二	二	二	外國地理史	二	二	二
體操	三	三	三	外國地理史	二	二	二
英語	三	三	三	外國地理史	二	二	二
計	二八	二八	二八	外國地理史	二	二	二

學科目	學年		數時	學科目	學年		數時
	第一學年	第二學年			第一學年	第二學年	
算術	二	二	二	國語	六	六	六
幾何	二	二	二	文法、作文、習字	六	六	六
植物、動物	二	二	二	講讀、文法、作文、習字	六	六	六
生理及衛生	二	二	二	日本地理史	三	三	三
化學及礦物	二	二	二	外國地理史	二	二	二
物理	二	二	二	外國地理史	二	二	二
自由畫	一	一	一	外國地理史	二	二	二
幾何	一	一	一	外國地理史	二	二	二
衣、食、住	二	二	二	外國地理史	二	二	二
裁縫	七	七	七	外國地理史	二	二	二
音樂	二	二	二	外國地理史	二	二	二
體操	三	三	三	外國地理史	二	二	二
英語	三	三	三	外國地理史	二	二	二
計	二八	二八	二八	外國地理史	二	二	二
算術	二	二	二	外國地理史	二	二	二
幾何	二	二	二	外國地理史	二	二	二
植物、動物	二	二	二	外國地理史	二	二	二
生理及衛生	二	二	二	外國地理史	二	二	二
化學及礦物	二	二	二	外國地理史	二	二	二
物理	二	二	二	外國地理史	二	二	二
自由畫	一	一	一	外國地理史	二	二	二
幾何	一	一	一	外國地理史	二	二	二
衣、食、住	二	二	二	外國地理史	二	二	二
裁縫	七	七	七	外國地理史	二	二	二
音樂	二	二	二	外國地理史	二	二	二
體操	三	三	三	外國地理史	二	二	二
英語	三	三	三	外國地理史	二	二	二
計	二八	二八	二八	外國地理史	二	二	二

英語ヲ學習スル者ニハ裁縫ノ時間、教育ヲ學習スル者ニハ國語ノ時間ヲ減シテ之ニ充ツ
 學校長ハ季節ニ依リ裁縫ノ教授時數ヲ二時以内増加シテ之ヲ課スルコトヲ得

明治四十五年の改正 四十五年三月八日本縣令第二十四號を以て三度改正を行つたが今回の改正は従來の改正に比すれば左記の如く全面的のものであつた。

千葉縣立高等女學校學則(抄)

第一章 生徒定員

第一條 生徒ノ定員ハ左ノ如シ

千葉高等女學校 四百名

東金高等女學校 三百廿名

第三章 學科課程及教授時數

第五條 本科學科目中教育ヲ加ヘ外國語ハ英語トシ共ニ之ヲ隨意科目トス

第六條 學科課程及每週教授時數ハ左ノ如シ

學科課程及每週教授時數表

學科目	學年			
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
國語	六	六	五	五
修身	二	二	二	二
算術	二	二	二	二
植物、動物	二	二	二	二
生理及衛生	二	二	二	二
物理化學	二	二	二	二
寫生畫、臨畫、 考案畫	一	一	一	一
日本本地理史	三	二	三	三
日本歷史、滿洲 地理、世界地理	三	二	二	三
世界國地理史	二	二	二	三
日本歷史、外國 歷史、地理概説	三	二	二	三
生徒心得、教育 ニ關スル勅語、 道徳ノ要項作法	二	二	二	二
戊申詔書、道徳 ノ要項、我國道徳 ノ特質、作法	二	二	二	二
講讀、作文、習 字	六	六	五	五
講讀、作文及文 法、習字	六	六	五	五
講讀、作文、習 字	六	六	五	五

學科目	學年			
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
國語	六	六	五	五
修身	二	二	二	二
算術	二	二	二	二
植物、動物	二	二	二	二
生理及衛生	二	二	二	二
物理化學	二	二	二	二
寫生畫、臨畫、 考案畫	一	一	一	一
日本本地理史	三	二	三	三
日本歷史、滿洲 地理、世界地理	三	二	二	三
世界國地理史	二	二	二	三
日本歷史、外國 歷史、地理概説	三	二	二	三
生徒心得、教育 ニ關スル勅語、 道徳ノ要項作法	二	二	二	二
戊申詔書、道徳 ノ要項、我國道徳 ノ特質、作法	二	二	二	二
講讀、作文、習 字	六	六	五	五
講讀、作文及文 法、習字	六	六	五	五
講讀、作文、習 字	六	六	五	五

外 國 語	三	發音、綴字、讀方及譯解、話方及作文、書取、習字	三	讀方及譯解、話方及作文、書取、習字	三	讀方及譯解、話方及作文、書取	三	同	上
-------	---	-------------------------	---	-------------------	---	----------------	---	---	---

教育ヲ學習スル者ニハ國語ノ時間、外國語ヲ學習スル者ニハ裁縫ノ時間ヲ減シテ之ニ充ツ
 學校長ハ季節ニ依リ裁縫ノ教授時數ヲ二時以內増加シテ之ヲ課スル事ヲ得

第七章 授業料

第二十六條 授業料ハ一ヶ月壹圓六十錢トシ在學中ハ出席ノ有無ニ拘ラス指定ノ期日迄ニ之ヲ納付スヘシ但毎年八月ハ之ヲ徵收セス

休學ノ許可ヲ得タル者ニ對シテハ其ノ翌月ヨリ授業料ヲ徵收セス

本縣立高等女學校間ニ於テ轉學シタル者ノ授業料ハ前學校ニ於テ徵收シタル月ハ更ニ之ヲ徵收セス

第二十七條 學校長ハ戰時事變ニ際シ召集セラレタル者若ハ明治二十九年勅令第五號第一條第二條ノ事項ニ該當スル者ノ家族ニ對シ授業料ヲ減免スルコトヲ得

教授細目ノ編成

今回文部省に於て高等女學校及實科高等女學校教授要目を定められたので、本縣に於ては左記の如く本縣訓令甲第二十八號を以て公私立高等女學校及び實科高等女學校に對して、本縣の實情に即したる適切有効なる教授細目を編成せしめることとした。従つて三十六年三月千葉縣訓令甲第十七號はこれを廢止した。

○千葉縣訓令甲第二十八號（明治四十四年八月二十五日）

公私立高等女學校

公私立實科高等女學校

今般文部省訓令第十二號ヲ以シ高等女學校及實科高等女學校教授要目ヲ定メラレタリ學校長ハ宜シク該要目ニ準據シ縣下ノ情況ニ顧ミテ適切ナル教授細目ヲ編成シ以テ各學科目教授ノ内容ヲ充實シ克ク當該學校教育ノ本旨ヲ貫徹セシメンコトヲ期スヘシ

四、各學校狀況

1、千葉縣立千葉高等女學校

本校は本縣高等女學校中其の創立最も古く明治三十二年の設置に係り、明治四十一年三月東金高等女學校が設立するまで縣立として唯一の學校であつた。随つて入學生は南は房州北は佐原、銚子方面より來り殆ど全縣下を網羅した。

皇子太殿下の行啓

明治四十四年五月、皇太子殿下（大正天皇本縣下御巡覽の際、同月二十三日本校に行啓あらせられ、親しく生徒修學の狀を贊はせ給ふた。本校にとつてはまことに至上の光榮であつた。同夕本校生徒御旅館の前にて稅所篤子作詞、東儀季照作曲の「松の操」の歌曲を合唱せしに、特に御耳に止めさせ給ひしと見へ、後この歌と曲とを差出せよとの御沙汰を蒙り、直ちに淨書して奉獻し無上の面目を施した。

學校長

本期の始は石井要であつた。同氏は本縣市原郡市東村奈良の出身で、東京高等師範學校の前身東京師範學校中學師範科の卒業である。各府縣の師範學校教諭及中學校教諭校長を歴任し、明治三十八年九月本校長に任ぜられ、在職五年にして明治四十二年九月退職した。後任には本校

創立以來首席教諭として功勞尠からざる小池民次東金高等女學校長より其の後を襲うた。

2、千葉縣立東金高等女學校

本校の創立 本校は明治四十一年四月十四日、設立認可を得、同三十日舊山武郡立染織學校舎を假校舎として開校した。依つてこの日を創立記念日として居る。

東宮侍從御差遣

明治四十四年五月東宮殿下(大正天皇)本縣行啓に際し、同月二十一日畏くも東宮侍從陸軍少將田内三吉を本校に御差遣遊ばされ學事の狀況を御視察あらせ給ふた。

學校長

本校の創立せられるや、千葉高等女學校教諭小池民次が本校々長に任ぜられ、明治四十二年九月、千葉高等女學校に轉任し、その後任として千葉縣女子師範學校教諭川村良四郎が來任した。

3、安房郡立安房高等女學校

本校沿革

明治四十年四月、安房郡立女子技藝學校を北條町に設置し、同年五月十八日開校式を行ひ、四十二年八月六日、同校を廢止して本校を設置し、同年九月一日、郡會議事堂を假校舎として開校した。同月六日、元安房郡立女子技藝學校生徒に試験を施行し、同月十日、第一學年、第二學年、第三學年に夫々入學を許可し、同月十一日始業式を行なつた。

學校長

明治四十年五月三十一日、小松崎金次郎が安房郡立技藝學校長に任ぜられたが、同校が廢止となり本校が設立せらるゝに及んで、千葉高等女學校教諭八卷嘉作校長として就任した。氏は東京高等師範學校國漢文專修科の出身である。

4、香取郡立高等女學校

沿革

本校はもと町立佐原女學校として設立せられたものであつたが、明治四十三年三月四日、その組織を改め郡立としてその設立を認可され、同月十五日、開校式及び入學式を行つた。

校訓

- 一、身體を鍛鍊し剛健の氣象を養ひませう。
- 二、勤勞を貴び喜んで奉仕を致しませう。
- 三、創造に励め文化に貢献致しませう。
- 四、信義禮節を重んじ一致協同致しませう。
- 五、溫良貞淑を尙び親切を以て人に接しませう。

學校長

町立時代の校長は松下市太郎であつたが、明治四十三年三月、本校の創立せられるや、同月二十二日、本縣視學田中壽治が校長に任ぜられた。氏は栃木縣の出身、東京高等師範學校の前身東京師範學校小學師範科の卒業である。

5、君津郡立木更津高等女學校

沿革

明治四十三年三月三十一日、設立を認可され、君津郡會議事堂を假校舎に充て、同年五月一日開校式を行ひ、本科及び技藝專修科を置き授業を開始し、四十五年四月、技藝專修科を實科と改めた。

學校長

明治四十三年三月三十一日、郡立として設置せられるや、君津郡長岡巖が校長事務取扱を命ぜられ、同年十月、校長事務取扱を免ぜられ、大野千畝が校長に任ぜられた。氏は東京高等師範學校の前身東京師範學校中學師範科の出である。

6、市原郡立市原實科高等女學校

沿革 本校の前身は明治三十四年三月市原郡八幡町に設置せられた市原郡立市原染織學校で、三十八年九月鶴舞町に移轉し、四十四年三月三十一日、同校を廢止して本校を設立し、同年四月一日開校したものである。

學校長 本校の前身たる染織學校創立當時の校長は鶴田三郎であつたが、明治四十一年退職し、日下忠これに代り、四十三年には萩原此吉がその後を襲ひ、本校の創立せられるや、本郡出身東京高等師範學校卒業生川崎市藏が校長として迎へられたが、翌四十五年三月三十一日、休職となり、同年四月五日、本縣師範學校教諭會田貢がその後任を命ぜられた。氏は本縣山武郡大網町の出身である。

7、海上郡立銚子實科高等女學校

沿革 本校はもと海上郡立銚子染織學校として設立せられたものであつたが、明治四十二年組織を改めて海上郡立銚子技藝學校と改稱し、四十四年三月三十一日限り廢止し、同月二十五日、本校の設立が認可せられ、同年四月十日開校したものでこの日を開校記念日として居る。

學校長 染織學校時代の校長は、始め坂井勝、後四十年十一月坂井去り、奈良縣工業學校教諭久米武次郎これに代り、四十二年技藝學校となつてからは、茂木茂三郎が校長として來任し、四十四年四月實科高等女學校となつてからは、今關源十郎が校長として就任した。今關氏は本縣長生郡廳南町の出身である。

8、私立成田高等女學校

沿革 本校は元私立成田山女學校と稱して明治四十一年四月の創立に係り、四十四年二月、文部大臣の認可を得て成田高等女學校と改稱した。本校も成田山五大事業の一にして、校主兼校長は新勝寺貫主石川照勤である。この外に校主兼校長を補佐する爲めに、石川愛一郎、三橋金太郎、三橋重郎兵衛、小野寺清三郎の四理事を置き、石川理事は専務理事として平常校務を總管して居る。別に教務を管掌する爲めには、教務主管を置き、明治四十四年四月一日、成田中學校教諭中島喜一がこれに任ぜられた。

教育方針 本校は成田山の經營に屬するも、高等女學校令に準據して、絶對に宗教的布教宣傳の機關に供せず、専ら社會奉仕を目的とし、國民教育の一部を負擔するものである。

學校長 本期を通じて前述の如く、校主兼校長は石川照勤、教務主管は中島喜一であつた。中島氏は本縣君津郡飯野藩士で、東京高等師範學校の前身東京師範學校中等師範學科の出身である。

第三節 中等教員檢定

明治四十年の改正 明治四十年四月二十五日、教員檢定に關する規程中改正を行つた。其の主なるものを擧ぐれば、從來數科目を一資格として受験したるものを分別したること即ち

第二條第一項中「家事及裁縫」ヲ「家事、裁縫」ニ改ム

同條第二項中「算術、代數、幾何」「三角法」ヲ「算術、代數、幾何、三角法」ニ「四部ヲ」「三部」ニ改ム「圖畫ハ毛筆畫、用器畫、鉛筆畫、用器畫ノ二部ニ」「家事及裁縫ハ家事、裁縫ノ二部」ヲ削ル

同條第三項中「三角法ハ算術代數幾何ニ」ヲ削リ「解折幾何ハ」ノ下ニ「算術代數幾何ヲ」加フ

受験資格の範圍を擴張したること、即ち

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ試験檢定ヲ受クルコトヲ得

一、中學校ヲ卒業シタル者

二、修業年限四箇年以上ノ高等女學校ヲ卒業シタル者

三、專門學校入學者檢定規程ニ依ル試験檢定ニ合格シタル者

四、專門學校入學者檢定規程第八條第一號ニ依リ一般ノ專門學校入學ニ關シ指定ヲ受ケタル者

五、小學校本科正教員ノ免許狀ヲ有スル者

六、明治四十二年二月以前ニ於テ教員免許令ニ依リ授與セラレタル教員免許狀ヲ有スル者

第六條ノ二 前條ノ外左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ某學科目ニ限り試験檢定ヲ受クルコトヲ得

一 英語科、佛語科、獨語科ニ在リテハ外國ニ於テ師範學校、中學校、高等女學校ニ準スヘキ學校ヲ卒業シタル者

二 數學科、物理及化學科、博物科ニ在リテハ文部大臣ニ於テ適當ト認定シタル學校ヲ卒業シタル者

三 裁縫科ニ在リテハ高等女學校ニ於ケル修業年限三箇年以上ノ技藝專修科ヲ卒業シタル者

四 農業科ニ在リテハ徵兵令第十三條ニ依リ中學校ト同等以上ト認定セラレタル甲種農業學校ヲ卒業シタル者

五 商業科ニ在リテハ徵兵令第十三條ニ依リ中學校ト同等以上ト認定セラレタル甲種商業學校ヲ卒業シタル者

六 手工科ニ在リテハ徵兵令第十三條ニ依リ中學校ト同等以上ト認定セラレタル工業學校ヲ卒業シタル者

尙ほ豫備試験に新に教育の大意を加ふることになつた。即ち

第八條中「程度ヲ標準トシ」ノ下ニ「教育ノ大意及」ヲ加フ

又一部ノ成績佳良なる者に對シ證明書を授與することになつた。即ち

第十一條 國語及漢文科、數學科、圖畫科ノ試験檢定ヲ受クル者ニシテ國語及漢文科ニ在リテハ國語漢文ノ一、數

學科ニ在リテハ算術、代數、幾何、圖畫科ニ在リテハ毛筆畫、用器畫、鉛筆畫、用器畫ノ一ニ關シ成績佳良ナル

トキハ教員檢定委員會長ハ其ノ部分ノ成績ニ關シ證明書を授與スヘシ

前項ノ證明書ヲ受ケタル者ニシテ更ニ同一學科目ニ就キ試験檢定ヲ出願シタルトキハ其證明書ニ記載シタル部分ノ試験ヲ省ク

更に附則として師範學校、中學校、高等女學校に在職の教員は第六條の規定に拘らず試験檢定を受くることを得る特典を與へた。即ち

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ第六條ノ規定ニ拘ラス試験檢定ヲ受クルコトヲ得但シ第一號ニ該當スル者ニ關シテハ本令施行後三箇年ニ限ル

一、本令公布ノ際現ニ師範學校、中學校又ハ高等女學校ノ教員ノ職ニ在ル者

二、前號ニ該當スル者ニシテ試験檢定ヲ受ケ教員免許狀ヲ授與セラレタル者

前記の「教員檢定ニ關スル規定」改正の結果豫備試験に「教育大意を加へたること及び現ニ師範學校、中學校、高等女學校ノ職ニ在ル者」の受験資格に就て、次の如き一の通牒が文部省普通學務局長より地方廳へ發せられた。

○教員檢定ニ關スル規程中改正ニ付師範學校中學校高等女學校教員ノ教育學習得注意並受験勸誘方 四十年

十五日午發
普四九五號

今般本省令第十三號ヲ以テ教員檢定ニ關スル規程中改正公布相成候處右ノ内豫備試験ニ於テ教育ノ大意ヲモ試験ス

ルコトニ相成候ハ畢竟教員ハ當該學科ニ精通スルノ外少クモ教育學ノ大要ニ通スルヲ必要ト認メタルニ因ル儀ニ候就テハ師範學校中學校高等女學校ノ教員ニシテ從來教育學ヲ修メタルコトナキ者ニハ其既ニ教員免許狀ヲ有スル者ト雖自修其他適當ノ方法ニヨリ右ニ關スル知識ヲ習得候様特ニ注意セシメラレ度將又同省令附則ヲ以テ本令公布ノ際現ニ師範學校中學校高等女學校ノ教員ノ職ニ在ル者ニ對シテハ特ニ受験資格ノ制限ニ例外ヲ設ケラレ候ニ付テハ貴管下在職ノ當該教員ニ對シ可成試驗檢定ヲ出願シ免許狀ヲ受得候様御勸誘相成度尙當該教員ニ係ル職名氏名等ニ就テ別表様式ニ據リ來ル五月末日限御報告相成度依命此段及通牒候也 (別表略) (文部省例規類纂)

○教員檢定ニ關スル規程中改正公布ノ際現ニ師範學校中學校高等女學校教員在職者ノ受験資格ノ効力 四十五年七月十七日末雜 普一二二號

彙ニ本省令第十三號ヲ以テ教員檢定ニ關スル規程中改正公布相成候處同令附則但書竝第一號ノ規定上疑義ヲ生シ右ハ同令公布ノ際現ニ師範學校、中學校又ハ高等女學校ノ教員ノ職ニ在ル者ニシテ其後退職シタル者アルトキハ直ニ受験資格ヲ喪失スヘキ義ト解シ可然ヤ否問合セノ向有之候處右ハ公布ノ際現ニ當該學校教員ノ職ニ在ル者ハ其後退職スルト否トニ拘ラス同令施行後三箇年間 四十五年二月二十八日マテ ハ試驗ヲ受クルコトヲ得ル義ト承知相成度旨省議ヲ遂ゲ及回答候條御參考迄此段及通牒候也 (文部省例規類纂)

明治四十一年の改正 明治四十一年三月十三日、文部省令第六號を以て、「教員檢定ニ關スル規程」中、左記の如く改正した。その要點は無試験檢定を受くることを得る者に關すること、法制及經濟の本試験を受け得る者の資格として修身若しくは教育の本試験に合格したる者としたること及び試験を大別して「第一種教員」「第二種教員」としたことである。

第五條本文ヲ左ノ如ク改メ同條第五號ヲ削除ス

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ文部大臣ノ適當ト認メタル學科目ニ關シ無試験檢定ヲ受クルコトヲ得
第七條ニ左ノ一項ヲ加フ

第二條但シ書ノ修身若ハ教育ノ免許狀ヲ有セサル者ニ對スル法制及經濟ノ本試験ハ修身若ハ教育ノ本試験ニ合格スルニアラサレハ之ヲ行ハス

第一號書式中「師範學校(中學校) (女子師範學校) (高等女學校) 教員」ヲ「第一種學校教員 師範學校中學校又ハ女子高等女學校ノ(第一種學校教員 女子師範學校師範學校女子部) (高等女學校) 教員」ニ改ム

同年十一月二十六日再び文部省令第三十二號を以て、「教員檢定ニ關スル規程」に全般的に大改正が加へられた。

○教員檢定ニ關スル規程 明治四十一年十一月二十六日 文部省令第三十二號

第一條 教員檢定ハ受檢人ノ學力、品行、身體ニ就キ之ヲ行フ

第二條 檢定ヲ爲スヘキ學科目左ノ如シ但シ法制及經濟ノ試驗檢定ハ修身若ハ教育ノ免許狀ヲ有スル者ノ外修身若ハ教育ヲ併テ出願スルニアラサレハ之ヲ行ハス此ノ場合ニ於テハ其ノ手數料ニ關シテハ之ヲ一學科目ト看做ス

- | | | | | | | | | | | | |
|----|-------|----|-------|---|---|---|----|----|---|----|----|
| 修身 | 教 | 育 | 國語及漢文 | 英 | 語 | 佛 | 語 | 獨 | 語 | 歷史 | 地理 |
| 數學 | 物理及化學 | 博物 | 法制及經濟 | 習 | 字 | 圖 | 畫 | 家事 | 裁 | 縫 | |
| 體操 | 音 | 樂 | 簿 | 記 | 農 | 業 | 商業 | 手工 | 手 | 藝 | |

歴史ハ日本史東洋史、西洋史ノ二部ニ數學ハ算術代數幾何、三角法、解析幾何、微分積分ノ四部ニ物理及化學ハ物理、化學ノ二部ニ博物ハ動物及生理、植物、礦物ノ三部ニ圖畫ハ毛筆畫、用器畫、鉛筆畫、用器畫ノ二部ニ分チテ檢定ヲ出願スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ一學科目ノ一部若ハ數部ノ檢定ヲ出願スルモ其ノ手數料ニ關シテハ

一 學科目ト看做ス

三角法ハ算術代數何ニ解析幾何ハ三角法ニ微分積分ハ解析幾何ニ合格シタル上ニアラサレハ檢定ヲ行ハス

第三條 試驗檢定ハ毎年少クトモ一回之ヲ行ヒ無試驗檢定ハ隨時之ヲ行フ

試驗檢定ノ出願期限、試驗ヲ爲スヘキ學科目及試驗施行ノ期日ハ豫メ之ヲ告示ス

第四條 檢定ヲ受ケムトスル者ハ第一號書式ノ願書ニ左ノ書類ヲ添ヘ試驗檢定ニ在リテハ豫備試驗ヲ受クヘキ者

ハ其ノ受験地ノ地方廳其ノ他ノ者ハ便宜ノ地方廳ヲ經由シ無試驗檢定ニ在リテハ地方廳若ハ當該學校ヲ經由シテ
文部大臣ニ出願スヘシ

一 第一號書式ノ履歷書及學校卒業證書若ハ教員免許狀ノ寫

二 第三號書式ノ學校醫ノ身驗檢査書但シ學校醫ノ設置ナキ地ニ在リテハ明治三十一年文部省令第七號第一條若

ハ第二條ニ該當スル資格アル醫師ノ檢査書ヲ以テスルモ妨ケナシ地方長官又ハ當該學校長ハ本人ノ品行ニ就
キ意見ヲ具申スルコトヲ要ス

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ試驗檢定ヲ受クルコトヲ得

一 中學校卒業者

二 高等女學校卒業者

三 專門學校入學者檢定規程ニ依ル試驗檢定ニ合格シタル者

四 專門學校入學者檢定規程第八條第一號ニ依リ一般ノ專門學校入學ニ關シ指定ヲ受ケタル者

第六條 前條ノ外左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ其學科目ニ限り試驗檢定ヲ受クルコトヲ得

一 外國ニ於テ師範學校、中學校、高等女學校ニ準スヘキ學校ヲ卒業シタル者ニ在リテハ英語科、佛語科、獨語

科

二 文部大臣ニ於テ適當ト認定シタル學校ヲ卒業シタル者ニ在リテハ數學科、物理及化學科、博物科、裁縫科、

手藝科

三 高等女學校ノ修業年限三箇年以上ノ技藝專修科ニ於テ主トシテ裁縫又ハ手藝ヲ學修シ卒業シタル者ニ在リテ

ハ裁縫科又ハ手藝科

四 徵兵令第十三條ニ依リ中學校ト同等以上ト認定セラレタル甲種農學校ヲ卒業シタル者ニ在リテハ農業科

五 徵兵令第十三條ニ依リ中學校ト同等以上ト認定セラレタル甲種商業學校ヲ卒業シタル者ニ在リテハ商業科簿

記科

六 徵兵令第十三條ニ依リ中學校ト同等以上ト認定セラレタル工業學校ヲ卒業シタル者ニ在リテハ圖畫科、手工

科

七 第七條第一號及第四號ニ該當スル者ニ在リテハ文部大臣ニ於テ適當ト認メタル學科

第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ文部大臣ノ適當ト認メタル學科目ニ關シ無試驗檢定ヲ受クルコトヲ得

一 文部大臣ノ指定シタル學校ノ卒業者及選科修了者

二 第五條第一號乃至第五號ニ該當スル者ニシテ卒業者ノ教員無試驗檢定ニ關シ文部大臣ノ許可ヲ受ケタル公立

私立學校ニ入り三學年以上在學シテ卒業シタル者

三 第五條第一號乃至第五號ニ該當スル者又ハ中學校、高等女學校ト同等以上ノ學校ノ卒業者ニシテ更ニ外國ノ

大學校若ハ之ニ準スヘキ學校ニ於テ修學シ學位若ハ卒業證書ヲ受領シタル者

四 外國ニ於テ師範學校、中學校、高等女學校ニ準スヘキ學校ヲ卒業シ更ニ大學校若ハ之ニ準スヘキ學校ニ入り

修業シ學位若ハ卒業證書ヲ受領シタル者

第八條 試験檢定ヲ分チテ豫備試験及本試験トス但シ學科目ノ種類ニ依リ豫備試験ヲ行ハサルコトアルヘシ
豫備試験ヲ施行スル學科目ニ在リテハ豫備試験ニ合格シタル者ニアラサレハ本試験ヲ受クルコトヲ得ス
第二條但書ノ修身若ハ教育ノ免許狀ヲ有セサル者ニ對スル法制及經濟ノ本試験ハ修身者ハ教育ノ本試験ニ合格スルニアラサレハ之ヲ行ハス

第九條 試験ハ受験人出願ノ學科目ニ就キ其ノ教員タラムトスル學校ノ學科目ヲ教授スルニ足ルヘキ程度ヲ標準トシ教育ノ大意及教授法ヲ併セテ之ヲ行フセノトス但シ教育科出願者及教員免許令ニ依リ授與セラレタル教員免許狀竝小學校本科正教員免許狀ヲ有スル者ニ對シテハ本文教育ノ大意ニ關スル試験ヲ行ハス
第十條 豫備試験ハ願書經由ノ地方廳所在地ニ於テ之ヲ行フ
本試験ヲ行フ場所ハ其ノ都度之ヲ告示ス

第十一條 左ニ掲クル者ニシテ體操科ノ試験檢定ヲ出願シタルトキハ兵式體操ノ部分ヲ省ク

一 陸軍歩兵科士官

二 陸軍歩兵科下士任官後滿四年以上現役ニ服シタル者

第十二條 國語及漢文科ノ試験檢定ヲ受ケタル者ニシテ國語、漢文ノ一ニ關シ成績佳良ナルトキハ教員檢定委員會會長ハ其ノ部分ノ成績ニ關シ證明書ヲ授與スヘシ

前項ノ證明書ヲ受ケタル者ニシテ更ニ同一學科目ニ就キ試験檢定ヲ出願シタルトキハ其ノ證明書ニ記載セサル部分ニ就キ本試験ヲ行フ

第十三條 不正ノ方法ニ依リ試験ヲ受ケントシタル者及試験ニ關スル規定ニ違背シタル者ハ試験ヲ受クルコトヲ得

ス

檢定ニ合格シタル後前項ノ事實發覺シタルトキハ其ノ合格ヲ無効トスルコトアルヘシ

附 則

第十四條 本令ハ明治四十二年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十五條 明治三十二年文部省令第二十五號第二條ニ依リ許可ヲ受ケタル學校ニ現ニ在學スル生徒ニ對シテハ其ノ修業年限ハ第七條第二號ニ依ラサルコトヲ得

第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ第五條及第六條ノ規定ニ拘ラス試験檢定ヲ受クルコトヲ得但シ第一號ニ該當スル者ニ關シテハ本令施行後三箇年間ニ限ル

一 明治四十年四月二十五日現ニ師範學校中學校高等女學校又ハ徵兵令第十三條ニ依リ中學校ト同等以上ト認定セラレタル實業學校ノ教員ノ職ニ在リタル者

二 前號ニ該當スル者ニシテ試験檢定ヲ受ケ教員免許狀ヲ授與セラレタル者

第十七條 明治四十年文部省令第十三號ハ之ヲ廢止ス

明治四十三年の改正 明治四十三年十一月十七日、文部省令第三十二號を以て、左記の如く教員檢定ニ關スル規程中に改正を行つた。その主要點は圖畫及び手藝を分割して受験し得らるゝこととしたこと及び受験資格の範圍を擴張したことであるが、特に「尋常小學校正教員」にまで及ぼしたことは著しき進歩と稱すべきである。

第二條第二項中「圖畫ハ毛筆畫用器畫、鉛筆畫用器畫ノ二部ニ」ノ下ニ「手藝ハ刺繡、造花、組絲、袋物、編物ノ五部ニ」ヲ加フ

同條第二項ノ次ニ左ノ二項ヲ加フ

手藝ハ二部以上ニ就キ檢定ヲ出願スルニアラサレハ試験ヲ行ハス但シ裁縫ト併セ出願スル者又ハ裁縫若ハ手藝ノ免許狀ヲ有スル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ニス

前項但書ノ規定ニ依リ裁縫ト手藝ノ一部トヲ併セ出願スル場合ニ於テ其ノ手數料ニ關シテハ一學科目ト看做ス第五條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ第二號ニ該當スル者ニ在リテハ一箇年以上在學シ卒業シタル者ニ限ル同條第五號以下ヲ左ノ如ク改ム

五 小學校本科正教員ノ免許狀ヲ有スル者

六 尋常小學校本科正教員ノ免許狀ヲ有スル者

七 明治四十二年二月以前ニ於テ教員免許令ニ依リ授與セラレタル免許狀ヲ有スル者

第六條第三號ヲ左ノ如ク改ム

高等女學校ノ實科又ハ實科高等女學校ニ於テ一箇年以上在學シ卒業シタル者ニ在リテハ家事科裁縫科手藝科

第七條第二號但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ修業年限四箇年ノ高等女學校ノ卒業生ニ在テハ家事裁縫、手藝ノ一科目又ハ數科目ヲ修ムル者ノ外修業年限ハ四箇年以上トス

第八條第三項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第二條第三項但書ノ規定ニ依リ裁縫ト手藝ノ一部トヲ併セ出願シタル者ニ對スル手藝ノ本試験ハ裁縫ノ本試験ニ合格スルニサレハ之ヲ行ハス

附 則

本令ハ明治四十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前高等女學校ノ技藝專修科ヲ卒業シタル者又ハ本令施行ノ際現ニ高等女學校ノ技藝專修科ニ在學スル者ノ檢定ニ關シテハ仍從前ノ規定ニ依ル

明治四十五年四月以前ノ各種學校卒業生ニシテ文部大臣ニ於テ第五條第二號及第六條第二號ニ該當スル者ト同等ノ學力アリト指定シタル者ハ明治四十八年三月マテ試験檢定ヲ受クルコトヲ得

明治四十五年の改正

明治四十五年三月十五日、文部省第七號を以て、この期に入り五度、教員

檢定ニ關スル規程に改正を加へた。その要點は理科の一科を設けたること、染織、機織を加へたこと及び受験手續中に改正を施したることである。

第二條第一項ノ學科目中「博物」ノ次ニ「理科」ヲ加フ

同條第二項中「組絲、袋物、編物」ヲ「編物、染色、機織」ニ改ム

同條第三項ヲ左ノ如ク改ム

手藝ハ染色若ハ機織ヲ出願スル者、裁縫ト併セ出願スル者又ハ裁縫若ハ手藝ノ免許狀ヲ有スル者ノ外二部以上ニ就キテ檢定ヲ出願スルニアラサレハ試験ヲ行ハス但シ染色機織ニ就キテハ當分ノ内試験檢定ヲ行ハス

同條第四項中「但書」ノ二字ヲ削ル

第三條第二項ヲ左ノ如ク改ム

試験檢定ノ出願期限及試験ヲ爲スヘキ學科目ハ文部大臣ニ於テ之ヲ告示シ試験施行ノ期日ハ教員檢定委員會長ニ於テ之ヲ公告ス

第六條第二號中「博物科」ノ次ニ「理科」ヲ加ヘ同條第三號中「卒業シタル者ニ在リテハ」ノ下ニ「理科」ヲ加フ

第八條第四項中「但書」ノ二字ヲ削ル

第十條第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項試験ノ施行ハ東京府ヲ除クノ外地方長官之ヲ監督ス

本試験ヲ行フヘキ場所ハ教員檢定委員會長ニ於テ之ヲ公告ス

第十一條 體操科ノ試験檢定ヲ出願シタル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ就キテハ兵式體操ノ試験ヲ行ハス

一 陸軍歩兵科士官

二 陸軍歩兵科下士任官後滿四年以上現役ニ服シタル者

三 女子

無資格教員採用規定

明治三十三年文部省令第十五號を以て教員免許狀を有せざる者を以て教員に充つることを得る規定中明治四十一年一月七日文部省令第一號を以て左の如く改正を行つた。

明治三十三年文部省令第十五號第四條第一項には「中學校高等女學校ニ於テ新ニ採用セントスル者ヲ加算シ教員免許狀ヲ有セサル者ノ數之ヲ有スル者ノ數ヲ超過スル場合ニハ文部大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス」となるを「中學校高等女學校ニ於テ新ニ採用セントスル者ヲ加算シ教員免許狀ヲ有セサル者ノ數教員免許狀ヲ有スル者ノ二分ノ一ヲ超過スル場合ニハ文部大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス」と改正した。

中等教員免許狀の効力 明治四十一年三月十三日、文部省令第七號を以て、明治三十三年勅令第三百三十四號教員免許令第三條に依り又は同令施行前に授與した中等教員免許狀の効力を左記

の如く定めた。

文部省令第七號 (明治四十一年三月十三日)

明治三十三年勅令第三百三十四號教員免許令第三條ニ依リ又ハ同令施行前に授與シタル師範學校中學校女子師範學校師範學校女子部ハ高等女學校ノ教員免許狀ニ記載ノ學科目ニ就キテハ其ノ免許狀ノ効力ハ交互他ノ學校ニ及フ但シ女子師範學校師範學校女子部及高等女學校ノ教員免許狀ノ効力ハ師範學校中學校ニ及ハス

國語漢文の證明書所有者の受験資格 明治四十四年六月二十一日、文部省は「亥雜普二一一號

を以て、左記の如く教員檢定規程第十六條の三箇年間受験資格を有する者にして國語漢文の證明書を得たる者は永久に其の受験資格を認めたる。

教員檢定規程第十六條ノ三箇年間受験資格ヲ有スル者ニシテ國語、漢文ノ證明書ヲ得タル者ハ永久ニ其ノ

受験資格ヲ認ム 四十四年六月二十一日 普通學務局伺定

亥雜普二一一號

明治四十一年本省令第三十二號教員檢定ニ關スル規程第十二條ニ於テハ國語及漢文科ノ試験檢定ヲ受ケタル者國語漢文ノ其ノ一ノ成績佳良ナル者(即チ合格者)ニ對シテハ證明書ヲ授與シ而シテ之ヲ得タル者更ニ後年同科ニ就キテ試験檢定ヲ出願シタルトキハ前記證明書ニ記載ナキ部分ノミノ本試験ヲ行フコトニ規定セラレ居リ即チ右ノ證明書ハ永久ニ涉リテ效力ヲ有スル次第二候處同規程第十六條第一號該當者ハ同條本文ニ於テ本令施行後三箇年間ト限定セラレタルヲ以テ今四十四年度限一切ノ受験資格ヲ喪失スルト共ニ國語及漢文科ノ一部證明書モ亦失効ニ歸スル次第ト相成候然ルニ本來右十六條ノ規定タル當時ノ必要上無資格教員ノ受験ヲ獎勵セララルノ精神ニ出テタルモノナルノミナラス其ノ既得ノ證明書ノ効力マテカ消失スルカ如キハ前記第十二條ニ於ケル證明書ニ比シ彼此權衡ヲ得サルカニ存セラレ候ヘハ後者ノ證明書ヲ有スル者ニ限り永久其ノ受験資格ヲ認メラレ可然カ差掛リ問合出ノ向モ有

之尙本年度受験者ニ對スル取扱上ノ關係モ有之候條此際省議御決定相成度此段相伺候也 (文部省例規類纂)

教員檢定規程に依る認定に關する規則の制定 明治四十二年二月九日文部省令第四號を以

て左記の如く教員檢定に關する規程第六條第二號に依る認定に關する規則を制定した。

○教員檢定ニ關スル規程第六條第二號ニ依ル認定ニ關スル規則 明治四十二年二月九日 文部省令第四號

文部省令第四號

第一條 教員檢定ニ關スル規定第六條第二號ニ依リ文部大臣ノ認定ヲ受ケムトスルトキハ其ノ學校設立者ニ於テ左ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ添ヘ申請スヘシ但シ特別ノ規定ニ依リ文部大臣ニ開申シ若ハ其ノ認可ヲ得タル事項ハ之ヲ省略スルコトヲ得

一名稱

二位置

三學則

四 學校長教員ノ氏名、出身別、分擔學科

五 生徒定員、現在生徒學年及學級別員數

六 卒業生ノ員數 年度別 學年別 及卒業後ノ情況

七 校地校舍ノ圖面

八 經費及維持ノ方法

九 學校財産ノ總額

十 教科書、教授用具、器械及標本目錄

第二條 前條ノ申請ニ基キ文部大臣ニ於テ認定ヲ爲スヘキ學校ハ設立後十箇年ヲ經過シ其ノ管理及維持ノ方法確

實ニシテ所定ノ學科ヲ教授スルニ足ルヘキ相當ノ教員及設備ヲ具ヘ左ノ各號ニ該當スルモノニ限ル

一 入學資格ハ修業年限二箇年ノ高等小學校卒業者 舊小學校令ノ規定ニ依リタル者ハ修業年限四箇年トス 若ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノタルヘキコト

二 修業年限ハ三箇年以上タルヘキコト但シ裁縫科竝手藝科ニ在リテハ二箇年以上トス

第三條 認定ヲ受ケタル學校ニ於テ第一條第一號乃至第三號第七號及第八號ノ事項ニ變更アリタルトキハ文部大臣ニ開申スヘシ

第四條 認定ヲ受ケタル學校ニ於テ第二條第一號第二號ノ要件ニ該當セサル生徒ヲ入學セシムルトキハ其ノ生徒ニ特別ノ名稱ヲ附シ且其ノ學籍簿ヲ別冊トナスヘシ但シ認定ノ効力ハ本文ノ生徒ニ及ハス

第五條 認定ヲ受ケタル學校ニ於テ認定ノ効力ヲ受クル生徒ヲ卒業セシメタルトキハ直ニ其ノ族籍氏名及生年月ヲ文部大臣ニ開申スヘシ

第六條 認定ヲ受ケタル學校ニシテ此ノ規則ニ違背シ又ハ其ノ成績不良ナリト認メタルトキハ文部大臣ハ認定ヲ取消スコトアルヘシ

第七條 此ノ規則ニ依リ提出スヘキ書類ハ地方長官ヲ經由スヘシ 地方長官ニ於テ前項ノ書類及實況ヲ精査シ意見ヲ附シテ提出スヘシ

第五章 師範教育

第一節 師範學校

一、概 説

日露戦役後、我が國の教育は駸々として進歩し、教育各般の計畫施設は概ね此の時に於て實行されたるもの少くなかつた。四十年三月「小學校令」を改正して義務教育年限を延長したるを始めこれに伴つて四十年四月十七日「師範學校規程」の制定を見るに至つた。師範學校に關しては明治三十年十月師範教育令の發布によりて僅に大綱十一條を規定されたのみで其の内容は明治二十五年制定されたものでこの時まで既に十有五年を経過したるも大なる變更なく稍時勢後れの憾がある。然るにこの時義務教育年限の延長によつて小學校教員の實質を向上し適良なる教員を養成して其の急需に應ぜねばならぬので、こゝに從來の單行諸規程を一括して改廢取捨を加へ新に師範學校規程を制定したものである。今其の改正規程の要項を摘記すれば劈頭第一章に生徒教養の要旨を示し從來の大綱十箇條を六箇條に約めた即ち

生徒教養ノ要旨

- 一、忠君愛國ノ志氣ニ富ムハ教員タル者ニ在リテハ特ニ重要トス故ニ生徒ヲシテ平素忠孝ノ大義ヲ明ニシ國民タルノ志操ヲ振起セシメンコトヲ要ス
- 二、精神ヲ鍛鍊シ德操ヲ磨勵スルハ教員タル者ニ在リテハ殊ニ重要トス故ニ生徒ヲシテ平素意ヲ此ニ用ヒシメンコトヲ要ス
- 三、規律ヲ守リ秩序ヲ保チ師表タルヘキ盛儀ヲ具フルハ教員タル者ニ在リテハ殊ニ重要トス故ニ生徒ヲシテ平素長上ノ命令訓誨ニ服従シ起居言動ヲ正シクセシメンコトヲ要ス

- 四、教授ハ教員タルヘキニ適切ニシテ小學校令及小學校令施行規則ノ旨趣ニ副ヘンコトヲ旨トスヘシ
- 五、教授ハ常ニ其ノ方法ニ注意シ生徒ヲシテ業ヲ受クル際教授ノ方法ヲ會得セシメンコトヲ務ムヘシ
- 六、學習ノ方法ハ偏ニ教授ノミニ憑ラシムヘキモノニアラス故ニ生徒ヲシテ常ニ自ラ學識ヲ進メ技藝ヲ研クノ習慣ヲ養ハシメンコトヲ務ムヘシ

第二章に豫備科及本科を挙げこれを七節に分ち第一節學科及其の程度、第二節教授日數及式日、第三節編制、第四節教科用圖書、第五節入學退學及懲戒、第六節學資、第七節卒業後の服務を規定し第三章に講習科、第四章に附屬小學校及附屬幼稚園、第五章に設備、第六章に設置及廢止を夫々制定し最後に補則及附則を設た。

師範學校の學科に就ては本科を第一部及第二部に分ち其の第一部に入學せんとする者の爲に豫備科を置き其の修業年限を一箇年とし從來の簡易科を廢止した。又第一部の女生徒の修業年限を男生徒と同じく四箇年とし從來本科卒業者に與へたる小學校教員の資格は男女によりて差異なきに其の修業年限を異にしたるは女子教育の發達尙ほ幼稚なりし時代は寔に止むを得ざるものなるべけれど、今や其の進歩發達著しく且教職の女子に待つもの漸く切ならんとするの形勢に徴し優良なる女教員養成の必要を認めたるを以て男女共に其の修業年限を同一ならしめたるものである。又第二部に於ては主として中學校又は高等女學校の卒業者を入學せしめ之に一箇年若しくは二箇年必要なる教育を施し第一部に於けると同等の成績を挙げしめんことを期した。從來此等學校の卒業生で小學校教員となる者未だ教授訓練の知識技能十分ならざるを以て此等卒業生に對して短期の師範教育を施し以て教員たるに適せしめんことを欲し適切なる學科目及其の程

度を定めたるものである。又小學校教員講習科を置き、現職に在る小學校教員の學力補習をなすを本體とし、特別の場合には尋常小學校教員養成の爲に設けることを得せしめた。

學科目に就ては、本科第一部の男生徒には、新に法制經濟を加へ、又男女生徒を通じて手工を必修せしむることとし、英語は男生徒に對しては必修科目とし、女生徒に對しては之を加設することを得せしめ共に隨意科目となした。又女生徒の理科を物理、化學、博物と改め別々に課することにした。本科第二部の男女生徒には主として既得の知識を補習せしむると同時に小學校に於ける教授に關し必要な事項を習得せしむることに注意した。

學資及服務に關しては、生徒に學資を給與するを本體とすれども従前の如く全國劃一の制によらず、入學志望者の多少、生活程度の高低により學資の金額に差等を設けて必要に應じて適度に之を支給した。其の節約して得たる所は、以て女生徒の修業年限延長等に要すべき經費に充て、又は生徒の員數を増加する等の需要を補はんが爲に之を地方長官の適當なる措置に一任した。又文部大臣の認可を得て私費生を置くことを許した。又卒業生の服務年限を短縮した。即ち第一部公費男子、卒業者に在りては卒業證書受得の日より七箇年、同女子卒業者に在りては卒業證書受得の日より五箇年、第一部私費生卒業者に在りては卒業證書受得の日より三箇年、第二部卒業者に在りては卒業證書受得の日より二箇年となした。

小學校正教員の不足は何れの府縣でも甚だ多く一朝一夕に之を補充し得ないので其の救済の手段として二部生を置く制を設けたので最初はいはゞ試験的であつたのであつた。之を要するにこの改正は我が國教育の進歩と文化の發展とに伴ひ師範教育の内容實質を改善し一層優良なる小學校長及教員を得兼て其の不足を補充するに足るべき人員を養成するに外ならない。然れども制度の改善は未だ必ずしも直に教育の改善を意味せざるを以て銳意之が實效を奏せんことを計ると共に、地方長官に訓令して能く改正の旨趣を徹底せしめんことを督勵した。左に文部大臣の訓令を掲ぐ。

○文部省訓令第六號（明治四十四年四月十七日） 北海道廳 府縣

近年我國教育ノ進歩ニ伴ヒ師範學校ノ現行規定中改正ノ必要ヲ感ズルモノ尠ナカラズ殊ニ今回義務教育ノ年限延長セラレタルニ際シ適良ナル教員ノ養成ヲ要スルコト益々切ナルニ至レリ是レ師範學校ニ關スル從來單行ノ諸規定ヲ總括シテ新ニ師範學校規程ヲ制定セル所以ナリ今左ニ其改正ノ要旨ト施行上注意スヘキ事項ノ一班トヲ舉示スル所アルヘシ

師範學校ノ學科ニ就キテハ本科ヲ第一部及第二部ニ分チ從來ノ簡易科ハ之ヲ廢止スルコトトセリ而シテ第一部ニ於テハ女生徒ノ修業年限ヲ男生徒ト同シク四箇年トシ又豫備科ノ修業年限ヲ一箇年ト定メタリ蓋シ從來本科卒業者ニ與ヘタル小學校教員ノ資格ハ男女ニヨリテ差異ナキニ拘ハラス其ノ修業年限ヲ異ニセルハ女子教員ノ發達尙幼稚ナリシ時代ニ於テ定ニ止ムコトヲ得サルニ出テタルモノナリト雖今ヤ其進歩發達著シク且教職ノ女子ニ待ツモノ漸ク切ナラントスルノ形勢ニ徴シ優良ナル女教員養成ノ必要ヲ認メタルヲ以テ本規定ニ於テハ男女共ニ其ノ修業年限ヲ同一ナラシメタリ

又第二部ニ於テハ主トシテ中學校又ハ高等女學校ノ卒業者ヲ入學セシメ之ニ一箇年若ハ二箇年必要ナル教育ヲ施シ以テ第一部ニ於ケルト同等ノ成績ヲ擧ケシメテ期セリ從來此等ノ學校卒業者ニシテ小學校ニ教員タル者尠ナカラスト雖教授訓練ニ關スル知識技能未タ十分ナラサルモノアリ近年地方ニヨリテハ短期ノ講習科ヲ設クルモノナ

キニアラス而モ其ノ期間、學科目、教授時數ノ如キ、正教員養成ノ機關トシテハ頗ル不完全タルヲ免レズ是レ今回一定ノ課程ノ下ニ新ニ第二部ヲ設ケ正教員養成ノ途ヲ開キタル所以ナリ然レドモ正教員ノ不足ハ一朝一夕ニ之ヲ補充シ得ヘキニアラサルカ故ニ第二部ヲ設置スルカ爲ニ第一部ノ縮少ヲ計ルカ如キハ本規程ヲ設ケタル旨趣ニ副ハサルモノトス而シテ若シ第二部ニ於テ毎年一學級ヲ編成スルニ足ルヘキ生徒數ヲ得難キトキハ男女生徒ノ各學級ヲ隔年交互ニ設ケ又ハ講習科ト交互ニ之ヲ設ケル等便宜ノ方法ニヨリ苟モ中學校又ハ高等女學校ノ卒業生ニシテ小學校教員タラントスル者ハ成ルヘク遺漏ナク之ヲ收容シテ以テ第二部ヲ設ケヘキナリ

高等小學校卒業生ヲシテ直ニ師範學校ニ進入スルコトヲ得シムルハ學校ノ系統上適當ノコトナルノミナラス一面ニハ優秀ナル生徒ヲ得ンカ爲ニ最有効ノ方法タリ是レ今回本科第一部ノ入學資格中ニ修業年限三箇年ノ高等小學校卒業生ヲ加ヘ又豫備科ノ修業年限、學科程度等ヲ一定シテ高等小學校第二學年修了者トノ連絡ヲ計リタル所以ナリ而シテ修業年限三箇年ノ高等小學校ハ當分其ノ數尙多カラサルヘキヲ以テ地方長官ハ成ルヘク豫備科ノ施設ヲ企圖セシムコトヲ望ム

小學校教員講習科ハ現ニ小學校教員タル資格ヲ有スル者ニ必要ナル補習ヲ爲サシムルヲ以テ本體トシ特別ノ必要アルトキハ尋常小學校教員養成ノ爲ニ之ヲ設ケルコトヲ得ルコトトシ且其ノ講習期間ニ關スル制限ヲ定メタリ今ヤ小學校令ノ改正ニ依リ從來尋常小學校教員ノ資格ヲ有スル者ト雖モ將來ノ尋常小學校教員トシテハ學力ノ不足ヲ免カレサルニ至ルヘキカ故ニ此等教員ノ爲テ講習科ヲ設ケ學力ノ補習ヲ計ルコトハ今日ノ最モ急務トスル所ナリ

學科目ニ就キテハ社會ノ趨勢ト從來ノ經驗トニ徴シテ本科第一部ノ男生徒ニ對シ新ニ法制及經濟ヲ加ヘ又男女生徒ヲ問ハス手工ヲ必修セシムルコトトシ英語ハ男生徒ニ對シテハ必設科目トシ女生徒ニ對シテハ之ヲ加設スルコトヲ得シメ共ニ隨意科目トナセリ而シテ法制及經濟ハ當分ノ内ニ之ヲ缺クコトヲ得シメ尙其ノ實施ニ就キテハ準備ヲ要ス

ルモノアリ他日更ニ訓示スル所アラントス英語ハ元來學習ニ困難ナル學科目ナルヲ以テ學力ニ餘裕アル者又ハ語學ノ材幹アル者ノ之ヲ修ムルハ固ヨリ妨ナシト雖徒ニ世ノ流行ニ倣ヒテ之ヲ學習スルカ如キハ深ク戒ムヘキコトニシテ學校職員ヲシテ指導其ノ方ヲ誤ラシメサランコトヲ要ス

本科第二部ハ高等普通教育ヲ終レルモノニ對シテ短期ノ師範教育ヲ施シ以テ教員タルニ適セシメントスルモノナレハ此旨趣ニ基キ其ノ學科目及程度ヲ配當規定セリ故ニ之ヲ授クルニハ主トシテ既得ノ知識技能ニ基キテ之ヲ統合補習セシメ殊ニ小學校ニ於ケル教職ニ關シテ必要ナル事項ヲ習得セシムルコトニ注意セサルヘカラサルナリ

師範學校ニ於テハ生徒ニ學資ヲ支給スルハ其ノ本則トスル所ナレドモ地方ニヨリ入學志望者ノ多少生活程度ノ高低等固ヨリ同一ナラサルカ故ニ全國劃一ノ制ニ依ルコトヲ要セサルノミナラス現今ノ狀況ニ就キテ之ヲ考フルトキハ學資ノ金額ニ差等ヲ設ケテ必要ニ應シ適度ニ之ヲ支給シ而シテ其ノ節約シ得タル所ハ以テ女生徒ノ修業年限延長等ニ要スヘキ經費ヲ補ヒ又ハ生徒ノ員數ヲ増加スル等他ノ需要ニ充テンカ爲學資ノ種類金額ハ之ヲ地方長官ノ適當ナル措置ニ一任セリ又從來ノ經驗ニ徴スルニ卒業生ノ服務年限ハ長キニ失スルノ嫌ナキニアラサルヲ以テ本規程ニ於テハ其ノ年限ヲ減縮シタリ

附屬小學校及附屬幼稚園ニ就キテハ特別ノ事情アルトキハ市町村立小學校及幼稚園又ハ私立ノ幼稚園ヲ以テ代用スルコトヲ許セリ是レ將來師範學校ノ増設又ハ生徒ノ増加ニ伴ヒ附屬小學校又ハ附屬幼稚園ヲ設置シ若ハ之ヲ擴張スルノ必要アルニ際シ土地ノ情況地方經濟ノ緩急ニヨリ便宜ノ施設ヲ爲スコトヲ得シメ教育及保育ノ實習上支障ナカラシメンカ爲ナリ又附屬小學校ニ於テハ規程ニ示セル學級ノ外成ルヘク盲人、啞人、又ハ心身ノ發育不完全ナル兒童ヲ教育センカ爲特別學級ヲ設ケ之カ發育ノ方法ヲ攻究センコトヲ希望ス蓋シ此ノ如キ施設ハ從來未タ多ク見サリシ所ナリト雖教育ノ進歩ト文化ノ發展トニ伴ヒ將來ニ於テハ其ノ必要アルヲ認ムルヲ以テナリ

要スルニ今回改正ノ要旨ハ小學教育ノ發達ニ伴ヒ其ノ源泉タル師範教育ノ内容ヲ改善シ一層優良ナル小學校長及教員ヲ得兼テ其ノ不足ヲ補充スルニ足ルヘキ人員ヲ養成セシムトスルニ外ナラス而シテ諸般ノ施設ニ關シ教育上障害ナキ範圍内ニ於テ節約利用ノ方法ヲ講シ以テ多數ノ生徒ヲ養成センコトヲ最希望ニ堪ヘサルナリ即チ土地ノ情況ニ應シ私費生及女生徒ノ員數ヲ適度ニ増加スルコト教育ニ妨ナキ限ニ於テ校舍ノ利用度數ヲ増加シ教員勤務ノ繁閑ヲ考ヘ便宜晝夜二部ノ教授ヲ獎勵スルコト又ハ生徒收容上必要ニヨリテハ一部ノ生徒ヲ外宿セシムル途ヲ講スル等ノ如キ孰モ此ノ目的ヲ達スルニ於テ便宜ノ方法タラスンハアラス而シテ制度ノ改善ハ未タ必スシモ直ニ教育ノ改善ヲ意味セス地方長官ハ宜シク學校職員ヲ督勵シ以テ本規程改正ノ旨趣ヲ貫徹セシメンコトヲ期スヘシ

明治四十年四月十七日

文部大臣 牧野 伸顯

師範教育ハ小學教育發達ノ源泉として常に最も緊切適當なる施設經營を要するは言ふ俟たざる所なれば、文部省は師範學校規程の制定以來其の運用に留意し能く地方の經濟を積へ事の緩急に應じて學校内容の整理改善に務めしめた。殊に第二部制の實績を擧ぐると共に小學校教員講習科科の効果を收めしむることに盡力し、生徒教養に關しては最も深く意を用ひ單に須要なる知識技能を授くるを以て満足せず専ら重きを修身科に置き且體育を獎勵し高尚なる品性と堅實なる人格と養成せしめ他日國民教育の重任に當り其の効果を完美ならしむべき根柢の涵養に力めた。師範學校本科女子第二部の如きははじめ修業年限五箇年の高等女學校卒業生に修業年限一ヶ年修業年限四箇年の卒業生には修業年限二箇年と定めたるもこれを實施の結果は應募者甚だ少く、よつて其の地方生徒應募の狀況に鑑み修業年限四箇年の高等女學校卒業生と雖も當分の内修業年限一箇年とすることに追加改正した。而して其の短縮の趣旨と共に各學科目の程度及每週教授時

數の斟酌に關し地方廳に通牒して女教員の養成に一段の便宜を與ふることとなつた。

戰後國運の勃興、産業の發展と共に國民の一部には動もすれば奢侈淫靡の風を導き、又は不健全なる思想に感染する者あり、其の弊延て學校に及ぼし、學校の同窓會、記念會、運動會等に故らに當日の興趣を添へんが爲種々の工夫を廻らし、生徒にして脂粉を施し假裝を爲し徒に俳優に倣ひ、裝飾表情に腐心し往々演劇興業に近きもの演ずるを見るに至る。又社會主義者が年次其の數を増加するに従ひ、學校生徒中にも好んで此等の書物を耽讀し、其の結果は社會主義者の論ずる破壊的言動を模倣し、女學生中にもこれ等の思想に感染し其の本分を誤る者あるは眞に慨歎の外なし。師範教育を受けたるものにて或は徒に名聞を好みて奇矯の言論を試み、或は思想纖弱にして淫靡の文詞を弄し、或は德操堅固ならずして服務義務の履行を重ぜざるが如き者あり、これ等は畢竟入學許可の初に於て人物選定の慎重ならざるも亦其の一因であれば、生徒募集の際には、其の公費生たると、私費生たるとを問はず、人物に重きを置き志望の確實なるものを選び、以上生徒教養上遺算なきを期すべしと小松原文相は師範學校會議の際特に訓示する所があつた。

本縣小學校の情況を願れば戰後就學兒童の激増に伴つて年々小學校教員の不足を告げたので、明治四十一年四月より多年の懸案とされて居つた義務教育年限の延長が實施せられた結果、一層教員の不足を來し、四十四年には千二百二十二人の大不足を告げる有様であつたから、その補充と養成の爲め本縣にては五ヶ年計畫を立て、これに應ずることとした。

男子師範學校は本科定員三百六十人にして、本科第一部三百二十人、同第二部四十人であつたのを四十四年度より更に第二部四十人を増加し、別に講習科を置き定員九十人を收容し、女子師範學

地	數	博	物	法	習	手	音	體	農	計
理	學	物	理	制	字	工	樂	操	業	
六	六	六	六	三	二	二	二	二	三	
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	
二	二	二	二	一	一	一	一	一	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	

乙 號 表

地	數	博	物	法	習	手	音	體	農	計
理	學	物	理	制	字	工	樂	操	業	
六	六	六	六	三	二	二	二	二	三	
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	
二	二	二	二	一	一	一	一	一	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	

地	數	博	物	家	習	手	音	體	英	計
理	學	物	理	事	字	工	樂	操	語	
五	五	五	五	四	三	二	二	四	三	
二	二	二	二	一	一	一	一	一	一	
二	二	二	二	一	一	一	一	一	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	

本科第二部の男生徒に課する學科目は、修身、教育、國語及漢文、數學、博物、物理及化學、法制及經濟、圖畫、手工、音樂、體操とし、中學校にて法制及經濟を學習したる生徒にはこれを缺くことを得せしむ。本科第二部の女生徒に課する學科目は、修身、教育、國語及漢文、數學、博物、物理及化學、裁縫、圖畫、手工、音樂、體操とす、但し修業年限を二箇年と爲したる場合には、歴史、地理を加へ、英語を隨意科目として加へることを得せしめた。

本科第二部に於ける各學科目の每週教授時數は、男生徒には甲號表、女生徒には修業年限に依り乙號表又は丙號表に依らしむ。但し學校長は本科第一部的場合と同じくこれを變更することを得

せしめた。

甲號表

學科目	學年		學科目	學年	
	第一學年	第二學年		第一學年	第二學年
修身	二	二	法制及經濟	二	二
教育	七	八	圖畫	三	三
國語及漢文	二	二	音樂	二	二
國語	二	二	體育	三	三
英語	二	二	手圖	二	二
數學	三	三	體操	三	三
博物	三	三	計	三	三
物理及化學	三	三		四	四

乙號表

學科目	學年		學科目	學年	
	第一學年	第二學年		第一學年	第二學年
修身	一	二	裁縫	三	三
教育	四	三	工畫	二	二
國語及漢文	五	二	音樂	二	一
國語	二	三	體育	三	三
英語	二	二	手圖	二	二
數學	二	三	體操	三	三
博物	二	三	計	三	三
物理及化學	二	三		四	四

丙號表

學科目	學年		學科目	學年	
	第一學年	第二學年		第一學年	第二學年
修身	二	二	裁縫	二	二
教育	七	七	工畫	三	三
國語及漢文	三	三	音樂	二	二
國語	三	三	體育	三	三
英語	三	三	手圖	二	二
數學	三	三	體操	三	三
博物	三	三	計	三	三
物理及化學	三	三		四	四

三、教授要目及教科用圖書

教授要目の制定

師範學校の實績を收めんとせば、訓育と相待つて教授の内容に留意を要す。文部省は師範學校教授要目の制定を必要と認め、委員を設けて慎重調査を遂げしめてこれを發表したるものにて専ら簡明を旨とし務めて運用の餘地を存せしむると共に各科目互に聯絡統一を保たしむるに注意したので之を實施するに當ては地方の情況に適切なる細目を作成すると共に各職員をして協同一致克く教授の方法を講究し、各科目の教授をして重複に亘るの弊を避けしめんことを期すべしと小松原文部大臣の師範學校校長會議の訓示に述べて居る而して其の要目は明治四十三年文部省訓令第三號を以て發布し、尋で同年十月二十五日文部省訓令第二十二號同年十二月二十日訓令第二十五號同四十四年三月十四日訓令第一號の三回に亘りて改正を行つた。本縣では最初發布の際明治四十三年六月三日訓令甲第三十六號を以て兩師範學校に對し、この要目

に準據し縣下の情況に顧み適切なる教授細目を作成し各學校科目教授の効果を完からしめ師範教育の本旨に副はんことを期すべしと達した。

教科用圖書の選定 師範學校教科用圖書の選定に就ては、前期に於て文部省より通牒を發して慎重に選定すべき旨を達するところがあつたが、その選定または變更が頻繁に行はれるので、明治四十一年五月十五日、文部次官より各地方長官に對して、左記の如く通牒を發した。

○師範學校教科書選定又ハ變更裁定ニ關スル注意 四十一年五月十四日 各地方長官へ文部次官通牒 申發第一七六號
師範學校教科書裁定方ニ就テハ去ル三十九年九月十一日午發圖二〇四號ヲ以テ普通學務局及圖書課ヨリ通牒ノ次第モ有之尙客年五月本省ニ於テ師範學校長召集ノ際大臣ヨリ特ニ訓示ノ趣モ有之候ニ付右選定又ハ變更ニ際シテハ夫々御注意相成居候儀ト存候處往々新舊教科書ノ内容等ニ著シキ差違ナキニモ拘ラス頻繁ニ之ヲ變更セントスル向モ有之右ハ舊ニ經濟上ニ於テ不利益ナルノミナラス教育上ノ弊害モ亦尠カラスト相認メ候就テハ自今新ニ教科書ヲ採定シ又ハ從來ノ教科書ヲ變更セントスル場合ニ於テハ新舊教科書ニ就キ慎重ノ審査ヲ遂ケ一旦裁定セラレタル上ハ輕々シク之ヲ變更セサル様特ニ御注意相成度此段及通牒候也

追テ本文裁定方御申出ノ際ハ可成使用期前相當ノ時日ニ於テ手續ヲ了セラレ候様致度此段申添候也 (文部省例規類纂)

その後も教科更の變更は頻々として行はれるので、文部省は次の如く明治四十四年一月十六日、左記の如き通牒を發して教科用圖書の採定は、教員會議の意見を徴し合議制によつて決定せしめ、且つ中學校、高等女學校に於てもこれに準據して教科用圖書を裁定せしめることとした。本縣に於ても左記の如く内務部長より兩師範學校長に對して通牒を發し、且つ檢定未済の教科用圖書を使

用せんとするときは、該教科用圖書を添へ申請せしめることとした。

○師範學校教科用圖書採定ハ教員會議ノ意見ヲ徵ス 四十四年一月十六日 各地方廳へ普通學務局通牒 發第一一號

今般文部省令第二號ヲ以テ師範學校規程第四十七條改正相成候處右規程ニ依リ學校長ニ於テ教科用圖書ヲ定ムルトキハ教員會議ノ意見ヲ徵スル様御示達相成度依命此段及通牒候也

追テ中學校及高等女學校教科用圖書採定ニ關シテモ自今本文ノ趣旨ニ準シ候様御取計相成度此段申添也

(文部省例規類纂)

○教科用圖書使用認可申請ニ關スル件通牒 明治四十四年一月廿一日 内務部長ヨリ兩師範學校長へ 教第一一號

今般文部省令第二號ヲ以テ師範學校規程第四十七條改正相成候處右規程ニ依リ學校長ニ於テ教科用圖書ヲ定ムルトキハ教員會議ノ意見ヲ徵シ認可申請相成度依命此段及通牒候也

追テ檢定未済ノ教科用圖書ヲ使用スル必要アルトキハ該教科用圖書ヲ添へ御申請相成度右申添候也 (千葉縣例規類纂)

類纂)

○小學校教科用圖書ニ關スル件内訓 明治四十五年七月二日 知事ヨリ兩師範學校長へ 教第四一〇號

内訓第三號

師範學校ニ於テ使用セル文部省著作小學校ノ教科用圖書ノ分量程度材料等ノ適否ニ就キ前學年中使用ノ經驗ニ據リ意見書ヲ毎年七月十日限り提出スヘシ

但シ特ニ必要アリト認メタルトキハ其都度提出スヘシ右内訓ス (千葉縣例規類纂)

四、講習科

小學校教員講習科は現に小學校教員たる資格を有する者に必要なる講習をするのが本體であるが、義務教育年限延長の爲教員の缺乏甚しくこれが爲尋常小學校正教員養成の講習も急務を感ずるに至つたので、學力補習と資格養成と二様の講習科を設置した。師範學校では從來より第一種第二種の講習科を置き學力補習を主とし、第一種は期間を三ヶ月とし尋常本科正教員を第二種は六週間とし小學校本科正教員(主として校長を講習して居つたが、本年度より更に第一種を變更し期間を短縮して九週間とし人員を倍加して一回八十名を募集し學費を補助し資格を限定し、専ら學力補習に重きを置くことにした。學科目は教育、國語、算術、理科、地理、歴史、圖畫、體操の八科目とした。外に尋常本科正教員養成の講習科を置き定員を九十名とし二ヶ年を以て修業せしめた。女子師範學校では尋常本科正教員養成の講習科を設け定員を四十五名とした。これ等の講習員には兩校とも學費を月額男子に五圓女子に參圓を補給し修了後は男子は三箇年、女子は三箇年の義務を負はしめた。これ等の講習科の學科程度及每週教授時數は各府縣區々で一定して居なかつたので文部省は左記の如く定め普通學務局長より地方廳へ通牒した。

○師範學校尋常小學校本科正教員講習科學科程度及每週教授時數 四十一年六月四日 申發普二〇一號

師範學校規程第六十九條及第七十條ニ依り尋常小學校本科正教員タラントスル者ノ爲ニ講習科ヲ設クルトキハ其學科程度及每週教授時數ハ大體別表ニ準據セシメラレ度依命此段及通牒候也

尋常小學校本科正教員タラントスル者ノ爲ニ設クル講習科程度及每週教授時數

學科	時數	第一學年	時數	第二學年
修身	二	道德ノ要旨、作法	一	同上

教育	三	教育ノ原理	三三	教授法及學校管理法ノ大要
國語	七	普通文及小學校教科用讀本 講讀並文法、作文、習字	六女五	同上
算術	四女三	整數分數小數諸等數	四	歩合算、比例、求積、珠算(加減乘除)
歴史	二	日本歴史ノ大要	一	同上
地理	二	日本地理ノ大要	二	外國地理ノ大要
理科	五女四	博物物理化學ノ大要	五女四	同上
圖畫	二	自在畫	二	同上
手工	一	手工ノ大要	二女一	同上
音樂	二	唱歌、樂器使用法	二	同上
體操	四女三	普通體操遊戲、兵式體操(男)	三	同上
裁縫	女三	通常ノ衣服ノ裁チ方縫ヒ方繕ヒ方	女三	同上
計	三四		三四	同上

備考 教育實習ノ方法ハ本科ニ準スルモノトス (文部省例規類纂)

五、教 職 員

師範學校官制及同校長官等俸給令改正 明治四十二年十二月九日師範學校官制中改正を行ひ新に「訓導」の次に「保姆」を加へた。「保姆」ハ附屬幼稚園幼兒ノ保育ヲ掌ル」とし、又「附屬幼稚園ヲ置キタル場合ニ於テハ附屬小學校主事ヲシテ兼ネテ其ノ園務ヲ管掌セシム」の一項を加へた。同四十年

六月二十七日勅令第二百四十九號を以て師範學校長任命及俸給令を師範學校長官等及俸給令と改め、又師範學校長は從來は唯「奏任トス」とあるのみであつたのを、今回は「奏任トシ其ノ官等ハ高等官五等以下八等以上トス但シ特ニ功勞アリ五年以上高等官五等ニ在ル者ハ之ヲ高等官四等ニ陞叙スルコトヲ得」と改め高等官四等まで陞らしめるやうにした。

師範學校長の小學教育視察 師範學校長は官制の定むるところによつて府縣内小學校教育の狀況を視察し、小學教育及び師範教育の改善に資することとなつて居るが、往々旅費なきためこれを實行せざる向もあつたので、明治四十一年六月十一日、文部省は普通學務局長より地方廳へ次の如き通牒を發してこれが實行を促した。本縣に於ても内務部長より各郡長及び兩師範學校長に對して、左記の如く夫々通牒を以て師範學校長の管内小學教育狀況を視察せしめることとした。

○師範學校長小學教育視察實行並注意事項 四十二年六月十一日 申發第一九八號

師範學校長ノ小學教育視察ニ就テハ官制ノ規定モ有之小學教育及師範教育ノ改善ヲ圖ル上ニ於テ極メテ緊要ノ儀ト被存候處往々旅費額ノ少ナキカ爲之ヲ實行スルコト能ハサル向モ有之教育上遺憾不尠候ニ付明年度ヨリ特ニ相當旅費ヲ豫算ニ計上シ必ス適當ノ期間貴管内ノ學事ヲ視察セシメラレ候様御取計相成度依命此段及通牒候也

追テ本文視察ニ關シテハ左記事項特ニ御注意相成度爲念此段申添候也

記

- 一、師範學校長ノ視察ハ其管内小學校教授訓練ノ狀況ヲ主トセシムルコト
- 二、視察ノ際ハ小學校長及教員ニ對シ批評誘導ノ任ニ膺ラシムルコト
- 三、視察ノ際ハ可成郡視學ト同行セシムルコト

四、視察ヲ了リタルトキハ復命書ヲ提出セシメ其寫ヲ當省ニ進達セララルルコト

例規類纂

五、學務擔任ノ事務官並府縣視學ヲシテ師範學校長ト小學校ノ教授訓練ニ關スル打合セヲ爲サシムルコト (文部省例規類纂)

○師範學校長小學教育視察ニ關スル件依命通牒 明治四十一年六月十二日 内務部長ヨリ各郡長へ

小學教育視察ノ爲メ師範學校長ヲ貴管内へ出張シメラレ候事有之候際ハ事務ニ差支ナキ限リ郡視學ヲシテ視察ニ同行セシメ教授訓練ニ關スル打合セヲ爲サシムル様御注意相成度依命此段及通牒候也 (千葉縣例規類纂)

○小學教育視察ニ關スル件依命通牒 明治四十一年六月十二日 内務部長ヨリ兩師範學校長へ

其筋ヨリ通牒ノ次第モ有之候條貴官ハ校務並ニ經費ノ許ス限リ左記各項ニ依リ可成縣内小學教育ノ視察ヲ實行相成候様致度依命此段及通牒候也

記

- 一、視察ハ小學校ノ教授訓練ノ狀況ヲ主トスルコト
- 二、視察ノ際ハ小學校長及教員ニ對スル批評誘導ノ任ニ膺ルコト
- 三、視察ノ際ハ可成郡視學ト同行スルコト
- 四、視察ヲ了リタルトキハ一週間内ニ復命書ヲ提出スルコト (此復命書ノ寫ハ文部省ニ進達スルモノトス) (千葉縣例規類纂)

中等學校教員の小學校訓導兼務問題 師範學校、中學校、高等女學校等の教員をして六週間現役の資格ある師範學校訓導または小學校訓導を兼務せしめることについては、兵役關係上問題となつて居つたが明治三十九年十月四日及び四十年二月二十二日、左記の如く第二部長より各郡長

並に兩師範學校長に對して夫々通牒が發せられた。

中等學校教員ノ小學校訓導兼務ニ關スル件依命通牒 明治卅九年十月四日 第二部長ヨリ 各部長ヘ
中學校高等女學校等ノ教員ヲシテ師範學校又ハ小學校ノ訓導兼務方ニ關シ本年四月廿五日ニ收第三〇二四號ヲ以テ
及通牒候處今般文部次官ヨリ是等諸學校ノ教職ニアル者ヲシテ六週間現役ノ資格アル教職ヲ兼務セシメ之カ爲メ通
常ノ兵役ニ服セサルモノ有之候テハ甚不穩當ト被認候ニ付右ニ該當ノモノハ本年限り該兼務ヲ廢止候様通牒ノ次第
モ有之候條右御了知相成尙本文該當者有之候ハ、本人へ至急御諭達ノ上此際兼務解除ノ義御申請相成度依命此段及
通牒候也 (千葉縣例規類纂)

○師範學校教員訓導兼務ニ關スル件通牒 明治四十年二月廿二日 第二部長ヨリ兩師範學校ヘ
師範學校教員ノ當該附屬小學校訓導兼務ニ關シ客年十一月三十日ニ收第七八九七號ヲ以テ及通牒候處右兼務ノ必要
アルハ可成現役ニ關係ナキ者ヲ以テ之ニ充テ其之ヲ得難キ場合ニ限り現役ニ關係アルモノヲシテ兼務セシムヘキ
旨其筋ヨリ通牒ノ次第モ有之候ニ付右ニ御取計相成度此段及通牒候也
追テ本件兼務方ニ關シテハ陸軍省トモ交渉濟ニ有之候趣ニ付右申添候 (千葉縣例規類纂)

六、生徒及卒業生

師範學校生徒は從來より男女公共費生が本體であつたが師範學校規程により私費生を置くこ
とが認められ、其の第五十九條に「公費生ノ員數之ニ支給スヘキ學資及其ノ支給方法ハ地方長官之
ヲ定ム私費生ヲ置カントスルトキハ地方長官ハ其ノ員數ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ」と定
めてある。本縣では四十一年度より師範學校は第一部生に私費生十名、女子師範學校は第一部生に

同じく私費生十名を置くことになつた。二部生は全部私費生である。當時公費生には、食費、被服及雜
費を支給し、教科用圖書器械及寢具等は之を貸與することもある。被服は男子は冬服、一年に一組、豫
備一組、夏服二年一組、豫備一組、外套在學中一枚、帽子在學中二個、短靴一年に一足づゝ、脚絆二年に一
足づゝ、女子は袴二年に一着を給す、他は給せず、雜費は燈火暖室及浴湯等共用の日用品は現品を以
て支給し、入院療養費は其の實費を給し、修學旅行の費用は旅行日數に應じて現金を以て支給した。
食費は在舍中毎月日割を以て給與し、當時食費は男子は一日十六錢、女子は十四錢であつた。私費生
には燈火暖室及浴湯等共用の日用品を支給し、教科用圖書器械及寢具等は公費生と同様貸與する
こともある。公私費生徒の取扱は毫も區別なく、いづれも寄宿舎に收容し同一に監督する。只私費生
は志望者甚少く、定員兩校とも各十名と定めたるも實際は其の半數に過ぎなかつた。而も其の生徒
は公費生徒に比して學力即ち實質に於て稍劣る感があつたのである。

又多年小學校に従事したる教職員の子弟の爲に師範學校入學に優先權を與へ、且特別手當を給
することになつた。師範學校規程第五十九條の二に「地方長官ハ第五十四條ノ二ノ各號ノ一ニ該當
スルモノ子ニシテ入學セシ者ニ對シテハ之ヲ支給スヘキ學資ノ額ヲ増加シ又ハ他ノ生徒ニ先チ
テ公費生トナスコトヲ得」とあり、本縣では明治四十三年度より男女兩師範學校とも其の資格ある
生徒に特別手當として毎月壹圓を給與した。

退隱料受給者の子は其の入學に關し他の入學志願者に優先して入學せしめ得る權利を與へ居
るが其の遺子に對しても同様特別の便宜を與へても差支なきやとの岩手縣の照會に對し、文部省
普通學局長より左の通り通牒を發せられた。

○師範學校入學志願者中退隱料ヲ受クル權利ヲ有スル遺子ニ對シ特別ノ便宜ヲ與ヘ差支ナシ
收第五
七四號 岩手縣照會
四十二年三月二十二日岩手

過般貴省令第六號ヲ以テ御改正相成候師範學校規程第五十四條ノ二ノ一號及二號ハ正面ノ解釋トシテハ現ニ退隱料ヲ受クルノ權利ヲ有スル者ナラサルヘカラサルカ如ク被認候へ共同規程及本月八日發普八二號御通牒ノ御精神ヨリセハ右該當者死亡ノ場合ニハ其遺子ニ對シテモ同様特別ノ便宜ヲ與ヘ差支無之モノカトモ被存候條至急何分ノ御回示ヲ煩シ度此段及照會候也

右普通學務局回答 四十二年三月二十三日
西岩普普二二號

本月二十二日岩收第五七四號ヲ以テ師範學校生徒入學資格ノ件ニ關シ御照會ノ趣了承右ハ後段御意見ノ通ト存候條御了知相成度此段及回答候也 (文部省例規類纂)

又退隱料を受くる權利を有する者の子に支給する學資は其の父の死亡したる場合もその支給を繼續し差支なきやとの大阪府の照會に對し文部省は左記の如く明治四十四年十月二十日回答を發し同時に各府縣へ通牒した。

○市町村立小學校教員又ハ師範學校學校訓導ノ職ニ在リタル者ニシテ退隱料ヲ受クルノ權利ヲ有スル者ノ子ニ支給スル學資ハ其ノ父死亡シタル場合ニ於テモ繼續支給差支ナシ
四十四年十月十八日 大阪府照會
學甲第三四八九號
當府師範學校生徒中師範學校規程第五十九條ノ二ニ依リテ學資ノ支給ヲ受クルモノ其在職中同規程第五十四條ノ二ノ該當者タル父死亡セル場合ニ於ケル學資ノ給否ニツキテハ何等ノ明文ナキモ多年教員ノ職ニ在リタル者ノ子女特待ノ精神ニ依リ學資ノ支給ヲ繼續シ可然哉聊疑義相生シ候ニ付至急何分ノ御回示相成度及照會候也
右普通學務局回答 四十四年十月二十日
大普一四六號

本月十八日學甲第三四八九號ヲテ師範學校規程第五十九條ノ二ニ依リ支給スル生徒學資ノ件ニ關シ御照會ノ處右ハ御意見ノ通ニ有之候條御承知相成度此段回答候也 (文部省例規類纂)

卒業生 師範學校卒業生ノ服務に關シ學資金ノ償還を要する者あるときの償還金ノ算定方に就て本縣にては明治四十二年二月九日伺定の上左記の如き割合を以て償還せしめることとした。

師範學校卒業生服務ニ關シ學資金ノ償還ヲ要スルモノアルトキ算定方

師範學校規程第六十七條ニ依リ償還スヘキ學資金ハ在學中ノ費用ヲ計算シ其ノ二分ノ一ヲ以テ同則第六十二條ノ年限ニ充テ其ノ二分ノ一ヲ以テ殘義務年限ニ充テ義務未了年月數ニ依リ之ヲ算定ス但シ其ノ情狀ニ依リ算定額ノ三分ノ一乃至二分ノ一ヲ輕減スルコトアルヘシ

明治四十二年二月九日伺定 (千葉縣例規類纂)

七、附屬小學校

代用附屬小學校及代用附屬幼稚園 明治四十年四月、師範學校規程の制定により、特別の事情あるときは代用附屬小學校または代用附屬幼稚園を設置することが許されることになつた。これに就て文部省は左記の如く普通學務局長より地方廳へ四十四年三月二十九日その取調條項を通牒を以て達した。

○師範學校規程ニ依リ市町村立小學校代用ニ關スル取調條項 四十四年三月廿九日
亥發普一五一號
明治四十年四月省令第十二號師範學校規程七十四條第三項ニ依リ市町村立小學校代用ニ關シ御稟請ノ場合ハ自今左

記條項御添付相成度依命此段及通牒候也

追テ幼稚園代用ニ關シテモ本文ニ準シ御取調相成度此段申添候也

記

一 代用小學校ノ學級編制

一 本校ト代用小學校トノ距離

一 代用小學校平面圖

一 期間滿了後ニ於ケル計畫

一 訓導任用並經費其ノ他ニ關スル當該市町村トノ取定條件 (文部省例規類纂)

複式編制の學級

附屬小學校に於ては師範學校規程第七十七條に依つて單級小學校の例に準じて編制した學級を設くべきことになつて居るが文部省に於ては明治四十五年二月二十三日、兵庫縣の照會に對して左の如く四箇學年以下の複式編制の學級を設くることは然るべからずとの通牒が普通學務局長より發せられた。

○師範學校附屬小學校ニ四箇學年以下ノ複式編制ノ學級ヲ設クルハ然ルヘカラス
兵庫縣照會 明治四十五年二月二十三日
兵外學第一一九號

師範學校規程第七十七條ニ依レハ附屬小學校ニ於テハ單級尋常小學校ノ例ニ準シテ編制シタル學級ヲ設クヘキ規定ニ有之候處本縣ニ於テハ市町村立小學校六百二十一校中單級ニ編制セルモノ僅カニ十七校ニ有之候ヘハ之カ爲師範學校ニ於テ單級編制ノ學校ヲ設クルヨリモ他ノ適切ナル編制ヲ採ルヲ利益アリト認ムル場合ニハ單級編制ノ學級ヲ置カサルモ差支ナキ義ニ有之候哉至急何分ノ御回答相煩度此段及照會候也

右普通學務局回答 明治四十五年五月十六日
兵普四一號

本年二月二十三日兵外學第一一九號ヲ以テ師範學校附屬小學校學級編制ニ關シ御照會相成候處右ハ現行規程ノ明文上然ルヘカサル儀ニ有之候條御承知相成度此段及回答候也 (文部省例規類纂)

教生を指導するに適切有効なる方法其の他

文部省開催の師範學校校長會議に對して、附屬小學校ニ於テ教生ヲ指導スルニ適切有効ナル方法如何外三件の諮問を發したが、今回その答申を得たので、明治四十三年七月九日、文部省は左記の如く普通學務局長より各地方廳及び各高等師範學校長に通牒を發し、その答申事項を廻送した。

○師範學校附屬小學校ニ於テ教生指導、本校及附屬小學校ノ關係ヲ密ニシ小學校教科目ノ教材及教授方法研究並課外運動及作業ノ種類ニ關スル師範學校校長會議答申事項施設方 四十三年七月九日
戊省普二七號

彙ニ招集相成候師範學校校長會議ニ對スル本省諮問事項中附屬小學校ニ於テ教生ヲ指導スルニ適切有効ナル方法其他三件ニ於テハ別記ノ通答申有之候處右ハ大體ニ於テ適當ナルモノト被認候ニ付貴管下師範學校ニ於テモ右趣旨ニ依リ相當施設相成候様御示達相成度依命此段及通牒候也

附屬小學校ニ於テ教生ヲ指導スルニ適切有効ナル方法其他二件ニ關シ今般各地方長官へ別紙寫ノ通通牒候ニ付爲御参考及御差廻候也

記

諮問事項

第一號 附屬小學校ニ於テ教生ヲ指導スルニ適切有効ナル方法如何

第二號 師範學校ニ於テ一層本校ト附屬小學校トノ關係ヲ密ニシテ小學校各教科目ノ教材並教授方法ヲ研究スルニ

第五章 師範教育

有効ナル方法如何

第三號 師範學校生徒ヲシテ課外ニ行ハシムヘキ適當ナル運動及作業ノ種類如何

第一號 諮問答申

第一 一般要領

一、要 旨 小學校教育ニ必要ナル一般經驗ト信念トヲ與ヘ兼ネテ忠實ニ職務ニ對スル心情ト研究心トノ喚起ニ努ムルコト

二、連 絡 附屬小學校ト本校トノ連絡ヲ密ニシ彼是相應シテ教生指導上ニ齟齬ナキヲ期スルコト

三、實習期間 時間制ヲ避ケテ全日制ヲ採リ之ヲ左ノ三期ニ分ツコト

第一期 第一部半部

第二期 第一部半部

第三期 第二部全部

四、配當法

(イ) 教科目配當法ヲ避ケテ學級配當法ヲ採リ且受持教科目及所屬學級ハ實習ノ期間ヲ通シテ變更ヲ爲サザルコト但シ實習期ノ終リニ於テ便宜他教科目及他學級ニテ實習スルヲ妨ケス

(ロ) 一學級ニ配當スヘキ教生ノ員數ハ凡二人ヲ以テ適當トス

五、指導細目 實習事項ヲ實習期間ニ配當シタル細目ヲ編製スルコト

第二 實習事項

其一 準備

一、講 話 主事ハ附屬小學校ノ性質、經營一般、教生實習事項等ニツキ説明スルコト

二、參 觀 附屬小學校ノ施設經營ノ大要及所屬學級ノ見學ヲ爲サシムルコト

其二 實習

一、演 習 主トシテ所屬學級ニアリテハ教授、訓練、管理、事務、衛生等ノ一般ヲ實習セシメ兼テ學級經營及學校經營ノ實際的研究ヲ爲サシムルコト

二、參 觀 教授訓練等ニ關スル參觀ハ序ヲ追ヒテ進ミ學級經營ニ關スル參觀ハ實習期ノ中頃ヨリ始メ學校經營ニ關スル參觀ハ其以後ニ於テ參觀旅行等ニ依リ之ヲ行フコト

三、批評會 學級批評會及一般批評會ノ二トシ教授訓練其他ニ就キテ批評研究ヲ爲スコト

四、示範教授 學級及教科主任訓導ハ主任學級又ハ主任教科ニ對スル示範教授ヲ爲シ其教授ハ其教科ニ關スル教授法ノ説明ヲ爲スコト

五、研究及製作 實習事項ニ關スル研究論文又ハ報告書ヲ提出セシメ且教具ヲ工夫製作セシムルコト

六、町村小學校ノ領解 現行ノ附屬小學校ノ外ニ成ルヘク町村立小學校ヲ代用シ町村自治體ノ基礎ノ上ニ當該町村ニ關スル總テノ教育ノ施設ヲ爲シ町村小學校ノ領解ヲ爲サシムルコト

第二號 諮問答申

本校ト附屬小學校トノ關係ヲ密ニシ小學校ノ教材及教授方法ヲ研究スルニ有効ナル方法ト認ムヘキモノ概ネ左ノ如シ

一、附屬小學校教授細目ハ附屬小學校ニ於テ之ヲ調査シ本校關係學科教員ト合議編製スルコト

二、本校教授細目ニハ附屬小學校教授細目中關聯スル事項ヲ附記スルコト

三、本校教員ヲシテ左ノ例ニヨリ教生ノ實地授業ヲ視察批評セシメ又時々其教案ヲ講評セシムルコト

(一)視察時間ヲ指定スルモノ

(イ)視察時間ヲ本校受持學科ト共ニ時間割中ニ配當ス

(ロ)毎週教務主任ニ於テ次週ノ視察時間割ヲ揭示ス

(二)視察時間ヲ指定セサルモノ

(イ)受持ナキ時間ニ於テ少クトモ一週一回視察セシムルコト、シ其結果ヲ記録シテ學校長ノ檢閲ヲ受ケシム

(ロ)教生ヲシテ隨時本校教員ニ就キ教案ノ檢閲授業ノ視察及批評ヲ請ハシム

四、教生ノ批評教授及其批評會竝ニ訓導ノ研究教授及其研究會ニハ本校關係教員教育科擔任教員首席教諭竝ニ學校長之ニ參列スルコト

五、本校教員ハ附屬小學校ニ於テ可成多ク模範教授ヲ爲スコト

六、本校教員ヲシテ可成訓導ヲ兼ネ教授ノ一部ヲ受持タシメ又場合ニヨリ本校教員ヲシテ附屬小學校ノ教科主任タラシムルコト

七、附屬小學校ニ於ケル教材及教授法ノ研究會ニハ本校關係教員列席シテ共同研究ヲ爲スコト

八、本校教員ハ小學校教科用圖書ヲ研究シテ教授ノ際之ヲ本校生徒ニ授ケ豫メ指導ヲ與フルコト

第三號諮問答申

一、男生徒ニ行ハシムヘキ適當ナル運動ノ種類

(一)劍道、柔道

(イ)總テノ生徒ヲシテ兩者ヲ兼修セシムルカ又ハ少クトモ其一ヲ選ヒテ學修セシムヘシ

(ロ)設備ノ都合上毎日之ヲ行ハシムル能ハストスルモ少クモ毎週二回以上之ヲ行ハシムヘシ

(ハ)用具及稽古着ハ成ルヘク生徒ニ自辨セシムヘシ

(ニ)寒中ハ毎朝拂曉寒稽古ヲ行ハシムヘシ

(ホ)聯合試合ヲ行フコトハ獎勵上大ニ効果アリト雖之カ爲ニ多クノ金額ヲ消費スル等ノ弊害ヲ生セサル様注意スルヲ要ス

(ヘ)特ニ劍道、柔道ノ教師ヲ聘用スル外教諭中ヨリ適任者ヲ選ヒテ之ヲ指導監督セシムヘシ

(ト)學校ハ之カ施設獎勵ニ任スルハ勿論ナリト雖成ルヘク生徒ヲシテ自發的ニ其レカ經營ニ當リ發達ヲ希圖セシムル様仕向クルヲ要ス

(チ)禮節ヲ尙ヒ心身ノ鍛鍊ヲ主トシ徒ニ勝負ヲ争ヒ粗暴ニ流レ技巧ヲ術ヒ爲ニ武道ノ精神ヲ失フカ如キ弊ニ陥ルコトナキ様注意スルヲ要ス

(二)水泳及操艦

(イ)夏期休業又ハ其前後ニ於テ地理上止ムヲ得サル場合ノ外必ス之ヲ行ハシムヘシ

(ロ)水泳ニ伴フテ在來ノ船舶ヲ使用シ操艦ヲ練習セシムヘシ但シ「ボート」ハ費用ヲ要スルコト多キヲ以テ強テ獎勵セサルヲ可トス

(三)駢 足

日常獎勵ヲ加ヘテ之ニ熟達セシムヘク平素ノ練習ヲ缺キテ突然過激ナル演習ヲ爲サシメ身體ヲ損フ等ノ弊ニ陥ルコトナキヲ要ス

(四)弓 術

- (五)角 力
- (六)フットボール
- (七)氷滑リ
- (八)庭 球
- (九)野 球

以上六種ハ便宜之ヲ行ハシムヘシ但シ庭球、野球ニツキテハ特ニ選手ヲ設ケ又ハ他校トノ試合ヲ爲サシメテ之ヲ獎勵スルカ如キハ弊害アリト認ム

(備考)

- (一)正課時間中ニ課スル器械體操、銃劍術、射的及諸種ノ遊戯ハ課外ニモ之ヲ行ハシムルヲ適當トス
 - (二)起床後又ハ就褥前生徒ヲ校庭若ハ體操室ニ呼集シテ朝禮又ハ夕禮ヲ爲サシムルニ際シ呼吸運動等ヲ行ヒ又ハ朝夕生徒各個ニ鐵啞鈴、冷水養生法、腹式呼吸等ヲ爲サシムルカ如キ頗ル効果アリト認ム
- 二、女生徒ニ行ハシムヘキ適當ナル運動ノ種類

- (一)雜 刀
- (二)水 泳
- (三)弓 術
- (四)氷滑リ
- (五)庭 球
- (六)羽根ツキ

以上六種ハ便宜之ヲ行ハシムヘシ

(備考)

- (一)正課時間中ニ課スル體操遊戯ハ課外ニモ之ヲ行ハシムルヲ適當トス
 - (二)起床後又ハ就褥前生徒ヲ校庭若ハ體操室ニ呼集シテ朝禮又ハ夕禮ヲ爲サシムルニ際シ呼吸運動等ヲ行ヒ又ハ朝夕生徒各個ニ冷水養生法、腹式呼吸等ヲ爲サシムルカ如キ頗ル効果アリト認ム
- 三、男生徒ニ課スヘキ作業ノ種類

- (一)普通作業
- (イ)校地ノ整理
- (ロ)庭園ノ掃除
- (ハ)校舎ノ洒掃
- (ニ)校舎ノ小破修繕
- (ホ)器具器械ノ修理
- (二)事務ニ屬スル作業
- (イ)諸統計ノ調査
- (ロ)諸表簿ノ整理調製
- (ハ)圖書ノ整理
- (三)諸集會ノ準備來賓ノ接待、其他之ニ類スル事務
- (三)學科ノ實習ニ關スル作業

- (イ) 器械、標本、繪畫、圖表等ノ簡易製作及整理
- (ロ) 物理、化學、博物、音樂、手工、圖畫等ノ課外實習又ハ調査
- (ハ) 學校園及農圃ノ實習
- (備考) 土地ノ狀況ニヨリ植林、養蠶、養鶏、養豚、養兔等ヲ實習セシムヘシ
- 四、女生徒ニ課スヘキ作業ノ種類
- 男生徒ニ課スルモノ、外特ニ左ノ種類ヲ加フ但シ農圃實習ニ代フルニ果樹園、蔬菜園等ノ實習ヲ以テス
- (イ) 割烹實習
- (ロ) 衣服ノ裁縫洗濯又ハ修理 (文部省例規類纂)

八、陸海軍記念日取扱方

陸海軍記念日の講話開催 毎年三月十日の陸軍記念日及び五月二十七日の海軍記念日は、陸海軍に於て記念日として種々の記念事業を開催して來たが、明治四十三年四月十五日、文部省は左記の如くこれを國民記念日として當日師範學校、中學校及び實業學校に於ては、陸海軍より將校を聘して講話を行ひ、以て義勇奉公の精神を鼓舞し、忠君愛國の志操を涵養すべしとの通牒を發した。

陸海軍記念日ハ一般學校ニ於テ戰役ニ關スル講話ヲ爲サシメ授業休止セシムヘカラス

各地方長官ヘ文部次官通牒 (四十三年四月十五日戌發普九〇號)

毎年三月十日陸軍記念日及五月二十七日海軍記念日ハ獨リ陸海軍ノ記念日タルニ止マラス一般國民ノ記念スヘキ日

ナレハ一般學校ニ於テハ此日ニ當リテ全校生徒ニ戰役ニ關スル講話ヲナシ師範學校中學校並實業學校等ニ於テハ便宜其地方ノ師團旅團聯隊若クハ鎮守府軍港要港等ニ依頼シ又ハ在郷軍人中實戰ノ經歷アル將校等ヲ聘シテ講話ヲナサシメ生徒ヲシテ之ヲ聽聞セシムルコトハ義勇奉公ノ精神ヲ鼓舞シ忠君愛國ノ志操ヲ涵養シ訓育上裨益不尠ト被存候ニ付各學校ニ對シ右之趣特ニ御示達相成度依命此段及通牒候也

追テ本件ニ就テハ陸軍省並海軍省ヘモ本省ヨリ依頼致置候條御承知相成度爲念此段申添候也

尋で同月十八日、本縣に於ても内務部長より各郡長及び各縣立學校長に對して左記の通り右の趣を移牒するところがあつた。

○陸海軍記念日ニ講話ノ件通牒 明治四十三年四月十八日 内務部長ヨリ 各郡長ヨリ 縣立各學校長ヘ

毎年三月十日陸軍記念日及五月二十七日海軍記念日ハ獨リ陸海軍ノ記念日タルニ止ラス一般國民ノ記念スヘキ日ナレバ一般學校ニ於テハ此日ニ當リテ全校生徒ニ戰役ニ關スル講話ヲ爲シ師範學校中學校並實業學校等ニ於テハ便宜其ノ地方ノ師團旅團聯隊若クハ鎮守府軍港要港等ニ依頼シ又ハ在郷軍人中實戰ノ經歷アル將校等ヲ聘シテ講話ヲナサシメ生徒ヲシテ之ヲ聽聞セシムルコトハ義勇奉公ノ精神ヲ鼓舞シ忠君愛國ノ志操ヲ涵養シ訓育上裨益不尠ト被存候ニ付縣立學校ヘハ(各學校ニ於テハ爾今右趣旨ニ依リ實行相成度)各郡長ヘハ(各學校ニ對シ右ノ趣特ニ御示達相成度)其筋ヨリ通牒ノ次第有之候條依命右及通牒候也

追テ本件ニ就テハ陸軍省並海軍省ヘハ文部省ヨリ依頼致置候趣ニ付御承知相成度尙又講話ノ爲當日全ク授業ヲ休止スルカ如キコト無之様特ニ御注意相成度右申添候也 (千葉縣例規)

然るに右の講師派遣方に就ては關係文書の往復に經由箇所が多き爲め、不便少なからざりしを以て、翌四十四年三月六日、陸軍記念日に於ける講師の招聘方に就て、内務部長より各郡長及び各縣

立學校長に對して左記の通り通牒が發せられた。

○陸軍記念日ニ於ケル現役將校招聘方ニ關スル件通牒 明治四十四年三月六日 内務部長ヨリ 各郡縣長へ
 各學校ニ於テ陸軍記念日 三月十日ニ現役將校招聘方ノ件從來區々ニ相成居候處右ハ將來當該學校ヨリ直接希望部隊へ
 申出テ承諾ヲ得ル様第一師團ニ於テ協定相成候趣ニ付(此旨御示達相成度)此段及通牒候也
 (縣立各學校長へハ括弧内ヲ「右御了知相成度」トスルコト) (千葉縣例規)

九、本縣師範學校の實際狀況

千葉縣師範學校

本校は、本科定員三百六十人にして、第一部を八學級に、第二部を一學級に編成せるも、四十四年度より更に第二部に一學級四十人を増加せり。外に講習科を置き、定員九十人にて二學級に編成し、尋常本科正教員を養成す。又時勢の進運と小學校教育の進歩發展に伴ひ、教員の素質を向上する必要より小學校本科正教員及び尋常小學校本科正教員の學力補習の爲め講習科を開設す。修學期間は前者六週間、後者九週間にて、前者に對する學力補習の講習は、他縣に先んじて、四十年四月より開始し、爾來間斷なく續行したれば、今や縣下を通じて殆ど全教員の講習を終り、本年三月(明治四十四年)を以て一旦閉鎖するに至れり。附屬小學校は、尋常科十學級(五百五十七人)、高等科四學級(百十四人)とす。別に盲生を教育する特別學級を置き、四十一年より實施す。又四十年より千葉町と契約し、黒砂小學校を附屬小學校の代用となし、これを分教場とし、師範生徒をして農村教育の實情を體驗せしめ、卒業後、農村に於ける教育實際の任務を全うし、且つ民風の改善、青年の指導に當らしむる爲め、生

徒をして交代練習せしめつゝあり。更に實業補習學校を附設し、農家の子弟に對し、夜間農業及び普通の簡易學術を授け、實習地に就て栽培の實習を爲さしむ。是れ一は縣下に於ける各實業補習學校の模範たらしめんとすると、共に一は生徒をして他日の準備として、此種學校の施設教授に關する實際的智識を得せしむるの目的に出づるなり。此他同校に於ては、一家の教養主義の下に、適切なる訓練を行ひ、各種の學會を設け、人物査定、言葉矯正、記念樹栽植等のことを行ひ、夏休に際しては、工場其他産業の視察報告を爲さしめ、或は地歴博物館等に就て課題を與へ、調査報告せしむることゝなせり。創立以來卒業生を出だすことを約千五百名なり。(房總の教育)

皇太子殿下の臺臨 本校にとつて特に記念として永久に忘るべからざることとは明治四十四年五月二十三日、皇太子殿下(大正天皇)行啓の光榮に浴したることである。當日本校に臺臨あらせられたのは午後一時三十三分であつた。本校にては歴史、礦物、數學の授業を親しく御覽遊ばされ、後附屬小學校に於て日本海軍の遊戯及び縣下各小學校教員の研究製作せる教育品展覽會をも臺覽遊ばされた。皇太子殿下が特に國民教育に御心を注がせ給ひ、本縣教育の淵藪たる本校に臺臨遊ばされたことは、本校にとつて空前の盛儀であつたばかりでなく、また本縣教育界にとつても無上の光榮であつた。左に當時の狀況を現東京市教化人事課長葛岡吉之助が本校六十周年記念沿革史に物したるを茲に載録す。

【考】

永遠の感載

葛岡吉之助

明治四十四年五月、千葉縣廳舎新築落成祝賀に際し、圖らずも皇太子殿下（大正天皇）千葉縣下に行啓、數日御滞在の御沙汰を拜し、縣民は光榮に雀躍し奉つたのである。

當時全國的に見て、新廳舎は最新式壯麗のものとして相當に評判であり、縣民として優越感を持ち誇つて居つたのである。そして縣に於ては記念事業として諸般の施設をなし、教育方面では縣下各學校の成績品展覽會を開かれた。此の數日の間縣下各町村よりは、或は老若男女誘ひ合ひ或は團體を組織して千葉町に集り、町内は實に空前の賑を極めたものである。

皇太子殿下には御滞在中の豫定行事の一として、市内（當時の町内）中學學校、醫學專門學校を御巡啓遊ばされ、我等の母校千葉師範學校にも御立寄り遊ばされたのである。

其の當時を回顧するに、御立寄りの光榮に浴する學校は、何れでもあつたと思ふが、校内は清潔に整頓に怠りなく、數ヶ月前より衛生等にも注意し、緊張と歡喜の待望であつた。殊に本校と附屬の一部は記念展覽會場（教育部）の一部に充てられたので想像にあまりあるものであつた。

一方生徒の崇敬の的であつた田邊己之吉先生は、強き主張を持し質實剛健平素より良質一本綫（當時の教育者の一般に用ひたもの）の詰襟服で、儀式にも祝賀式にも終始せられ、新卒業生が（卒業の際）背廣服を作ると、親の金で何だと戒められたものである。先生は其の時までフロックコートは持たれないで居つたが、千歳一遇拜謁の光榮に浴する機會であり、常に此の用意ありの範を示すべくフロックコート、シルクハットを新調され、教育家としての眞劍さを活きた教育として示された點などは、在學生、卒業生に非常な感動を與へ、一面清き挿話として生徒の話題であつたことを今も忘れ得ない。

皇太子殿下母校御立寄りに際し、本校では臺臨授業（數組）を受くるもの、附屬では尋五六年以上の女兒の臺覽遊

戯に加はるものを除く以外は、全部校門外に堵列奉迎を申上げた。其の際自分は堵列隊指揮の中隊長として榮譽を擔つたのである。

東京御還啓の際は、在町學諸校は勿論官民はそれ／＼沿道に御奉送申上げた。其の折自分は校旗の旗手として、千葉神社側の道路に整列し御奉送申上げた。

御召車御通過の際、忝けなくも校旗の敬禮に對し車上（當時は人力車）から御會釋を賜つた。天津日嗣の御子の御稜威より受くる直接的靈的感動は、永遠の感戦として今更ながら目のあたり見ることの出来る追憶である。學校では御還啓奉送後、全校職員、生徒、兒童全部校庭に整列し、記念の撮影をした。其の寫眞の一葉は感激の表象であり貴なる記念品である。母校創立六十周年記念にあたり、感激を新たにすると共に母校に對し久遠の彌榮を祈る次第である。（創立六十周年記念千葉縣師範學校沿革史）

學則の制定及改正 明治四十年四月十七日「師範學校規程」の制定につれて翌四十一年二月四

日、千葉縣師範學校則が始めて定められ、師範學校の諸規程がこれより大いに整備するに至つた。従來は男女兩校各別の學則であつたがこれより共通となつた。

師範學校學則（抄） 明治四十一年二月四日
千葉縣令第九號

第一章 本科

第一節 學年學期及休業日

第一條 學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二條 學年ヲ分チテ左ノ二學期トス但シ學校長ハ本科第一部第四學年及第二部ニ限り之ヲ三學期ト爲スコトヲ得

第五節 學資及授業費

第二十八條 第一部生徒中ニ私費生若干名ヲ置キ第二部ノ生徒ハ總テ私費生トス
 第二十九條 公費生ニハ食費、被服及雜費ヲ支給シ教科用圖書器械及寢具等ハ之ヲ貸與スルコトアルヘシ
 第三十條 食費ハ在舍中毎月日割ヲ以テ之ヲ支給ス但シ在舍セサル時ト雖食費ヲ支給スルコトアルヘシ
 第三十一條 被服ハ師範學校ニ在リテハ甲號表女子師範學校ニ在リテハ乙號表ニ依リ一定ノ時期ニ於テ現品ヲ支給ス若シ保存期間内ニ於テ故意又ハ怠慢ニ依リ滅失若ハ毀損シ更ニ交付ヲ要スルトキハ其ノ費用ヲ本人ヨリ賠償セシム

甲號表

品目	一學年	二學年	三學年	四學年	保存期間
冬服	二組	一組	一組	一組	一組一年、豫備一組在學年間
夏服	二組	一組	二組	一組	一組二年、豫備一組在學年間
外套	一枚	一	一	一	在學年間
帽子	一個	一	一個	一	同
短靴	一足	一足	一足	一足	一年
脚絆	一足	一	一足	一	二年
襪	一着	一	一着	一	二年

乙號表

第三十二條 雜費ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ支給ス
 一 燈火暖室及浴湯等共用ノ日用品ハ現品ヲ以テ支給ス
 二 入院療養ヲ命シタルトキハ其ノ實費ヲ支給ス
 三 修學旅行ノ費用ハ旅行日數ニ應シテ現金ヲ以テ支給ス
 第三十三條 前各條中食費及修學旅行費用ノ支給額ハ豫算ノ範圍内ニ於テ學校長之ヲ定ム
 第三十四條 私費生ニハ燈火暖室及浴湯等共用ノ日用品ヲ支給ス
 第三十五條 私費生ニハ教科用圖書器械及寢具等ハ之ヲ貸與スルコトアルヘシ
 第三十六條 停學又ハ休學ヲ命シタル生徒ニハ其ノ期間前數條ニ定メタル學資ノ支給ヲ停止ス
 第三十七條 公費生ニシテ退學ヲ命セラレタル者ニハ保存期間中ノ被服ヲ返納セシム
 第三十八條 授業費ヲ償還セシムル場合ニ於テハ月額二圓トス但シ休業休學又ハ停學ノ全月ニ亘リタル月ハ之ヲ除算ス

第三十九條 私費生ニシテ公費生トナリタル者ニ關スル服務ハ始メヨリ公費生タリシ者ノ服務ニ同シ
 第六節 寄宿舎及生徒取締

第四十條 生徒ハ總テ寄宿舎ニ收容ス但シ講習科ノ生徒ニ在リテハ學校長ノ指定ニ從ヒ外泊セシムルコトアルヘシ
 第四十一條 寄宿舎及生徒取締ニ關スル規定ハ學校長之ヲ定ム

第四十二條 左ノ講習科ヲ置ク

- 一 小學校教員免許狀ヲ有スル者ノ爲ニ必要ナルモノ
- 二 尋常小學校教員タラントスル者ノ爲ニ必要ナルモノ

第四十三條 修業年限ハ前條第一號ニ依ル場合ハ一箇年以内トシ同條第二號ニ依ル場合ハ准教員ニ在リテハ一箇年正教員ニ在リテハ二箇年トス

第四十四條 講習科生ニハ學資ノ補助ヲ爲スコトアルヘシ

第四十六條 第四十二條第二號講習科生ニシテ學資ノ補助ヲ受ケ修了シタル者ハ左ノ各號ノ一ニ規定セル期間本縣

ニ於テ小學校教員ノ職ニ從事スル義務ヲ有ス

- 一 尋常小學校本科正教員講習科男子修了者ニ在リテハ免許狀受得ノ日ヨリ三箇年
- 二 尋常小學校本科正教員講習科女子修了者ニ在リテハ免許狀受得ノ日ヨリ二箇年
- 三 尋常小學校准教員講習科修了者ニ在リテハ免許狀受得ノ日ヨリ一箇年

第四十七條 服務期間又ハ在學中ニ於テ陸海軍現役ニ服シ又ハ戰時事變ニ際シ召集セラレタル者及本縣師範學校本

科ニ入學シタル者ハ服務期間内ニ在ル者ニ在リテハ其ノ期間ヲ服務年限ヨリ控除シ在學者ニ在リテハ補助ヲ受ケタル學資及授業費ノ償還ヲ免除ス

第四十八條 講習科ニ關シ特ニ規定ナキモノハ本科ニ關スル規定ヲ準用ス

第三章 附屬小學校及附屬幼稚園

第四十九條 高等小學校ノ修業年限ハ之ヲ三箇年トス

第五十條 尋常小學校ノ教科目ニ手工ヲ加フ

高等小學校ノ教科目ニ師範學校ニ在リテハ手工、農業、商業及英語ヲ加ヘ女子師範學校ニ在リテハ手工及英語ヲ加フ

農業、商業及英語ハ之ヲ隨意科目トス

第五十一條 二部教授ヲ行フ學級並各教科目ノ每週教授時數ハ學校長之ヲ定ム

その後左記の如く時代の趨勢に従ひ、四十一年七月三十一日、四十二年十二月二十八日、四十三年十二月二十七日及び四十五年三月一日の四回に亘つて小改正が行はれた。

○千葉縣令第五十六號 (明治四十一年七月三十一日)

明治四十一年二月千葉縣令第九號千葉縣師範學校學則中左ノ通改正ス

第十四條 學校長ハ入學志願者ニ對シ身體検査、學力試験、口頭試問ヲ行ヒ入學ノ許否ヲ決定スヘシ

但シ本科第二部ノ入學志願者中官立若ハ府縣立中學校又ハ文部大臣ニ於テ徵兵令第十三條ニ依リ官立若ハ府縣立中學校ノ學科程度ト同等以上ト認メタル公私立中學校ヲ卒業シタル者及此等ノ學校ニ在學スル者ニシテ當該學校長ニ於テ該學年末ニ卒業シ得ヘシト認定スル者ニ限り學力試験ヲ行ハス

第十四條ノ二 本科第一部入學志願者ニ對スル學力試験ノ科目及程度ハ左ノ如シ但シ學校長ハ修業年限三箇年ノ高等小學校ヲ卒業シタル者ニ限り第三號乃至第五號ノ科目ノ試験ヲ缺クコトヲ得

- 一 國語 普通文ノ講讀、文法ノ初步、作文、習字
- 二 算術 整數、分數、小數、諸等數、歩合算、比例
- 三 理科 博物、物理、化學
- 四 地理 日本地理、外國地理

五 歷史 日本歷史

第十四條ノ三 本科第二部入學志願者ニ對スル學力試驗ハ修身、國語及漢文、英語、歷史及地理、數學、博物、物理及化學、法制及經濟、圖畫、體操ニ付キ中學校卒業ノ程度ニ依リテ行フ

第四十二條ノ二 講習科生ヲ募集スル場合ニ於テハ學校長ハ募集スヘキ講習科生ノ種類、修業期間、員數ヲ郡長ニ通知シテ其推薦ヲ受クヘシ但シ學校長ハ必要ト認ムルトキハ郡長ノ推薦シタル者ニ對シ更ニ試驗ヲ行ヒ入學ノ許否ヲ決定スルコトヲ得

○千葉縣令第八十六號 (明治四十二年十二月二十八日)

明治四十一年二月千葉縣令第九號千葉縣師範學校學則中左ノ通改正ス

第四條 女子師範學校本科第二部ノ修業年限ハ當分ノ内一箇年トス

第十四條 學校長ハ入學志願者ニ對シ身體検査、學力試驗及口頭試問ヲ行ヒ入學ノ許否ヲ決定スヘシ

但シ本科第二部ノ入學志願者中師範學校ニ在リテハ官立又ハ府縣立中學校若ハ文部大臣ニ於テ徵兵令第十三條ニ依リ官立又ハ府縣立中學校ノ學科程度ト同等以上ト認メタル公私立中學校ヲ卒業シタル者及此等ノ學校ニ在學スル者ニシテ當該學校長ニ於テ該學年末ニ卒業シ得ヘシト認定シタル者

女子師範學校ニ在リテハ修業年限四箇年以上ノ高等女學校ヲ卒業シタル者及當該學校長ニ於テ該學年末ニ卒業シ得ヘシト認定シタル者ニ限リ學力試驗ヲ行ハス

第十四條ノ三 本科第二部入學志願者ニ對スル學力試驗ハ中學校若ハ修業年限四箇年ノ高等女學校ノ各學科目ニ就キ其ノ卒業ノ程度ニ依リテ行フ但シ中學校若ハ高等女學校ニ於テ加除シ又ハ課セサルコトヲ得ル學科目ハ學校長ニ於テ之ヲ省クコトヲ得

第三十三條 師範學校規程第五十四條ノ二ノ各號ノ一ニ該當スル者ノ子ニシテ入學セル者ニ對シ特別手當ヲ支給ス
第三十三條ノ二 食費、修學旅行ノ費用及特別手當ノ支給額ハ豫算ノ範圍内ニ於テ學校長之ヲ定ム
第五十條ノ二 女子師範學校附屬小學校ニ女兒ノ爲ニ尋常小學校補習科ヲ置ク

○縣令第二百二十三號 (明治四十三年十二月二十七日)

明治四十一年二月千葉縣令第九號千葉縣師範學校學則中左ノ通改正ス

第十四條ノ二 本科第一部入學志願者ニ對スル學力試驗ノ學科目及程度ハ左ノ如シ第六號ハ女子ニ限ル

一 國語、普通文ノ講讀、文法ノ初歩、作文、習字

二 算術、整數、分數、小數、諸等數、歩合算、比例

三 理科、博物、物理、化學

四 地理、日本地理、外國地理

五 歷史、日本歷史

六、裁縫、通常ノ衣類ノ裁チ方、縫ヒ方、繕ヒ方

修業年限三箇年ノ高等小學校ヲ卒業シタル者ニ對シテハ學校長ニ於テ前項第三號乃至第六號ノ試驗ヲ省クコトヲ得

千葉縣令第二十一號 (明治四十五年三月一日)

明治四十一年二月千葉縣令第九號千葉縣師範學校學則中左ノ通改正ス

第二條 學年ヲ分チテ左ノ三學期トス

第一學期 四月一日ヨリ八月三十一日迄

第二學期 九月一日ヨリ十二月三十一日迄

第三學期 一月一日ヨリ三月三十一日迄

第五十條 尋常小學校ノ教科目ニ手工科ヲ加フ

高等小學校ノ教科目ニ師範學校ニ在リテハ手工、農業及商業ヲ加ヘ女子師範學校ニ在リテハ手工及商業ヲ加フ

教科書の改正 明治四十年三月一日、本縣告示第五十七號を以て左の如く教科用圖書中、博物、漢文に關するものを改正し習字に關するものを追加した。

○千葉縣告示第五十七號 (明治四十年三月一日)

明治三十七年四月千葉縣告示第四十三號千葉縣師範學校教科用圖書中博物、漢文ノ欄ヲ左ノ通改正シ習字ノ欄ヲ追加セリ

學科	學年別	圖書名	卷冊	發行年月日	著者	發行者
博	第三學年	近生理學教科書	一冊	明治三十九年一月五日	丘 淺次郎	開成館
	第二學年	最新動物學教科書	一冊	明治三十九年二月二十二日	同 人	六盟館
	第一學年	師範植物教科書	一冊	明治三十七年二月二十四日	齋田功太郎	日本圖書株式會社
漢	第三學年	最新礦物界教科書	一冊	明治三十九年二月二十四日	龜井忠一	三省堂
	第二學年	師範學校漢文教科書	四冊	明治三十九年三月十三日	國語漢文研究會編	三樹一平
	第一學年	習字	三冊	明治四十一年一月十一日	千葉縣師範學校習字科研究會	東京龜井忠一 千葉能勢鼎三

習字	學年	圖書名	卷冊	發行年月日	著者	發行者
第一學年	第一學年	習字	三冊	明治四十一年一月十一日	千葉縣師範學校習字科研究會	東京龜井忠一 千葉能勢鼎三
第二學年	第二學年	習字	三冊	明治四十一年一月十一日	千葉縣師範學校習字科研究會	東京龜井忠一 千葉能勢鼎三
第三學年	第三學年	習字	三冊	明治四十一年一月十一日	千葉縣師範學校習字科研究會	東京龜井忠一 千葉能勢鼎三

附屬實業補習學校規則 本校の目的は同規則第二條に明記してある通り、農業若しくは工業に従事しまたは従事せんとする者に必須なる智識技能を授け、併せて普通教育の補習をなすのにあるが、師範學校としては生徒をして他日の準備としてこの種學校の施設や教授に關する實際的知識を得せしめんが爲めである。本校は千葉町千葉寺區及び同町黒砂小學校に置き、明治四十年四月一日より開校した。教員には實科は河野一平、普通學科は附屬小學校訓導中主として小林庄太郎、寺本篤二郎の二訓導がこれに當り、その他の訓導も補助した。その規則は左記の通りである。

○千葉縣師範學校附屬實業補習學校規則 明治四十年三月一日

千葉縣令第十七號

千葉縣師範學校附屬實業補習學校規則左ノ通定メ明治四十年四月一日ヨリ施行ス

第一條 本校ハ千葉縣師範學校附屬實業補習學校ト稱ス

第二條 本校ハ農業若クハ工業ニ従事シ又ハ従事セントスル者ニ簡易ナル方法ニヨリテ必須ナル智識技能ヲ授ケ

併セテ普通教育ノ補習ヲナスヲ以テ目的トス

第三條 本校ノ教科ヲ分チテ農業科工業科ノ二種トス

第四條 本校生徒ノ定員ハ各科三十人トス

第五條 本校ノ休業日ハ師範學校ノ休業日ニ準ス

部一第	部二第	部三第	部四第	第五部	修 國	算	工業科
木工製 工業圖 理々案 工科	養養農 蠶畜業 蠶畜理 蠶畜科	土農 壤業 理科	農 業 理 科	農 業 經 濟 大 意	身 語	術	
三	三	三	三	三	三	三	
木工ニ關スル簡易ナル製圖及圖案 木工ニ關スル物理化學ノ大意 木工ニ關スル工具ノ構造使用法材料ノ性質用途及工作法ノ大意	養畜、養蠶ニ關スル理科ノ大意 家畜、飼養、管理、蕃殖、病理、衛生 飼育、病理、製種、蠶種検査法等	土壤肥料ニ關スル理科ノ大意 成立、性質、分類鑑別等	作物病虫害ニ關スル理科 作物ノ病理、驅除豫防、作物害蟲驅除豫防	農業ニ關スル經濟及法制大意	人倫道德ノ要旨	普通文讀解普通文日本文公用文契約書類ノ綴方及書方 加減乗除四則雜題百分算珠算ノ加減乗除	
每週 授時數	程	度					

部三第	部二第	修 國	算
竹工製 工業圖 理々案 工科	竹工製 工業圖 理々案 工科	身 語	術
三	三	三	三
竹工ニ關スル簡易ナル製圖及圖案 竹工ニ關スル物理化學ノ大意 竹工ニ關スル工具ノ簡易構造使用法、材料ノ性質、用途及工作法ノ大意	金工ニ關スル簡易ナル製圖及圖案 金工ニ關スル物理化學ノ大意 金工ニ關スル工具ノ構造使用法、材料ノ性質、用途及工作法ノ大意	人倫道德ノ要旨	普通文讀解普通文日本文公用文契約書類ノ綴方及書方 加減乗除、四則雜題、百分算、珠算ノ加減乗除

學校長 里村勝次郎は明治三十五年十二月宮城縣師範學校長より來任し在職十有餘年、これまでの學校長中勤務年數の永きこと氏の右に出づるものはない。其の間本校擴張の時期に際したので氏の薰陶によつて卒業したる者千有餘人に及び本校創立以來この時まで三十餘年間の卒業生に比して其の數遙に多い。これを以て縣内到處の學校に其の教へ子を見ないところなきに至つた。女子師範學校もこの時に獨立したもので其の設立後も暫く學校長を歴任した。されば女教員中にも亦其の教養を受けた者が多い。氏は人と爲り眞摯篤實、稀に見る人格者で生徒等も知らず識らず、其の人格に吸引されて叱らるゝも怨みず、罰せらるゝも憎まざる慈父の思をなした。加ふるに時の舎監長田邊己之吉亦得難き人格者で女房役として終始補佐の任に當り校運隆々として本校

の黄金時代を現出したと稱せらる。

千葉縣女子師範學校

本校は明治十七年七月以來千葉縣師範學校女學部として設けられたるが、小學校の進歩發展に伴ひ女兒の就學頓に激増し従つて女教員の必要急を告ぐるものあり、明治三十六年十月師範學校より分離して獨立し文部省第九十號を以て千葉縣女子師範校を千葉縣千葉町に設置し、明治三十七年四月一日より開校許可の件を告示された。同年十二月千葉町字松原に敷地を定めて新築に着手し翌三十七年十月二十七日新築校舍落成を告げ同年十二月二十八日新築校舍に移轉した。同四十九年附屬小學校の校舍新築落成したるを以てこれまで假用したる千葉町字西谷なる舊千葉高等女學校の跡より移轉した。

本校生徒は從來三學級百二十人なりしが、明治四十一年四月一日より師範學校規程を實施し修業年限四箇年となりしを以て四十四年度より本科一部は四學級百六十人となり、第二部は四十三年度四月より設置し一學級四十人を置き尋常小學校本科正教員講習科は四十一年四月より開始し二學級八十名を定員とした。左に明治三十七年四月本校獨立以來編制の變遷を一覽表に示す。

年 月	課程名稱	修業年限	學級數	生徒定員
明治三十七年四月	師範學科	三ヶ年	三	一一〇
明治四十一年四月	師範學科第一部 講習科	四ヶ年	一計四	一六〇
明治四十二年四月	同	四ヶ年	二計五	二〇〇

明治四十三年四月	同	四ヶ年	二計六	二四〇
明治四十四年四月	同	四ヶ年	一計七	二八〇
明治四十五年四月	同	四ヶ年	二計七	二八〇

本校には從來より幼稚園の設置を缺きたるが、明治四十一年師範學校規程の實施により千葉縣教育會附屬幼稚園を代用幼稚園とし、教生をして幼児保育の練習を爲さしむることにした。同校創立三年記念帖に據る

學則の制定及變更 時勢の進運に伴ない多數の女教員を養成するの必要を認め、明治三十七年四月、千葉縣師範學校の女子部より獨立して今の校舍の新築と共に千葉縣女子師範學校と稱して開校したが、三十九年一月二十六日、本縣令第十二號を以て左記の如く千葉縣女子師範學校規則を定めた。

千葉縣女子師範學校規則(抄) 明治三十九年一月二十六日 千葉縣令第十二號

第一編 本校

第一章 總則

第一條 本校ハ師範教育令ニ依リ千葉縣小學校教員ヲ養成スル所トス

第二章 學科及編制

第五章 師範教育

第二條 生徒ノ定員ハ百二十名トシ之ヲ三學級ニ編制ス

第四章 募集入學退學及休學

第八條 生徒ハ左ノ資格ヲ有スル者ヨリ募集シ女子師範學校長身體品行學力等ヲ檢定シテ選拔スヘシ

一、身體健全品行方正ニシテ教員タルニ適當ナリト認ムル者

二、尋常小學校准教員タルヘキ免許狀ヲ有シ若ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者

三、年齡十五年以上二十年未滿ニシテ夫ヲ有セサル者但特別ノ事情アルトキハ二十年以上二十五年以下ノ者

四、本縣下ニ本籍ヲ有シ在學中家事係累ナキ者

第十一條 入學志願者學力選拔試驗ノ學科目及程度ハ左ノ如シ

國語、普通文ノ講讀、文法ノ初步、作文、習字

算術、整數、分數、小數ノ加減乘除、比例、百分算

第七章 寄宿舎及學資

第三十二條 生徒ハ總テ校內ニ寄宿セシメ夏季休業ニハ歸郷ヲ命ス但冬季休業其他臨時休業ニハ歸郷ヲ命スルコト

アルヘシ

第三十三條 學資ハ食費、被服及雜費ノ三種ニ分チテ之ヲ支給シ寢具及教科用圖書器械等ハ之ヲ貸與スルコト

アルヘシ

第三十四條 食費ハ毎月日割ヲ以テ之ヲ支給ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ支給セス

一 夏季休業

二 許可ヲ受ケ歸郷シタルトキ

前項但書ノ場合ニアリテハ出發及歸校ノ日ハ之ヲ支給ス

第三十五條 被服ハ左表ニ依リ一定ノ時期ニ於テ現品ヲ支給ス若シ保存期限內ニ於テ故意又ハ怠慢ニヨリ遺失若ハ

損傷シ更ニ交付ヲ要スルトキハ其費用ヲ本人ヨリ辨償セシム

品目	初年	第二年	第三年	保存期限
袴	一着	一着	一着	二年

第三十六條 雜費ハ日用品、療養及修學旅行ニ關スル費用トス

第三十七條 燈火煖室、湯浴、油等共用ノモノハ現品ヲ以テ支給ス

第三十八條 療養費ハ入院療養費轉地療養費トシ入院療養ニアリテハ實費ヲ支辨シ轉地療養ニアリテハ現金ヲ以テ

之ヲ支給ス

第二十九條 修學旅行費ハ旅行日數ニ應シテ現金ヲ以テ之ヲ支給ス

第四十條 前各條中食費療養費及修學旅行費ハ豫算ノ範圍內ニ於テ女子師範學校長之ヲ定ム

第四十二條 退學ヲ命シタル者ニハ保存期限中ノ被服ヲ返納セシメ放校ニ處シタル者又ハ自己ノ便宜ニ依リ退學ヲ

許可シタル者ニハ在學中ノ學資(現品支給ヲ除ク)ヲ即時辨償セシム

第八章 卒業生服務

第四十三條 師範學校卒業生服務規則第一條第二項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ其事由ヲ詳具シ郡長ノ證明書ヲ添ヘ

知事ニ上申スヘシ

第四十四條 師範學校卒業生服務規則第四條第一項ノ指揮ヲ請フ者ハ其事由ヲ詳具シ郡長ノ證明書ヲ添ヘ知事ニ上

申スヘシ但疾病ニ依ル者ハ醫師ノ診斷書ヲ添フルヲ要ス

第四十五條 師範學校卒業生服務規則第四條第二項及第六條ニ依リ學資ヲ償還セシムルトキハ其情狀ト服務ノ年月數トヲ酌量シ其金額ヲ定ム

第四十六條 本校卒業生ハ服務年限中左ノ各號ノ一ニ當ルトキハ其都度女子師範學校長ニ報告スヘシ
 一 就職、退職、休職、轉任等、職務ノ異動
 二 本籍及氏名ノ變更

第四十七條 本校卒業生死シタルトキハ其遺族ヨリ女子師範學校長ニ報告スヘシ

第二編 附屬小學校

第九章 總 則

第四十八條 附屬小學校ハ小學校令ノ本旨ニ基キテ兒童ヲ教育シ女子師範學校生徒ヲシテ其方法ヲ練習セシメ兼テ小學教育ニ關スル諸般ノ事項ヲ研究スル所トス

第十章 教科及編制

第四十九條 附屬小學校ニハ尋常小學校ノ教科ト修業年限四ケ年ノ高等小學校ノ教科トヲ併置ス

第五十條 附屬小學校ノ教科目ハ左ノ如シ但シ教授ノ程度及時數ハ第二號表ニ依ル

尋常小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、體操、圖畫、唱歌、裁縫及手工トス但シ第三學年第四學年ノ女兒ニハ手工ヲ課セス

高等小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、日本歷史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操及裁縫トス

第五十一條 附屬小學校ノ學級編制及兒童定員ハ左ノ如シ

尋常小學校三學級 兒童凡百四十名

高等小學校三學級 兒童凡百四十名

第五十二條 附屬小學校ニ於テハ尋常小學校若ハ高等校ノ一部ニ於テニ部教授ヲ行フモノトス但シニ部教授ヲ行フ

學級並各教科目ノ每週教授時數ハ小學校令施行規則第十九條ノ規定ニ依リ女子師範學校長之ヲ定ムヘシ

第一號表

學年	教科目		修身		教育		國語		漢文		歷史		地理		數學	
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第一學年	第二學年	第三學年	第一學年	第二學年	第一學年	第二學年	第一學年	第二學年	第一學年	第二學年	第一學年
每週時數	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	三
第一學年	人倫道德ノ要領	人倫道德ノ要領	人倫道德ノ要項	人倫道德ノ要領	教育ノ原理	教育ノ原理	教育ノ原理	講讀、文法、作文	講讀	講讀	日本歷史	總論、日本地理	算術	算術	算術	算術
第二學年	二	二	二	二	二	二	三	講讀、作文	講讀	講讀	同上	外國地理	幾何ノ初步	幾何ノ初步	幾何ノ初步	幾何ノ初步
第三學年	二	二	二	二	四	四	三	文學史ノ大要	講讀	講讀	外國歷史ノ大要	地文ノ大要	幾何ノ初步	幾何ノ初步	幾何ノ初步	幾何ノ初步
第四學年	二	二	二	二	二	二	二	文學史ノ大要	講讀	講讀	外國歷史ノ大要	地文ノ大要	幾何ノ初步	幾何ノ初步	幾何ノ初步	幾何ノ初步
合計	六	六	六	六	二二	二二	二二	八、五	五	五	五	四、五	七	七	七	七

計	體操	音樂	圖畫	習字	家事	理科
三四	三	二	二	二	六	二
	普通體操、遊戲	單音唱歌	自在畫	楷書、行書	衣食住ニ關スル事項、裁縫	植物、動物
三四	三	二	二	二	六	三
	普通體操、遊戲	單音唱歌、樂器用法	自在畫	假名交リ草書	衣食住ニ關スル事項、裁縫	物理、化學
三四	三	二	二	二	六	三
	教授法	單音唱歌、樂器用法	自在畫	假名交リ草書	縫、兒、簿記、裁	人身生理
	七、五	五	五	五	一五	六、五

第二號表

尋常小學校ノ教科程度及每週教授時數

修身	學年	
	第一學年	第二學年
二	第一學年	第二學年
二	第一學年	第二學年
二	第三學年	第四學年
二	第三學年	第四學年

計	手工	裁縫	唱歌	圖畫	體操	算術	國語
二二	一		一		三	五	九
	簡易ナル細工		平易ナル單音歌		遊戲	二十以下ノ數ノ範圍内ニ於ケル加減乗除	發音、假名及近易ナル普通文字ノ綴リ方、話シ方
二五	一		一	一	三	六	二
	簡易ナル細工		平易ナル單音歌	單形	遊戲、普通體操	百以下ノ數ノ範圍内ニ於ケル加減乗除	假名、日常須知ノ近易ナル普通文字ノ綴リ方、話シ方
二八	(男)一	(女)一	一	一	三	六	一四
	簡易ナル細工	運針法、通常衣類ノ縫ヒ方	平易ナル單音歌	簡易ナル形體	遊戲、普通體操	通常ノ加減乗除	日常須知ノ普通文字及近易ナル普通文字ノ綴リ方、話シ方
二八	(男)一	(女)一	一	一	三	六	一四
	簡易ナル細工	通常衣類ノ縫ヒ方	平易ナル單音歌	簡易ナル形體	遊戲、普通體操	通常ノ加減乗除及小數ノ呼ヒ方、珠算加減	日常須知ノ普通文字及近易ナル普通文字ノ綴リ方、話シ方

高等小學校ノ教科程度及每週教授時數

學年	科目	修身		國語	算術	日本歴史		地理	理科	圖畫
		時數	要旨			時數	要旨			
第一學年	第一學年	二	道德ノ要旨	一〇	四	日本歴史ノ大要	三	日本地理ノ大要	二	一
第二學年	第二學年	二	道德ノ要旨	一〇	六	前學年ノ續キ	三	前學年ノ續キ	二	一
第三學年	第三學年	二	道德ノ要旨	九	六	日本歴史ノ補習	三	外國地理ノ大要	二	一
第四學年	第四學年	二	道德ノ要旨	九	六	前學年ノ續キ	三	日本地理及外國地理ノ補習	二	一

學年	科目	修身	國語	算術	理科	圖畫
第一學年	第一學年	二	單音唱歌	三	植物、動物、礦物及自然ノ現象	一
第二學年	第二學年	二	單音唱歌	三	植物、動物、礦物及自然ノ現象	一
第三學年	第三學年	二	單音唱歌	四	通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物ノ構造、作用、衛生ノ大意	一
第四學年	第四學年	二	單音唱歌	四	通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物ノ構造、作用、衛生ノ大意	一

四十年一月二十九日、本縣令第十號を以て同規則を改正した。これは附屬小學校に關する改正で、高等小學校の教科目に手工及び英語の二科目を加へ、また尋常小學校の兒童數二十名を減じて一學級の定員を四十名とし、新に尋常高等小學校一學級六十人を置いたものである。

第五十條 第三項ヲ左ノ通改メ第三項ノ次ニ一項ヲ加フ

高等小學校ノ教科目ヲ修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、圖畫、體操、裁縫、手工及英語トス

第五十一條 附屬小學校ノ學級編制及兒童定員ハ左ノ如シ

尋常小學校 三學級 兒童凡百二十名

高等小學校 三學級 兒童凡百四十名

尋常高等小學校 一學級 兒童凡六十名

第二號表 高等小學校ノ教科程度及毎週教授時數中裁縫ノ欄以下ヲ左ノ通改ム

教科目	學年		第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
	時數	週				
裁縫	(女)三	(男)二	運針法、通常衣類ノ縫ヒ方	通常衣類ノ縫ヒ方、裁チ方	通常衣類ノ縫ヒ方、裁チ方	通常衣類ノ縫ヒ方、裁チ方
手工	(男)一	(男)一	簡易ナル細工	簡易ナル細工	簡易ナル細工	簡易ナル細工
英語	(男)二	(男)二	讀ミ方、書キ方、綴リ方、話シ方	讀ミ方、書キ方、綴リ方、話シ方	讀ミ方、書キ方、綴リ方、話シ方	讀ミ方、書キ方、綴リ方、話シ方
計	(男)二八 (女)三〇	(男)二八 (女)三〇	(男)二八 (女)三〇	(男)二八 (女)三〇	(男)二八 (女)三〇	(男)二八 (女)三〇

備考 毎週時數計男二八トアルモ英語ヲ學習スルモノハ三十時トス

注意 (四十一年二月制定の千葉縣師範學校學則より男女兩校共通となつたので師範學校の部に出す)

教科書の採定及改正 千葉縣女子師範學校の教科書は、明治四十一年三月二十七日、左記の如く採定せられたが、その後四十一年四月十四日、四十二年一月二十六日、四十三年三月十八日の五回に次の如く變更追加または採定せられた。四十四年三月二十四日、本縣告示第百十三號を以て四十一年三月千葉告示第八十八號及び四十四年三月千葉告示第七十九號はこれを廢止した。これは「師範學校規程」の改正の結果師範學校の教科用圖書は文部大臣の檢定を経たるものに就き地方長官の認可を経て學校長がこれを採定することになつた爲めである。

○千葉縣告示第八十八號 (明治四十一年三月二十七日)

千葉縣女子師範學校教科用圖書左ノ通採定セリ

本科第一部圖書目錄

學科	檢定年月日	學年別	圖書名	卷冊	發行年月日	著者	發行者
修身	明治四十一年三月四日	第一學年	高等女修身教科書	全五冊	明治四十四年四月十五日	文部省	小林義則
		第二學年	正女子作法書ノ部	一冊	明治四十七年二月七日	佐方鎖合著	目黒甚七
		第三學年	教育の心理學	一冊	明治四十年十二月三十日	小泉又一	大日本圖書株式會社
		第四學年	教育の心理學	一冊	明治四十年十一月十六日	同前	同前
教育	明治四十一年一月十七日	第三學年	小學校教授法	一冊	明治四十一年二月十日	乙竹岩造	同前
		第四學年	近世教育史	一冊	明治四十一年三月十五日	小泉又一	大日本圖書株式會社
		第三學年	小學教科教授法	一冊	明治四十一年二月十日	同前	同前
		第四學年	小學教科教授法	一冊	明治四十一年三月十五日	同前	同前
國語	明治四十一年二月二十一日	第四學年	小學教科教授法	一冊	明治四十一年三月十五日	同前	同前
		第三學年	近世教育史	一冊	明治四十一年三月十五日	同前	同前
		第二學年	訂女子國語讀本	三冊	明治四十年十一月三十日	吉田彌平、小島政吉、篠田利英、岡田正義 共編	金港堂書籍株式會社
		第一學年	訂女子國語讀本	九冊	明治四十年十一月三十日	同前	同前

博	學 數	理 地	史 歷	文 漢
明治三十九年 三月八日	第一學年 六月十日 第二學年 六月十日 第三學年 六月十日 第四學年 六月十日	第一學年 一月二十日 第二學年 二月十四日 第三學年 三月十三日	第一學年 二月二十日 第二學年 三月十一日	第一學年 二月二十九日 第二學年 三月十一日 第三學年 三月十一日 第四學年 三月十一日
第二學年	普通算術教科書 普通代數教科書 普通幾何教科書 普通植物學教科書	最近帝國地理 最近外國地理 最近地文	同前 同前 同前	女子漢文教科書
全一冊	全二冊 全二冊 全二冊 全一冊	全一冊 全二冊 全一冊	全一冊 全一冊 全一冊	全四冊
明治三十九年 三月五日	五月二十八日 五月二十八日 五月二十八日 五月二十八日	明治四十一年 二月十二日 明治三十九年 三月八日	明治四十一年 二月二十日 明治四十一年 二月二十日 明治四十年 十月七日	明治三十九年 一月二十二日
藤井健次郎	高木貞治 坂井英太郎	山上萬次郎	齋藤斐章	簡野道明
	西野虎吉	大日本圖書株式會社	大日本圖書株式會社	三樹一平

音	畫	圖	事家	學化及理物	物
明治三十七年 三月十六日	明治三十七年 七月二十五日	明治四十一年 二月十四日	明治三十六年 二月七日	明治三十九年 一月九日 明治三十九年 二月二十六日	明治三十七年 六月二十五日 明治四十一年 三月十一日 明治四十一年 一月十三日
第一學年	第一學年	第二學年	第三學年	第二學年 第三學年 第四學年	第一學年 第二學年 第三學年
初等樂典教科書	新女子用器畫	女子毛筆畫臨本	家事提要	普通化學教科書 普通物理學教科書 訂修教科用實驗化學	新生理衛生教科書 近動物學教科書 世動物學教科書 普通礦物界教科書
全一冊	全一冊	卷一ヨ 八冊	全一冊	全一冊 全一冊 全一冊	全一冊 全一冊 全一冊
明治三十七年 三月十一日	明治三十七年 七月十八日	明治四十一年 二月七日	明治四十年 七月九日	明治三十九年 二月二十日 明治三十八年 十二月二十日	明治三十七年 六月二十三日 明治四十一年 三月八日 明治四十一年 十月二十二日
山田源一郎	白濱 徵	荒木十畝	佐方鎮共著 後関野	山本敬太郎 龜高德平	吳秀三 丘淺次郎 神保小虎
西野虎吉	大日本圖書株式會社	原亮三郎	目黑甚七	西野虎吉 田山宗堯	西野虎吉

學科	檢定年月日	圖書名	學年別	卷冊	發行年月日	著者	發行者
樂	明治四十一年二月二十日	再女子國語讀本	第一學年	三、四	明治四十年十一月三十日	吉田政彌	安井清
	明治三十九年四月十一日	再女子國語讀本	第二學年	五、六	明治四十年十一月三十日	島田利政	安井清
體操	明治四十一年二月二十日	再女子國語讀本	第三學年	七、八	明治四十年十一月三十日	小島義英	安井清
	明治三十九年四月十一日	再女子國語讀本	第四學年	九、十	明治四十年十一月三十日	岡田正義	安井清
英語	明治四十一年二月二十日	再女子國語讀本	第一學年	全四冊	明治四十一年二月二十日	元田作之進	元々堂書房
	明治三十九年四月十一日	再女子國語讀本	第二學年	全四冊	明治四十一年二月二十日	元田作之進	元々堂書房
英語	明治四十一年二月二十日	再女子國語讀本	第三學年	全四冊	明治四十一年二月二十日	元田作之進	元々堂書房
	明治三十九年四月十一日	再女子國語讀本	第四學年	全四冊	明治四十一年二月二十日	元田作之進	元々堂書房

備考 明治四十一年三月二十七日千葉縣告示第百十二號ヲ以テ左ノ通り變更シタ

修身ノ欄 修女子作法書ノ部ノ行ヲ削ル。國語及漢文ノ欄 再女子國語讀本ノ行ヲ削ル。歴史ノ欄 統合歴史教科書東ノ發行年月日明治四十年十月七日ヲ明治四十一年三月二十六日ニ改ム。地理ノ欄 最近帝國地理ノ發行年月日ヲ明治四十年十二月八日ヲ明治四十一年一月二十六日ニ改ム。家事欄 家事提要ノ發行年月日明治四十年七月九日ヲ明治三十五年九月一日ニ改ム。英語ノ欄ヲ削ル。

○千葉縣告示第十二號 (明治四十二年一月二十六日)

明治四十一年三月千葉縣告示第八十八號千葉縣女子師範學校教科用圖書中左ノ通追加ス

學科	學年別	圖書名	卷冊	發行年月日	著者	發行者
國語及漢文	第一學年	再女子國語讀本	三、四	明治四十年十一月三十日	小島義英	金港堂書籍株式會社
	第二學年	再女子國語讀本	五、六	明治四十年十一月三十日	島田利政	金港堂書籍株式會社
英語	第一學年	再女子國語讀本	全四冊	明治四十一年二月二十日	元田作之進	田山宗堯
	第二學年	再女子國語讀本	全四冊	明治四十一年二月二十日	元田作之進	田山宗堯

○千葉縣告示第七十八號 (明治四十三年三月十八日)

明治四十一年三月千葉縣告示第八十八號千葉縣女子師範學校本科第一部教科用圖書中左ノ通追加ス

學科	學年別	圖書名	卷冊	發行年月日	著者	發行者
音樂	第三學年	中等唱歌	一冊	明治四十二年七月二十六日	東京音樂學校編	共益商社
	第四學年	中等唱歌	一冊	明治四十二年七月二十六日	東京音樂學校編	共益商社

○千葉縣告示第七十九號 (明治四十三年三月十八日)

千葉縣女子師範學校本科第二部教科用圖書左ノ通定ム

千葉縣女子師範學校本科第二部教科用圖書目錄

學科	圖書名	卷冊	發行年月日	著者	發行者
修身	高等女修身教科書	卷ノ五	明治四十年四月十五日	文部省	小林義則
	學校用修身教科書	卷ノ五	明治四十年四月十五日	文部省	小林義則

體操	音樂	國語及漢文		教育	
		師範國文教科書第二部用	師範漢文教科書	小學校教授法	近世教育史
各個演習教程	オルガン教科書 中等唱歌	卷ノ一 一冊	一冊	一冊	一冊
全一冊	全一冊	一冊	一冊	一冊	一冊
明治四十年五月五日	明治四十二年七月二十六日	明治四十二年十一月九日	明治四十年十二月二十五日	明治四十一年三月十五日	明治四十年十一月六日
井口あくり	東京音樂學校編	國語漢文研究會編	吉田彌平	小泉又一人	小泉又一人
元々堂書房	共益商社	明治書院	光風館	同	同

○千葉縣告示第百十三號 (明治四十四年三月二十四日)

明治四十一年三月千葉縣告示第八十八號及明治四十三年三月千葉縣告示第七十九號ハ之ヲ廢止ス

學校長の異動 本校は明治三十七年四月一日より本縣師範學校より分離して千葉縣女子師範學校となつた。學校長は依然本縣師範學校長里村勝次郎が兼務して居つたが、三十九年四月里村勝次郎はその兼務を解かれ、高知縣師範學校長郷野基厚がその後任として來任し、四十五年二月郷野基厚は愛知縣女子師範學校長に轉じ、富山縣師範學校長安藤季雄がこれと更代した。

生徒及寄宿舎の狀況 獨立當時は本科三學級の編制で人員も僅に百二十人に過ぎなかつた。上級の生徒は風采言葉遣も大人びて新入生に對し親切懇篤よく行届いて居つた。生徒の風俗は頭髮は此の頃再び束髪となり、別に前髪をとる風流行し直立して非常に高し、而して裝飾品は一切禁ぜられ、櫛さへ挿さず、亂れ毛は五本指もて掻き上ぐるてふ至りて殺風景な有様であつた。服装も至りて質朴且地味で夏は蚊飛白の單衣、冬は縞細き二子の綿入位にて生徒間の制裁により紅入模様の切れ類は一切着くることが出来なかつた。新入生などは不案内の爲上級生より間々注意せられたり、ことなどもあつた。寄宿舎は明治四十年頃より學級の編制増加し、四十二年には五學級となり人員又増加したれば、新寄宿舎も手狭となり、附近に二棟の借家をなし本舎に對して之を分舎と稱し一時の急に備へた。尋で寄宿舎増築し、同年暑中休暇後を以て落成し、これを新館と名づけた。されど四十三年以降更に七學級二百七十餘名となり、愈々不足を來したるを以て分舎に更に三棟を増し之を松、菊、蘭、竹、梅の五寮に分ちて此處に五十餘名を收容した。而して本舎は二十六室に分れ一室八人若くは九人を以て定員として二名の舎監交代して兩處に寄宿せられた。又此の頃舎監も交迭せられ従つて舍風一變し、服装結髪より舍内全般の規則に至るまで皆新文明的となつた。此頃又種々の會が催された。ベスタロッツチ會、報德會、義士會、名媛會等が主なるもので年を追うて盛大に赴いた。猶此の他に學友會が出来た。學友會は女子部時代の養氣會で學校の獨立と共に改名したもので生徒を以て組織され、これに圖書部、談話部、運動部、技藝部、供給部、園藝部の七部ありて修養に資した。圖書部は寄宿舎内に圖書閱覽室を設け、圖書新聞の縦覽に供へ、談話部は時々談話會を催うし、又名

士を聘して講演會を開く。運動部は内にテニス、弓術、薙刀の三部類あり、時々競技會を催うす、又四十三年度よりは薙刀の寒稽古をも始められた。技藝には茶の湯生花の目あり、講師を請じて毎週練習をなす。供給部(元販賣部といふ)生徒の便宜を圖る爲、舍内に供給部を設け、學用品、其の他日用品の需用を供給す。慰問部は職員、生徒の慰吊及慈善事業への寄附等に務め、園藝部は養鶏、養蠶及蔬菜の栽培等に從事す。而して皆數名の幹事を置き、職員監督の下に従事しつゝあつた。當時の舍監は中川糸子、菅原こうじよ、谷本美津子等、いづれも生徒の信頼が深かつた。

第六章 實業教育

一、概 説

實業教育は戦後國運の伸暢産業の勃興に伴ひ、文部省に於ても近年其の獎勵に努めたるを以て著しき進歩を爲したれども、今や學術技藝日に進んで止まざる世界の趨勢に鑑み、實に一日も之が施設經營を弛緩してはならざる状態である。蓋し實業の振興國富の開発は主としてこれを實業教育に俟つこと大なるものがあるからである。而して實業學校を設置するに方りては一層土地の情況に適應し、地方産業の實際に適切なる學科を選定せねばならぬ。文部省は又各種實業教員の養成充實を計り、且學生生徒の品性陶冶に重きを置きて深く注意せしめ、斯種學校にては絶えず其の地方の實業と親密なる聯絡を保ち、教員は亦常に克く實業界の情態に通曉し、理論と實際との調和を

圖り、益々時勢の進歩に伴ひ良好なる實果を收めしむるやう、銳意督勵する所があつた。

又文部省は斯種教育に従事すべき優良なる教員を養成補充せんが爲に實業學校教員養成規程中に改正を施し、從來より教員養成の爲に設置したる東京帝國大學農科大學附屬農業教員養成所、東京高等商業學校附設商業教員養成所及東京高等工業學校附設工業教員養成所の外更に東北帝國大學農科大學本科、農業實科、土木工學科、林學科、水産學科の學生々徒にして卒業後實業學校の教職に従事すべき者に對しては學資を補助することを追加し、又文部省直轄實業專門學校委託生規程を定め、北海道府縣郡市町村其の他の公共團體及私人は文部省直轄實業專門學校生徒にして卒業後其の公共團體又は私人の設置せる實業學校の教職に従事すべき者に學資を補助し、委託生として在學せしむることを得べきを規定し、且其の選定方、補助すべき學資額、卒業後の義務等に關して規定した。又公立私立實業學校教員資格に關する規程を定め、學位を有する者帝國大學分科大學卒業者又は官立學校の卒業者で學士と稱することを得る者及文部大臣の指定又は認可したる者は實業學校の教員たることを得べく、地方長官に於て認可したる者は其の道府縣に於ける實業補習學校の教員たることを規定した。

實業教育費國庫補助は其の目的の如く斯種教育の獎勵上多大の効果を擧げ、各種の實業學校はこれが爲めに逐年其の數を増し、實業教育振興の風潮到る所に普及するに至つた。然れども往々土地の事情に適切ならざる學校を興し、又は維持の基礎未だ確定せないので、徒に多額の國庫補助を仰がんとするものもなきにしもあらず。此等は全部補助に依つて學校を設置せんと計畫したるもので、固より維持經營の基礎鞏固なものではない。此等は其の申請に當り慎重精密なる調査に依り

漸次適當なる補助金を交付するやうになり堅實なる効果を収むるに至つた。又補助法實施の當初は實業補習學校に補助を仰ぐもの甚多くあつたが近年に至りては漸次高程度の學校に補助を要すること多く其の低度の學校は成るべく府縣郡等の補助に委する方針を執るやうになつた。これが爲め今や各種の實業學校は独自の負擔及國庫其の他の補助に依りて相待て施設經營漸く宜しきを得其の實績顯著なるものあるに至つた。本縣に於ては従前より補助規程を設けて補助して其の設置經營を獎勵したるが明治三十九年二月縣令第二十號を以て縣費補助規程を改正し縣は其の必要と認めたる場合に於て實業學校を設置したる郡町村、町村學校組合又は私人に補助すと規定した。

文部省は小學校程度の實業教育即ち實業補習教育を將來一層進展發達せしむる爲、其の効績顯著なる者に對しては小學校教員効績狀規程を準用することになし、明治四十三年四月發令した。本縣にては戰時記念事業として實業の方面では學林樹裁學校園の設置をはじめ、高等小學校に實業科の加設を獎勵すると共に實業補習教育の施設を誘導して教育の効果を收めんことに努め、青年には夜間教授を爲して軍隊豫備教育を施し勤儉力行の習慣を養ひ兼て實業上の趣味を覺らしむるが爲には生徒に害蟲卵蛾の捕獲、麥奴の拔取、果樹の栽培、苗木の仕立、養蠶、養雞、養魚、養蜂等各種の勞働作業を課し當局の熱心によりて着々其の實行を見るに至つた中にも學校園の設置經營は本期に於て始めて唱道せられたもので各學校に於て其の効果を認め競うてこれを施設するに至つた。

本縣の實業學校は、石原知事の時代に於て縣内の中學校を改廢して實業學校を起さんとし、先づ

銚子中學校及松戸千葉中學校分校を廢し、佐倉中學校を堀田伯爵家の出資によりて特別會計の縣立となしたが其の解決未だ成らずして他に轉任し其の後を承けたる有吉知事は縣立甲種の商業學校を銚子に未だ他に比類なき縣立園藝專門學校を松戸に設置し佐倉中學校を縣費支辨に復活した。是に於て實業教育の體系漸く整頓したのである。

一、實業學校諸規程の制定及改正

1. 教員

實業學校教員資格に關する規程 明治四十年九月文部省令第二十八號を以て實業學校教員

の資格を定め、同時に文部省告示第二百四十八號を以て實業學校教員資格に關する指定をした

○公立私立實業學校教員資格ニ關スル規定 明治四十年九月二十一日 文部省令第二十八號

第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ實業學校ノ教員タルコトヲ得

一 學位ヲ有スル者

二 帝國大學分科大學卒業者又ハ官立學校ノ卒業者ニシテ學士ト稱スルコトヲ得ル者

三 文部大臣ノ指定シタル者

四 文部大臣ノ認可シタル者

第二條 地方長官ニ於テ認可シタル者ハ其ノ道府縣ニ於ケル實業補習學校ノ教員タルコトヲ得

第三條 第一條又ハ第二條ノ認可ヲ受ケントスル者ハ其ノ從事セントスル學校ノ種類、程度、學科竝ニ擔任ノ學

科目ヲ記載シタル願書ニ履歷書ヲ添ヘ當該官廳ニ申請スヘシ

第四條 特別ノ必要アルトキハ公立實業學校ニ在リテハ地方長官私立實業學校ニ在リテハ設立者ニ於テ第一條又ハ第二條ノ資格ヲ有セサル者ヲ教員トシテ採用スルコトヲ得

前項ニ依リ採用シタル教員ハ公立實業學校ニ在リテハ教諭、助教諭、訓導又ハ准訓導ト稱スルコトヲ得ス

第五條 徒弟學校及實業補習學校以外ノ實業學校ニ於テ第一條ノ資格ヲ有セサル教員ノ數之ヲ有スル教員ノ二分ノ一ヲ超過スル場合及徒弟學校ニ於テ第一條ノ資格ヲ有セサル教員ノ數之ヲ有スル教員ノ數ニ超過スル場合ニハ公立實業學校ニ在リテハ地方長官、私立實業學校ニ在リテハ設立者ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス
前項ニ依リ認可ヲ受ケントスルトキハ當該學校現在教員ノ氏名、履歷、資格、從事ノ學科、擔任ノ學科目及詳細ナル事由ヲ記載シタル書類ヲ添付スヘシ

實業補習學校ニ於テ前條第一項ニ依リ採用スル教員數ノ制限ニ關シテハ地方長官ノ定ムル所ニ依ルヘシ

第六條 本令ニ依リ文部大臣ニ提出スヘキ書類ハ地方長官ヲ經由スヘク地方長官ハ其ノ意見ヲ具スヘシ

第七條 本令ハ實業專門學校ニ關シテハ之ヲ適用セス

附 則

第八條 本令ハ明治四十一年四月一日ヨリ施行ス

第九條 本令公布ノ際現ニ公立實業學校ノ教諭、助教諭又ハ訓導ノ職ニ在リテ第一條又ハ第二條ノ資格ヲ有セサル者ニ對シテハ第四條第二項ノ規定ヲ適用セス

第十條 本令公布ノ際現ニ實業學校ノ教員タル者ハ第一條又ハ第二條ノ資格ヲ有セサルモ引續キ同一學校ニ在職スル場合ニ限リ本令施行ノ日ヨリ一箇年間第五條ノ關係ニ於テ第一條又ハ第二條ノ資格ヲ有スル教員ノ數ニ算入ス

○公立私立實業學校教員資格ニ關スル指定 明治四十年九月二十一日 文部省告示第二百四十八號

一 實業學校ノ教員タルコトヲ得ル者左ノ如シ

帝國大學分科大學選科修了者
官立公立實業專門學校本科卒業者

東京高等工業學校本科卒業者 但シ明治三十六員四月以前ノ卒業者トス

元東京工業學校本科卒業者

元東京職工學校本科卒業者

東京高等工業學校附設工業教員養成所本科卒業者

元東京工業學校機械工藝部特別生ノ課程修了者

大阪高等工業學校卒業者 但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス

元大阪工業學校卒業者

東京帝國大學農科大學實科卒業者

東京帝國大學農科大學元乙科卒業者

東京帝國大學農科大學附屬農業教員養成所卒業者 但シ明治四十年三月以前ノ卒業者ニ在リテハ卒業ノ成績卒業者中首位ヨリ起算シ全數ノ四分ノ一二至ル迄ノ席次ヲ有スルニ限ル

東北帝國大學農科大學實科、土木工學科、林學科、水産學科卒業者

元札幌農學校土木工學科卒業者 但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス

元札幌農學校森林科卒業者

農商務省所管蠶業講習所本科卒業者

農商務省所管水産講習所本科卒業者

東京高等商業學校卒業者 但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス

元高等商業學校卒業者

元東京商業學校卒業者

東京高等商業學校附設商業教員養成所卒業者

元高等商業學校附屬主計學校卒業者

逓信省所管商船學校卒業者 但シ簡易科卒業者及別科卒業者ヲ除ク

甲種二等運轉士又ハ一等機關士以上ノ海技免狀ヲ有スル者

師範學校中學校又ハ高等女學校ノ教員免許狀ヲ有スル者

高等學校卒業者

元高等中學校卒業者

官立公立專門學校本科卒業者

千葉醫學專門學校卒業者 但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス

仙臺醫學專門學校卒業者 但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス

岡山醫學專門學校卒業者 但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス

金澤醫學專門學校卒業者 但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス

長崎醫學專門學校卒業者 但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス

東京外國語學校本科卒業者 但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス

東京美術學校本科卒業者 但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス

東京美術學校元特別ノ課程履修者

東京美術學校圖畫講習科卒業者

東京音樂學校本科卒業者 但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス

元高等師範學校附屬音樂學校本科卒業者

學習院高等學科卒業者

神宮皇學館本科卒業者

私立日本體育會體操學校高等本科卒業者

二 實業學校ノ豫科ノ學科目ヲ擔任スル教員及甲種程度ノ實業學校ヨリ低度ノ實業學校ノ教員タルコトヲ得ル者左ノ如シ

東京高等工業學校附設工業教員養成所速成科卒業者

東京帝國大學附屬農業教員養成所卒業者

農商務省所管水産講習所依託水産教員養成科卒業者

小學校本科正教員、小學校專科正教員又ハ小學校准教員ノ免許狀ヲ有スル者

文部省直轄實業專門學校委託生規程の制定 明治四十年七月二十五日、文部省令第二十三號

を以て左記の如く、北海道府縣郡市町村その他の公共團體及び私人は、文部省直轄實業專門學校生徒にして卒業後その公共團體又は私人の設置せる實業學校の教職に従事すべき者に、學資を補給

し委託生として在學せしめる爲め、文部省直轄實業專門學校委託生規程を定めた。

○文部省令第二十三號 (明治四十年七月二十五日)

文部省直轄實業專門學校委託生規程ヲ定ムルコト左ノ如シ

文部省直轄實業專門學校委託生規程

第一條 北海道府縣郡市町村其ノ他ノ公共團體及私人ハ文部省直轄實業專門學校生徒ニシテ卒業後其ノ公共團體又ハ私人ノ設置セル實業學校ノ教職ニ從事スヘキ者ニ學資ヲ補給シ委託生トシテ在學セシムルコトヲ得

第二條 公共團體又ハ私人ハ委託生ノ選定ヲ當該學校長ニ委囑スルコトヲ得

第三條 公共團體又ハ私人ヨリ委託生ニ補給スヘキ學資ハ一箇月十圓以上トス

第四條 委託生ニハ授業料ヲ徴收セス

第五條 委託生ハ卒業ノ日ヨリ學資ノ補給ヲ受ケタル期間ニ一箇年ヲ加ヘタル期間當該公共團體又ハ私人ノ設置セル實業學校ノ教職ニ從事スヘキ義務ヲ有ス

第六條 委託生ニシテ在學中半途退學シ又ハ委託生タルコトヲ止ムルトキ若ハ卒業後左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ補給ヲ受ケタル學資ヲ當該公共團體又ハ私人ニ償還スヘシ但シ當該公共團體又ハ私人ニ於テ酌量スヘキ情狀アリト認メタルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ償還ヲ免除スルコトヲ得

一 前條ノ義務ヲ盡サ、ルトキ

二 懲戒免職ニ處セラレタルトキ

三 免許狀褫奪ノ處分ヲ受ケタルトキ

第七條 學校長ハ本令ニ關シ必要ナル細則ヲ設ケルコトヲ得

2、設置廢止

實業學校設置廢止規則の改正 實業學校の新設熱は高潮に達したが、未だ全く實業學校本來の趣旨に添はざるの恨があるので、明治四十二年眞野文部省實業學務局長は左記の如く各地方長官に向つて通牒を發した。當時の情勢を窺ふに足る。

○眞野實業學務局長ノ通牒 (明治四十二年)

近來郡市町村等下級公共團體ニ於テ實業學校ヲ新設スルモノ多キヲ加フルニ至リタルハ賀スベキモ之ガ成績ノ擧否ハ職員其他設備ノ如何ニ關係ヲ有スルハ勿論ナリ而シテ此種學校ハ他ノ學校ト全ク趣ヲ異ニシ教授上並ニ實習上ノ設備ニ多額ノ經費ヲ要シ特ニ一方義務教育延長ノ結果之レガ施設ニ一層經費ヲ要スル際ナルヲ以テ實業學校ヲ設置セントスルニ當リテハ豫メ之等ノ點ニ留意シ團體ノ力克ク此等ノ負擔ニ耐ヘザルヤ否ヤヲ慎重ニ調査シ設立後違算ナキ様注意アリタシ將又近來女子技藝學校又ハ女子職業學校等ノ名稱ヲ附シ實業學校トシテ設置ノ認可ヲ申請スルモノアリ實ハ職業ヲ授ケル爲ニアラズシテ普通教育ノ補充ヲ爲スト同時ニ裁縫其他ノ技藝ヲ授ケ一般女子トシテ時勢ニ必要ナル智識技能ヲ取得セシムルヲ以テ本旨ト爲スニ過ギズ斯種學校ハ土地ノ情況ニ依リ必要ナルモ純然タル徒弟學校トハ認メ難ク徒弟學校規程ニヨリ設置セントスルニ於テハ克ク徒弟學校規程ノ精神ニ適合スル様注意アリタシ依命此段及通牒候也

明治四十三年三月二十三日、文部省は同省令第六號を以て左の如く「實業學校設置廢止規則」を改正した。

○文部省令第六號 (明治四十三年三月二十三日)

明治三十二年文部省令第十二號實業學校設置廢止規則中左ノ通改正ス

第一條第一項中第六號削除

同條第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項第一號乃至第五號ノ變更ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ第十號ノ變更ハ文部大臣ニ開申スヘシ
同條第三項ヲ左ノ如ク改ム

第一項第二號ノ位置ニ關スル稟申ニハ敷地ノ面積地質並附近ノ情況及建物ノ配置ヲ記載シタル圖面及飲用水ノ定性分析表ヲ添付スヘシ

第一條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第二條 位置ノ變更ニアラサル敷地ノ變更、建物ノ建設又ハ變更ハ道府縣立實業學校ニ於テハ圖面ヲ具シ文部大臣ニ開申シ其ノ他ノ實業學校ニ在リテハ圖面ヲ具シ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ前項ニ依リ地方長官ニ於テ認可ヲ爲シタルトキハ圖面ヲ具シ文部大臣ニ開申スヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

實習に關する問題 實業學校は皆實習を要せざる學校は無いが、この内特に實習地を要する學校の種類並にその面積及び生徒一人に對する最低限坪數に關して、明治四十三年四月三十日、内務次官よりの照會に對して文部省は、同年八月四日、左記の如く回答して居る。蓋しこれは實習地の標準面積とも稱すべきものであらう。

○公立實業學校中實習地ヲ要スル學校ノ種類並其ノ面積及生徒一人ニ對スル最低限坪數四十三年四月三十日 内務省秘第四〇三號
内務次官照會

明治三十二年勅令第二十九號實業學校令ニ據リ設立シタル公立實業學校ニ對スル官有地ノ無料貸付處分規定ニ關シ參酌致度必要有之候條實業學校中校舍地トシテノ設備以外各實習地ヲ要スル學校ノ種類及實習地カ每一校又ハ生徒一人ニ對シ要スヘキ最低限度ノ面積ニ關シ貴省御意見詳細承知致度此段及照會候也

右文部次官回答 四十三年八月四日 官實二五號
四月三十日付内務省秘第四〇三號ヲ以テ實業學校ニ要スル實習地ノ最低限度ノ面積ニ關シ御照會ノ趣了承右ハ大體左記ノ通ニ有之候此段及回答候也

追テ乙種實業學校ニ在リテハ其ノ程度組織區區ニ亙リ居候ニ付其ノ標準確ト難申進候得共大體甲種實業學校ノ所要面積ヲ參酌シ規模ノ大小ニ從ヒ所要面積ヲ定ムルヨリ外無之ト存候右申添候也

記

甲種農業學校

生徒一人當リ

生徒定員一五〇人當リ

水 田 二十坪以外

一町步

畑 三十坪以外

一町半

桑 園 二十坪以外

一町步

見本園(總面積)

三段步内外

演習林(同)

十町步内外

果樹園(同)

三町步内外

甲種蠶業學校

田	畑	三十坪内外	一町半
桑園		八十坪内外	四町步
甲種山林學校			二町步
農圃並苗圃		四十坪内外	
演習林(總面積)		百町步内外	
甲積畜産學校			
畑		二百坪内外	普通農場 二町步
牧場		五十町步内外	牧草見本場 一町步 飼料植物栽培場 七町步
水産學校(本科程度)			
漁船置場			
漁具乾燥場		二町步内外	
海産物製造並乾燥場			

(文部省例規類纂)

3、實業教育費補助

實業教育費國庫補助法施行規則改正 明治四十二年一月十三日、文部省令第一號を以て左の通り改正を行つた。

○文部省令第一號 (明治四十年二月十三日)

明治三十二年文部省令第二十號實業教育費國庫補助法施行規則中左ノ通改正ス

第二條第一項中但書ヲ削除シ第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

收支豫算ノ減額又ハ補助ノ増額ヲ受ケタルトキハ其ノ都度文部大臣ノ認可ヲ受ケヘシ其ノ他ノ場合ニ於テ豫算ノ追加又ハ更正ヲ議決シタルトキハ決算報告ノ際共ニ報告スヘシ

本令ハ明治四十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

實業學校縣費補助規程

本縣では夙に實業教育獎勵の爲、縣費を以て補助する規程を定めて

實施したるが其の後更に明治三十九年二月二十三日實業學校縣費補助規程を制定し實業學校を設置したる郡町村、町村學校組合又は私人に補助金を交付して實業教育の施設經營を獎勵した。

○實業學校縣費補助規程 明治三十九年二月二十三日 千葉縣令第二十號

第一條 實業教育獎勵ノ爲縣ハ必要ト認メタルトキハ實業學校ヲ設置シタル郡町村、町村學校組合又ハ私人ニ補助ス

補助金ヲ交付スルトキハ條件ヲ附スルコトアルヘシ

第二條 郡町村、町村學校組合又ハ私人ニシテ本規程ニ依リ縣費ノ補助ヲ受ケントスルトキハ實業學校ニ關スル歳入歳出豫算書及左ノ書類ヲ添付シ毎年四月中知事ニ申請スヘシ但本文ノ期限後學校ヲ設置シ又ハ臨時補助ヲ要スルトキハ隨時申請スルコトヲ得

一 經營費ニ對シテハ備品目錄

二 建築費ニ對シテハ敷地圖ノ一、校舎圖及設計仕様書

第三條 補助ヲ交付スルニハ實業學校ノ豫算ヲ標準トシ郡ニ在リテハ町村分賦額、町村、町村學校組合ニ在リテハ町村税ノ金額、私人ニ在リテハ負擔額以内トス但第一條第二項ノ場合ニ於テハ本文制限以外ノ金額ヲ補助スルコトアルヘシ

第四條 補助金ハ經常費ニ對スル分ハ會計年度ヲ二期ニ區分シ其ノ前期及後期ニ交付シ建築費ニ對スル分ハ工事竣成検査ノ上交付ス但年度内設置シタル學校ノ經常費ニ對シテハ月割ヲ以テ計算ス

工事竣成ノ場合ニ於テハ管理者又ハ私人ヨリ知事ニ届出ツヘシ

第五條 補助ヲ受ケタル郡町村、町村學校組合又ハ私人ニシテ補助ノ條件ヲ充サス又ハ規程ニ背キ若ハ學校ノ管理成績等不十分ナルトキハ知事ハ補助ヲ減額シ又ハ取消スコトアルヘシ

前項ノ場合ニ於テ既ニ補助金ヲ交付シタルモノニアリテハ其一部又ハ全部ヲ返納セシム

第六條 補助ヲ受ケタル郡町村、町村學校組合又ハ私人ニシテ實業學校ノ豫算ヲ増減變更シタルトキ決算ノ結果補助金ノ額第三條ヲ制限ニ超過シタルトキハ其ノ差額ノ二分ノ一ヲ返納セシム

第七條 本規程ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ總テ郡長ヲ經由スヘシ
郡長ハ前項ノ書類ヲ進達スルトキハ精査ノ上詳細意見ヲ具申スヘシ

附 則

第八條 本規程ハ本年四月一日ヨリ施行ス

4、教 授 要 目

甲種程度ノ實業學校修身教授要目ノ制定 實業學校生徒ハ實業科目に没頭する爲動もすれば道徳を輕視する傾向あるを以て文部省はこれに着眼する所あり將來實業界に活動せんとする實業學校生徒として守るべき徳目は、自ら他の中等學校生徒と異なるものなければならぬ。これに鑑みて文部省は明治四十四年八月十七日、左記の如く文部省訓令第十六號を以て、「甲種程度ノ實業學校修身教授要目」を定めた。

○文部省訓令第十六號 (明治四十四年八月十七日)

北海道廳 府 縣

今般本省ニ於テ左ノ通甲種程度實業學校修身教授要目ヲ編纂セリ地方長官ハ宜シク各學校長ヲシテ本要目ニ準據シ適切ナル教授細目ヲ定メシメ以テ生徒ノ品性ヲ陶冶シ本學科目教授ノ效果ヲ完ウセシメンコトヲ期セラルヘシ尙ホ徒弟學校及乙種組織ノ實業學校ニ於テモ本要目ヲ斟酌シテ教授細目ヲ編成セシメラルヘシ

甲種程度ノ實業學校修身教授要目

- 一 修身ノ教授ハ教育ニ關スル勅語ノ趣旨ニ基キ一般國民トシテ又實業家トシテ必要ナル道徳上ノ思想及情操ヲ養成シ實踐躬行ヲ勸奨スルコトヲ努ムヘシ
 - 二 本要目ハ修業年限三箇年ノ學校ヲ標準トシ教授スヘキ事項ヲ示シタルモノナリ修業年限ヲ延長セル場合ニ於テハ全學年ニ互リ本要目中ノ事項ヲ精深ニ教授スルモノトス
- 第一學年及第二學年 每週一時

生徒心得

學校ノ種類ニ應シ日常心得ヘキ事項ヲ教授シ生徒タルノ本分ヲ明ニ悟ラシムヘシ
教育ニ關スル勅語

勅語ノ全文ニ就キテ丁寧慎重ニ述義シ且ツ之ヲ暗誦、暗寫セシムヘシ

道徳ノ要領

皇位及皇室

國、國體、臣民

家、祖先、親子、夫婦、兄弟姉妹、親族、僕婢、社會ノ秩序、風俗、公益、名譽、財産、權利、義務、人格
作法

第三學年 每週一時

戊申詔書

詔書ノ全文ニ就キテ述義シ聖旨ノ存スル所ヲ知ラシムヘシ

道德ノ要領

職業

實業者ノ本務

同業者間ノ本務、組合員相互間ノ本務、雇者被雇者間ノ本務、被雇者相互間ノ本務

國交

外國ニ對スル信義、外國人ニ對スル禮義、交際

我國道德ノ特質

我國道德ノ由來、祖先尊崇、忠孝一致、愛國奉公

作法

豫科ヲ附設セルモノニ於テハ左記ニ依ルヘシ

豫科

第一學年及第二學年 每週一時

生徒心得

學校ノ種類ニ應シ日常心得ヘキ事項ヲ教授シ生徒タルノ本分ヲ明ニ悟ラシムヘシ
教育ニ關スル勅語

勅語ノ全文ニ就キテ丁寧慎重ニ述義シ且之ヲ暗誦暗寫セシムヘシ

道德ノ要領

誠實、勤勉、勇氣、忍耐、自重、廉恥、節制、身體ノ鍛鍊等

孝行、友愛等

敬愛、從順、信義、恭儉、禮節、同情、寬恕、謝恩等

忠君、愛國、奉公等

以上ノ事項ハ適切ナル例話ヲ舉ケテ平易ニ教授スヘシ

作法

本科

第一學年及第二學年 每週一時

道德ノ要領

皇位及皇室

國、國體、臣民

家、祖先、親子、夫婦、兄弟姉妹、親族、僕婢、社會ノ秩序、風俗、公益、名譽、財産、權利、義務、人格

作法

第三學年 每週一時

豫科ヲ附設セサル場合ニ同シ

注意

- 一 教育ニ關スル勅語ハ第一學年（豫科ヲ附設セルモノニ於テハ豫科第一學年）ニ於テ之ヲ授ケ第二學年（豫科ヲ附設セルモノニ於テハ豫科第二學年又ハ本科第一學年）以上ニ於テハ每學年適宜若干ノ時間ヲ復習ニ充テ且常ニ教授ノ歸趣ヲ茲ニ求メ生徒ヲシテ聖旨ノ存スル所ヲ切實ニ領得セシメンコトヲ要ス
- 二 修身ノ教授ハ生徒ノ思想年齢ニ應シ又實際ノ生活ニ對シ力メテ適切ナランコトヲ要ス
- 三 本要目申責務ノ對象ヲ示セルモノニ就キテハ主トシテ之ニ對スル責務ヲ説キ生徒ヲシテ之カ實踐ニ必要ナル諸徳ノ涵養ニ力メシメンコトヲ要ス
- 四 作法ヲ教授スルニハ生徒ヲシテ能ク其ノ精神ノ存スル所ヲ知ラシメ應用宜シキヲ得シメンコトヲ要ス但シ之ヲ授クルニハ特ニ時間ヲ設ケス他ノ修身教授ニ於テ便宜併セ課スルモ可ナリ
- 五 教訓ニ資スヘキ事件ノ偶發シタルトキ又ハ國民ノ記念スヘキ日及忠良賢哲ノ記念日等ニ於テハ適宜教訓スルヲ可トス

これに對して本縣にては左の如き訓令を公私立各實業學校に發して、文部省の要目に準據して本縣の實情に即したる教授細目を編成せしめた。

○千葉縣訓令甲第三十一號

公私立實業學校

今般文部省訓令第十六號ヲ以テ甲種程度實業學校修身教授要目ヲ編纂セラレタリ學校長ハ宜シク該要目ニ準據シ適切ナル教授細目ヲ定メ以テ生徒ノ品性ヲ陶冶シ本學科目教授ノ効果ヲ完ウセンコトヲ期スヘシ尙徒弟學校及其ノ他ノ學校ニ在リテモ該要目ヲ斟酌シテ教授細目ヲ編成シ以テ徳性ヲ涵養センコトヲ期スヘシ

5、卒業生

卒業者の研究補習に關する規程

明治四十年一月十四日左記の如く文部省令第二號を以て

「實業學校卒業者の研究補習ニ關スル規程」を定めた。従つて從來工業學校規程、農業學校規程、商業學校規程及び水産學校規程中に定められて居た補習科及び專攻科（商業學校に關する條項は削除せられた。

○文部省令第二號（明治四十年一月十四日）

實業學校卒業者の研究補習ニ關スル規程ヲ定ムルコト左ノ如シ

實業學校卒業者の研究補習ニ關スル規程

第一條 工業學校甲種農業學校水産學校及甲種商業學校ニ於ケル本科卒業ノ後特ニ實業ニ關スル事項ヲ研究若ハ補習セントスル者アルトキハ設備ノ許ス限リ之ヲ在學セシムルコトヲ得

第二條 明治三十二年文部省令第八號工業學校規程第十一條及第十二條、同年文部省令第九號農業學校規程第十條及第十八條、同年文部省令第十號商業學校規程第十五條及明治三十四年文部省令第十六號水産學校規程第十條及第十四條ヲ削除ス

明治三十二年文部省令第十號商業學校規程第十七條中「專攻科及」及「各」ヲ削ル

附 則

第三條 本令ハ明治四十年四月一日ヨリ施行ス

第四條 本令施行ノ際現ニ專攻科又ハ補習科ニ在學スル生徒ニ對シテハ其ノ修了ニ至ルマテ仍ホ従前ノ規定ニ依ルコトヲ得

第一節 實業學校

一、概 説

本縣の實業學校はこの期の始に於ては甲種としては唯縣立茂原農學校一校あるのみで、其の他は乙種程度のもの組合立、村立、私立に各一校あるのみに過ぎなかつた。依て縣は實業學校設置の計畫を以て先づ縣立中學校中比較的入學生徒の少きものを廢止し、幾多の困難を排除して實業教育の振興に意を注いだ。其の結果新に銚子に甲種程度の商業學校、松戸に全國唯一の實業専門學校程度、園藝専門學校を見るに至つた。郡町村に於ても亦縣の施設に雁行して夫々企畫研究を怠らざる傾向であつたことは争ふべからざる事實である。それが爲この期の終りまでに乙種程度の農學校郡立に四校、町立に一校、徒弟學校種類の女子技藝學校が郡立に四校増設された。これ皆時代の要求に應じて設立されたるものであるが、郡立學校の如きは其の地方の事情に依り甲地に建設すれば乙地、丙地、亦其の利害關係より權衡上施設せざるを得ない場合も少くない。これを以て其の増設は必ずしも教育行政の見地より打算して經營したるものとのみ言ふことは出來ないのである。

【參照】

本編は本會主催本縣聯合教育會に於て本縣知事石原健三氏の實業教育に関する講演で當時本縣の實業教育の狀況及縣當局の實業教育に對する態度が伺はれるのである。

石原健三

(前略) 第一に農業學校は縣下に於て一つであつて、今日に至つては相當な成績を擧げて居るが、一兩年前までは、毎年五十名の生徒を募集して一學級を造るに中々得られないので漸くにして五十名を得られたのである。昨年になつて多少希望者が定員より多くなつた。本年になつて始めて五十名の生徒を募集するに八十名足らずの志願者を得ることになつた。夫も學校長が生徒の募集に當つては農學校の性質現況などを世の中に知らせ父兄にも紹介せんとして非常に骨を折つて、實業上の會合でもあるときは必ず出掛けて勧誘するといふ有様であります。夫からして農學校では勿論授業料を取らないのみならず、二年程度の者には幾らか食費を少しづつ補給して居る。中學校は一圓四十錢といふ授業料を取つて居るに農學校は只今のやうな有様である。夫であるのに生徒を得ることなか／＼困難である。

夫から水産學校は何ういふ有様であるかといふに縣は只今ありませんが、先づ乙種の水産學校より程度のよい水産講習所といふものがある。此の生徒は一ヶ年二十名づつ募集して居る、之も希望者が漸く二十名位しかない。此の方は縣費で直接に補助はしないが各郡の郡費で大概補助して居る。悉く郡費で出して居るのが二三郡ある。其の外の郡でも幾分づつ給して居るのであります。其の現在居る生徒の内先づ八分通りは郡費の補助を受けて這入て居る。相當の月謝を取らないといふばかりでなく食費の補助をして、そうして始めて這入るといふ有様、其の外水産講習學校もあるが之は未だ町村立であるからいづれも創業の當時で成績が分らんのでこゝで評することが出來ないが、縣立の多少設備も完全いたして居るし縣費からも大分の金を出して居る水産講習所にいたしてさういふ有様であつて水産の教育を施すとしても生徒を得るといふことは困難であるといふことはこれで解るだらうと思ひます。夫で先づ今日縣下に於て實業學校を建てやうとして第一に生徒を得られるかといふ事が難關になつて居る。郡立の實業學校の有様は、好く御承知のことと思ひますが、乙種の實業學校が生徒を得るに苦しんで居るのは各郡で御覽にな

つて居るのでありませう。夫は甚だ此の實業學校を設けんとする上に於て一番大切な問題であつて、如何なる實業學校を建てますとしても先づ生徒を得るといふことが一番必要である。然るに今日の學校は今お話しした通りである。夫は地方に在りましたならば其の地の區域の人を得ることが出来ませうが、廣く全縣に亘りて入學者を得ることとは餘程困難であらうかと考へます。

然らば實業教育は今日に於て不用であるかといふに、そうではない、吾々が今後に於て専ら諸君と共に力を盡さなければならぬのは實業教育である。日本の今日の國勢の上から申しても實業上の教育を施し、實業上の教育のある人の養成を俟つて實力を發達しなければならぬといふことは目下甚だ急要なる問題であるに拘らず、多數の學生、多數の學生だけでございますまい一般の人民と云てよろしい、一般の人民が實業教育といふ事に就ては餘り目をつけない傾きになつて居る。さればこの弊根を調べ……弊根と申しては語弊かも知れませんが、今日の趨勢を能く調べて實業學校を起すのは勿論必要であります、一般民心をして實業教育の必要、實業學校に其の子弟を入れるといふ觀念を起させるのが特に急務と思ひます。それに就て今日の教育上殊に普通教育、國民教育の上に就て國民の思想を實業發達の上に向けて行くといふことは餘程必要な事でありませうと思ふ。之が直ぐに其の効果があらはるかかどうかは判りませんが、少くとも小學校に於て實業上の思想、實業に重きを置く實業を愛好するといふ念慮を起させるといふことは實業教育を盛んにする爲めの問題ぢやない國の進運の上に就て最も必要な事だらうと思ふ。(下略)

左は明治三十九年六月の總會に縣より諮問されたる問題に對し縣教育會より答申したものである。

甲種實業學校ノ増設

右 答 申

戰後國運ノ勃興ト本縣生産業ノ狀況トヲ考察スレハ農業水産ニ關スル學校ノ施設ヲ必要トスルコト固エリ論ヲ俟タル所ナレトモ農業ニ關スルモノハ既ニ甲種トシテ縣立茂原農學校アルヲ以テ當分コレト同種類ノ學校ヲ施設スル要ヲ見ス若シ強テ農學校ヲ他ニ設置スルトセハソハ蠶業ヲ主トスル學校ナランモコレト別ニ新設セサルモ現在茂原農學校ヲ擴張シテ養蠶ヲ專修スル生徒ヲ置カハ事足ルヘシコレニ反シテ水産ノ學校ニ至リテハ地勢上天賦ノ富源ニ富メルニ拘ハラズ水産講習所ノ如キ僅ニ當業者ノ子弟ヲ集メテ短期ノ講習ヲナス外未タ學校ノ設備ナキハ頗ル遺憾トスル所ナレハ先ツ水産ノ學校ヲ設置シテ水産ニ關スル知識技能ヲ習得セシムルハ刻下本縣實業教育上急務ナリト信ス

又當時千葉教育雜誌は實業教育獎勵策と題し左の如くいへり。

戰後我國勢の發展上、實業の振作上、實業的教育を受けたる人物を要すること極めて切にして、實業教育を振張發展することは、戰後經營の主要なる問題なり。朝野の識者其の聲を一にし、各地方亦相呼應して其の必要を鼓吹す。而も實業學校の現状を顧れば、入學生徒少くして不振の状態を免れず、この奇異なる現象を呈するは何ぞや、蓋し現代青年の向學心の傾向然らしむるに因るならん。今日中學校、師範學校の入學者は年々募集定員に三倍の超過を見るに雖も、獨り實業學校に於ては僅に定員を越ゆるに過ぎず、これを以て實業學校を施設經營せんとするものに大に躊躇する所以なり。(中略)されど今日は實業教育獎勵の時代なり。入學生徒少しとて學校増設の要なしといふべからず、往昔學制頒布の當時に在りては小學校を卒業したるものすら、官より褒狀を與へ賞品を給し勸誘導導らざる所なかりき。今日の時代は其の當時に比すべくもあらざれども、未だ實業教育創業の際なれば先づ學校を設けて獎勵誘導すべし。今日實業教育の振はざるは青年が實業を嫌厭しこれを輕視するに因ると雖も、其の原因は種々

錯綜して容易に斷定すべからず。或は官尊民卑の餘弊にも因るべく、或は實業學校の成績良好ならざるにもあるべし。單に實業思想を鼓舞したるのみにては、この弊を脱すること難からん。吾人は實業教育振興の策として先づ學校を増設し、其の學生及卒業生に對して充分に保護を與へ特典を與ふるの舉に出んことを望むや切なり。云々。

二、設置廢止

名 稱	種 類	設 立 者 ノ 主 體	學 校 ノ 等 位	設 置 認 可 年 月 日	廢 止 及 組 織 變 更 認 可 年 月 日	備 考
多古農學校	農業	町	乙種	文部省告示第百二十號 明治四十年四月十二日		
天羽農學校	農業	君津郡湊町外六ヶ村組合立後郡立ニ改メ	乙種	文部省告示第百九十八號 明治四十二年十一月十一日	天羽實業補習學校ニ變更 天羽農學校ニ變更	文部省告示第二百二十八號ヲ以テ組合立ヲ郡立ニ變更
望陀農學校	農業	君津郡中郷村外十二ヶ村組合立後郡立ニ改メ	乙種	文部省告示第百九號 明治四十三年二月七日	組合立實業補習學校ヲ農學校ニ變更	同 上
周准農學校	農業	君津郡中村外五箇村組合立後郡立ニ改メ	乙種	文部省告示第百二十三號 明治四十三年十月一日		同 上
旭農學校	農業	郡	乙種	文部省告示第百二十三號 明治四十二年九月二十七日		

名 稱	種 類	設 立 者 ノ 主 體	學 校 ノ 等 位	設 置 認 可 年 月 日	廢 止 及 組 織 變 更 認 可 年 月 日	備 考
銚子商業學校	商業	縣	甲種	文部省告示第百五十五號 明治四十二年三月十五日		
鴨川水産學校	水産	町	別科	文部省告示第百三十三號 明治四十三年二月二十九日		
市原染織學校	徒弟	郡		文部省告示第百三十三號 明治四十三年二月二十九日	文部省告示第百四號 明治四十四年三月三日	明治三十九年十月二十日 文部省告示第百九十四號ヲ以テ八幡町ヲ龜舞町ニ變更
大網工藝學校	徒弟	郡		文部省告示第百三十三號 明治四十三年二月二十九日	文部省告示第百四號 明治四十四年三月三日	明治四十一年七月二十九日 文部省告示第百五十四號ヲ以テ東金町ヲ大網町ニ變更同時ニ大網工藝學校と改稱
銚子技藝學校	徒弟	郡		文部省告示第百一號 明治四十二年六月二十一日	文部省告示第九號 明治四十四年三月二十五日	明治四十二年三月二十四日 文部省告示第八十四號ヲ以テ銚子染織學校ヲ銚子技藝學校ト改稱
松尾實業學校	徒弟	郡		文部省告示第百一號 明治四十二年六月二十一日		

三、本縣實業學校狀況

甲、農 學 校

1、縣立茂原農學校

本縣に於ける甲種程度の實業學校は農學校では本校商業學校では銚子商業學校の二校のみである。本校は元千葉縣簡易農學校と稱し明治三十年二月十日設立を認可せられ、本縣實業學校の嚆矢であつた。同三十二年四月一日簡易農學校の組織を変更して甲種農學校となし千葉縣農學校と改稱した。創立當初は千葉町西谷舊師範學校附屬小學校跡に設置し、後間もなく現在の長生郡茂原町に移轉し三十四年五月二十日縣立茂原農學校と改稱した。四十三年七月夷隅郡長者町に演習林を設置し、四十五年より毎年春秋二回に縣下小學校教員中農業科擔任者を集めて講習會を開催した。

生徒は定員百五十人で修業年限は三箇年、學級數三、生徒數百三十一人、明治三十四年三月以來四十四年三月迄卒業生を出すこと三百六十四人になつて居る。授業料は一箇月五拾錢を徴收し、戰時事變に際して召集されたる者若は明治二十九年勅令第五號第一條第二條の事項に該當する者の子弟に對しては學校長は授業料を減免することを得ることになつて居る。生徒は寄宿を本體とし止むを得ざる場合に限り通學を許可する。

學校長は甲種農學校に組織變更したる當時より加藤忠治在任し爾來勤績十有餘年に及び、内外の信望極めて厚く良校長として崇敬せらる。

2、君津郡立天羽農學校

本校ははじめ君津郡湊町外六ヶ村組合立農業補習學校として設立し、明治四十三年十二月同組合立乙種農學校に変更し更に四十四年四月同郡望陀農學校、周准農學校と共に郡立に組織を改め、

郡立天羽農學校と改稱した。修業年限三年、生徒數九十人(明治四十四年現在)である。學校長は齋藤萬吉である。氏は本縣師範學校を卒業し各地の小學校に訓導及校長を歴任し、後東京農科大學農業教員養成所に入り卒業の後本校に就職したものである。

3、君津郡立望陀農學校

明治四十三年二月元君津郡中鄉村に設置したる同郡中鄉村外十二ヶ村組合立實業補習學校の組織を改め乙種程度の農業學校と爲し、千葉縣君津郡中鄉村外十二町村組合立望陀農學校と改稱し更に四十四年四月十日より千葉縣君津郡立望陀農學校と改稱した。修業年限は三年、生徒數六十二人(四十四年現在)である。學校長は創立當時吉野祿郎校長に任ぜられたが僅に一年にして轉任し郡立に改まると共に金子勝三郎が校長に任ぜられた。

4、君津郡立周准農學校

本校は明治四十三年十月一日君津郡中村に農業學校規程乙種組織に依り千葉縣君津郡中村外五箇村組合立で設立されたのであつたが、四十四年四月十日千葉縣君津郡立周准農學校と改稱した。修業年限三年、生徒數五十四名、學校長は創立以來古川留三郎が勤続した。

5、海上郡立旭農學校

本校は明治四十三年九月二十七日設立認可を得翌四十四年四月三日より開校した。乙種農學校規程に従ひ農業に必須なる智識技能を授け併せて其の徳性を涵養するを目的とし以て時勢の要求に應ずる所あらしめる。初め修業年限二ヶ年なりしが後三年に延長し定員を百名に増加した。學校長は創立以來田中寅平之に當る。(海上郡誌に據る)

6、小御門村立小御門農學校

本校は農業學校規程乙種程度に依り設立したるもので修業年限三年、生徒数は七十三人(明治四十四年現在)である。

學校長は若島久光前期より引續き校長であつたが明治四十年轉任し、翌四十一年鈴木信豊其の後を襲ひ四十四年轉任し、荒善五郎これに代つた。

7、木下町外六ヶ村組合立印西農學校

本校は乙種程度の農學校で修業年限三年、生徒數三十五人(明治四十四年現在)である。

學校長は山崎時次郎前期より校長として在職して居つたが明治四十二年三月三十一日依願退職し、同年四月九日針谷瀨平が校長に任ぜられ、四十三年十一月三十日、福島縣に出向を命ぜられ同年十二月六日助教論矢澤泰助が校長事務取扱を命ぜられた。

8、多古町立多古農學校

本校は明治四十年四月設立認可を得て開校したるもので乙種程度である。修業年限三年、生徒數三十八人(明治四十四年現在)である。

學校長は初め深作雄太郎任ぜられ、四十二年向後榮太郎これに代り僅に一年にして森村茂樹其の後を繼承した。

9、私立良文農學校

本校は渡邊操の設立したる乙種程度の農學校で修業年限二年、生徒八十三人(明治四十四年現在)である。

學校長は渡邊操で信夫恕軒の高弟で存軒と號した。曩に無逸塾と稱する漢學塾を興して多數の學生を教育して居つたが時勢の變遷に従ひ農學校に組織を變更したのである。

乙、商業學校

縣立銚子商業學校

明治三十三年二月縣立銚子中學校の設立認可を受け、同年四月一日より開始したが位置僻在したる爲か入學志望者少く年々募集定員に充たざりしより三十九年三月三十一日限縣立を廢した。この地方の有志これを遺憾とし銚子町二町五ヶ村の組合立とし校舍全部の貸與を受けて認可を得て繼續した。然るに明治四十二年三月縣に於て縣立商業學校を設立の認可を得、前に貸與せし中學校々舎を組合より返附せしめ、之を千葉縣立銚子商業學校々舎となした。組合立銚子中學校は其の存續年限を四十六年迄とした。

同年四月學則を制定し本校は商業學校規程甲種程度に依り商業に従事する者に必須なる教育を施すを目的とし、教科を本科豫科の二科とした其の學科課程及教授時數は左の通り

學科	學年	本 科		
		第一學年	第二學年	第三學年
修 身	一	人倫道德ノ要旨	一 同 上	一 同 上
讀 書	四	國語 漢字 交り文	四 同 上 漢文	三 同 上 一 同 上

習	字	一	楷	行	書	一	行	書	一	同	上	
作	文	一	普	通	文	一	普	通	文	一	同	上
數	學	六	算	術、珠	算、暗	四	代	數、商	業、算	術	三	幾
歷	史	四	內	外	國	二	內	國	商	業	地	理
英	語	六	譯	解、讀	方、綴	七	同	上	會	話、作	文	八
經	濟					二	通	論	二	商	業	經
法	規					二	民	法	學	通	法	論
簿	記					三	商	業	三	銀	行	三
商	品					二	內	外	國	產	一	一
商	事					二	內	外	商	事	二	同
商	事					二	同	上	一	同	上	一
商	事					二	同	上	一	同	上	一
商	事					二	同	上	一	同	上	一

商	業	實	踐									四	內	外	商	業	實	踐
理	科	二	博	物	二	物	理	化	學									
圖	畫	一	自	在	一	同	上											
體	操	三	普	通	三	同	上											
計		三〇			三三					三三								

入學志願者は左の資格を具へたる者にて次の學科試験に合格したる者より採用する。

- 一、品行端正身體強健なること
- 二、志望確實なること

豫科に入學する者は年齢滿十三年以上學力高等小學校第一學年修了又は之と同等以上にて讀書、作文、算術、習字の試験に合格したる者なるべく、本科第一學年に入學する者は本科豫科を修了したる者とす但し年齢十四年以上學力修業年限二箇年の高等小學校卒業又は之と同等以上にて讀書、作文、算術、地理、歴史、理科に合格したる者を許可す。本科第二學年以上に入學し得る者は學力年齢當該學年に相當以上で檢定を経たる者より採る。

本校に商議員を置き知事之を囑託し本校に關する事項に就き諮問ありたるときは之に答申する。商議員の任期は二箇年とし但補缺員の任期は前任者の殘任期間とする。

學校長は創立以來中村榮助校長に任ぜられた。本校の前身たる縣立銚子中學校長は柴田熊太郎であつたが、明治三十九年三月限り廢止となり、銚子外二町五ヶ村の組合立銚子中學校となつても校長は依然として同氏が留任して居つたが、四十二年四月本校が設置せられ、中村榮助が校長となるに及んで中村氏が銚子中學校長をも兼務した。

丙、工業學校（徒弟學校）

1、市原郡立市原染織學校

本校は明治三十四年三月市原郡八幡町に郡立市原染織補習學校を設置し、同三十五年十月校名を市原郡立市原染織學校と改稱し、徒弟學校の組織とした。同四十年三月位置を同郡鶴舞町に移し、同四十一年四月修業年限三ヶ年に改め、染織の二科及裁縫を授け主として女子の實用的技能を修得せしむ。四十四年三月市原郡立染織學校を廢し、同年四月一日市原郡立市原實科高等女學校を開設した。

學校長は創立當初は渡邊彌三郎、後本間彌太郎これに代り、三十六年四月鶴田三郎校長に任ぜられ、明治四十二年三月迄勤続して好成績を挙げ、尋で日下忠これに代りたるが、僅に一ヶ年にして去り、四十三年萩原此吉その後任となり、四十四年染織學校廢止され、組織を變更して市原實科高等女學校と改め、川崎市藏が校長となりたるが、亦僅に一箇年にして辭し、明治四十五年四月師範學校教諭會田貢校長に任ぜられた。

2、海上郡立銚子技藝學校

本校は明治四十二年三月二十四日銚子染織學校を改めて銚子技藝學校と稱した。四十四年三月組織變更の爲廢止した。修業年限二年、生徒數六十八人、明治四十四年現在である。

學校長は染織學校時代は坂井勝尋で、久米武次郎之に當り、技藝學校時代には茂木茂三郎校長となり、四十四年組織を變更し、實科高等女學校となるに及んで、今關源十郎校長に任ぜられた。

3、山武郡立大網工藝學校

本校は元東金染織學校と稱し、同郡東金町に設立されたものであつたが、明治四十一年大網町に移し、大網工藝學校と改稱した。修業年限二年、生徒數四十八人、明治四十四年現在である。

學校長は東金染織學校時代は新井宗治これに任ぜられ、新井宗治轉じて福島縣工業學校教諭芳永乙吉これに代り、大網工藝學校となるに及んで、四十二年四月より石野千城校長に任ぜられた。

4、山武郡松尾實業學校

本校は明治四十二年六月二十六日文部省の認可を得て開校したるもので、修業年限二年、生徒數は五十二人、明治四十四年現在である。

學校長は創立以來土井有二が任ぜられた。

5、大杜村外六ヶ町村組合立印西女子染織學校

本校は工業學校徒弟學校の規程に依りて設立されたもので、修業年限三年、生徒數三十六人、明治四十四年現在である。

6、大多喜町立大多喜興業學校

學校長はじめこれを置かなかつたが、明治四十三年より岸利平太が校長に就任した。

本校は工業徒弟學校として其の設立最も古く明治四十一年大多喜工業學校と改稱した修業年限三年、生徒數五十八人(明治四十四年現在)である。

學校長は興業學校時代は莊司鐔太郎これに任し工業學校と組織を改めても同氏引續き校長として其の經營の衝に當つたが明治四十二年同氏死去の後教員莊司きく校長事務取扱を命ぜられた。

丁、水産學校

1、鴨川町立鴨川水産學校

本校ははじめ明治三十四年六月補習學校として創立開校したるが其の後同三十九年十二月組織を變更し水産學校別科として認可を受けた。修業年限は三年、生徒數は四十八人(明治四十四年現在)である。

學校長は創立以來小石季一任ぜられたが明治四十四年他に轉任し其の後校長は缺員となつた。

2、水産講習所

水産講習は本縣水産試験場内に設置したるものにて夷隅郡勝浦町に在り、水産に關する技術及學理の講習を爲す所にして、本科、研究科及現業科の講習生を置く、本科は修業年限を二箇年とし、定員を三十名とす。入學志願者は年齢滿十六年以上にて身體強健高等小學校二學年以上の課程を卒へたる者若は之と同等以上の學力を有する者より採用し、志願者數募集定員に超過するときは身體、品行、學力等を檢定して選拔す。授業料は徴收せず、生徒はすべて寄宿舎を置きて入舎せしむ。

但特別の事情あるものは許可を受けて通學するを得せしむ、本科の學科課程左の通り。

學科		第一學年	第二學年
漁撈	製造	漁撈通論	漁撈法
養殖	製造	養殖通論	養殖法
動物學		普通動物學	應用水産動物學
植物學		普通植物學	應用水産植物學
物理學		普通物理學	應用物理學
化學		普通化學	應用化學
氣象地文		氣象學	海洋地文學
實習			水産經營法

研究科は本科卒業生で尙ほ履修の學業を攻究せんとするものゝ爲に置くものである。研究科は漁撈、製造、養殖の三科に分ち修業年限は各一箇年と定む。

現業科は修業期限を三ヶ月以内とし、其の科程を漁撈製造、養殖の三科に分ち必要なる種目につき技術を授くるものである。現業科は毎年十ヶ所以内に開設し、位置開期及人員等は其の都度之を定める。入學志願者は年齢十六年以上で現に水産業に従事する者若は其の子弟に限るものとす。

明治四十二年三年講習所規則を改正し、現業科は廢止し、遠洋漁業科に改め、本科生入學の資格を

小學校義務教育年限延長の爲高等小學校二學年以上の課程を卒へたる者を尋常小學校卒業の者に改めた。又現業科に代ふるに六ヶ月以内短期講習を開設し其の位置開期人員及講習生徒の資格等は其の都度これを告示することにした。

遠洋漁業科は遠洋漁業奨励法に依り漁獵員を養成するを目的とし當初六ヶ月間は必要なる學科を習得せしめ其の修了後は遠洋漁船に乘込み之が技術を實施に練習せしむ其の修業期限は本科卒業生に在りては二ケ年とし其の他は三ケ年とす但し修業期限は時宜に依り伸縮することもある。遠洋漁業科の生徒は毎年募集し其の期日及員數は其の都度これを告示する。遠洋漁業科入學志願者は左の一に該當する者で明治四十年七月三十一日改正農商務省漁獵職員試験科目標準規程漁獵職員體格標準に適合する者に限る。

- 一 本所本科卒業生
- 一 年齢滿十八年以上にして尋常小學校卒業者若は之と同等以上の學力を有し嘗て四ケ年以上沖合漁業に従事したる經歷を有する者

入學志願者は本所本科卒業生の外總て試験を行ひ入學を許可するものである。遠洋漁業科の課程は左の通り

- 一 漁獵具構成及用法
- 二 漁艦運用術
- 三 航海術
- 四 造船學大意
- 五 船舶に關する法規
- 六 急救療法

明治三十九年二月本縣告示第三十二號を以て千葉縣水産講習所規程左の通り定めた。

千葉縣水産講習所規程

第一條 本所ハ水産ニ關スル技術及簡易ナル學理ノ講習ヲ爲ス所トス

第二條 本所ニ左ノ職員ヲ置ク

- 所長 一名
- 技師 一名
- 技手 一名
- 書記 一名

第三條 所長ハ技師又ハ技手ヲ以テ之ニ充ツ知事ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理ス

第四條 技師ハ所長ノ指揮ヲ承ケ所務ヲ分掌ス

第五條 技手ハ所長及技師ノ指揮ヲ承ケ所務ニ従事ス

第六條 書記ハ所長及技師ノ指揮ヲ承ケ庶務會計ニ従事ス

第七條 講習規則及處務細則ハ別ニ之ヲ定ム

第二節 實業補習學校

一、概 說

戰後實業教育の必要に應じて實業補習學校の設置各所に唱導された。されど未だ其の方法に於て又其の施設に於て完備したるものなく徒に其の聲のみ大にして未だ其の内容實質に至つては遺憾の點多きを免れない。即ち其の多くが從來の所謂青年夜學校なるもの、漸くにして學校形式

を整ひたるに過ぎない。従つて經費も充分ならず教師も殆ど大部分は小學校訓導の兼任で専任教諭のあるもの極めて少ない。殊に遺憾なるは女子の就學者甚だ少きことである。縣ではこの種の教育を奨励の爲、優良なる學校に對しては其の經費の半額を補助し其の他の學校に對しても適宜補助して居るので今後漸次改善進歩の機を見るに至るべく、また大に其の數も増加するに至るであらふ。

【參照】

縣は實業教育を振興發達せしむるにつき明治三十九年六月の縣教育會總會に諮問を發し縣下教育社會の輿論を問ひこれを答申せしめた。其の中實業補習教育に關しては左の通り

實業補習學校ヲ普及發達スル方法

右 答 申

近來實業補習學校ヲ設置スルモノ漸ク各地ニ増加スルノ傾向アルハ喜ブベシト雖モ未ダ實業補習學校ノ目的性質充分ニ貫徹セザルヲ以テ往々高等小學校ノ教科ニ幾分ノ變更ヲ施シタルニ過ギザルガ如キ其ノ教育ヲシテ有効ニ施設セルモノ殆ド稀ナリ。其ノ理由ヲ探究スレバ或ハ經費乏シクシテ初ヨリ縣郡又ハ國庫ヨリ補助金ヲ目的トシテ施設スルモノモアルベク或ハ教員ニ適良ナルモノ缺乏セルニ因ルベク或ハ數町村ノ學校組合ヲ設ケテ徒ラニ規模ヲ大ナラシメタルニアルベク或ハ他ノ學校ノ如ク多數ノ時間ヲ一定シテ嚴密ニ教授スルニアルベク或ハ實業學校ハ單ニ小學校ニ限リ附設スルモノ、如ク心得タルニ因ルベシ依テ縣下一般ニ普及シ發達セシメントセバ先ヅ左ノ方法ヲ採リ實業補習學校ノ目的性質ヲ明ニシ從來實業補習學校ニ對スル誤謬ヲ正シ其ノ支障ヲ除却セサルベカラス左ニ其ノ要

項ヲ述ベシ

- 一、講習會ヲ開設スルコト 今日實業補習學校ノ成績良好ナラザルハ適良ノ教員ヲ缺クコト其ノ一要素タルハ前ニ述ブルガ如シ故ニ縣立農學校若ハ師範學校ニ於テ教員養成ノ目的ヲ以テ講習會ヲ開設セラルベシ
- 二、縣立學校ニ實業補習學校ヲ附設スルコト 實業學校令第三條並實業補習學校規程第六條ニ規定スル處ニ據レバ實業補習學校ノ設置ハ道廳府縣立學校ニ附設スルヲ許スノミナラズ其ノ精神ハ却テ其等ノ學校ニ設置スルヲ希望スルモノ、如シ然ルニ今日マデ何レノ府縣ニモ未ダ其ノ設置セルヲ聞カザルハ是レ亦其ノ功果ノ學ラザル一要素ナリトス殊ニ本縣ノ如キ中學校各地方ニ設置シアル所ニ在リテハ其等ノ學校ヲ始メ師範學校農學校ニ附設シ以テ其ノ地方ニ於ケル模範學校ト爲シ他ノ學校ヲシテ則ラシムルニアリ
- 三、郡町村立學校ニ附設スルコト 實業補習學校ハ少額ノ經費ヲ以テ容易ニ設置スベキモノナルヲ以テコレヲ獨立シテ設置スルヨリ寧ロ他ノ學校ニ附設スルヲ利アリトス然ルニ現在ノ處ニテハ高等小學校ノ設置アル所ニ其ノ代用トシテ單獨ニ設置スルカ又ハ高等小學校ニ附設スルモノ、外他ニ其ノ設置ヲ見サルハ是レ亦普及發達セザル一要素ナリトス故ニ郡町村立ノ實業學校並町村立尋常小學校同高等小學校ニ於テ義務教育ニ支障ナキ範圍ニ於テ土地ノ狀況ニヨリ便宜施設セラルベシ
- 四、各種學校ヲ實業補習學校ニ變更スルコト 各種學校中單ニ國語漢文數學英語ノ教科ヲ教授スル私塾的ノ學校ハ各地ニ散在シテ徒ラニ高尙ノ教科ヲ教授シ之レガ爲ニ地方ニヨリテハ實業補習學校ノ設立ニ障害ナキニアラズ殊ニ本縣ノ如キハ此ノ種ノ學校比較的多キハ是レ亦普及發達セザル一要素ナリトス依リテ此等ノ私塾的各種學校ヲ成ルヘク獎勵誘導シテ實業學校又ハ實業補習學校ニ變更セシムベシ
- 五、教育方法ヲ研究改良スルコト 教育ノ内容實質ノ改善ハ獨リ小學校ノミニ限ルニアラズ中等高等學校ニ於テコ

レヲ改良スルコト必要ナリト雖モ殊ニ實業補習學校ノ如キ新設ノ學校ニ在リテハ其ノ内容實質ノ改善ヲ圖ルハ目下ノ急務ナリト信ズ今日實業補習學校ノ不振ナルハ教育法其ノ宜シキヲ得ザルモ亦其ノ一要素ナリトス故ニ今後實業教育ノ任ニアルモノハ實業補習學校ノ性質目的ヲ熟知シ務メテ變則的高等小學校ノ弊ヲ避ケ宜シク其ノ地方ノ生業ト密接ナル關係ヲ保タシメ以テ其ノ教育方法ヲ研究改善セザルベカラズ

當時の千葉教育雜誌に實業補習教育施設の必要と題して左の如く述べて居る。以て當時の事情を知るに足る。

普通教育と並時して振作を要するものに實に簡易適切なる實業教育の普及に在り。我が國最近の統計表に依れば義務教育を卒へたる者、一年七十六萬九千に及ぶと雖も、現に補習教育を受くる者、僅に三萬九千人、補習科の設ある小學校は全國二萬七千校、實業補習學校は一千九百校に止り、一切の補習教育費僅に七萬餘圓に過ぎず。夫れ國民の實業教育は國民經濟上各種の方面に用ゐらるべき能力を發揮するに在り、個人より之をいへば成家立身の基にして、國家より之を謂へば國力増進の原動力たり。實業教育普及施設の理想亦實に茲に存す。獨人オスカルパツハ氏、實業補習教育の必要を叙して曰く「小學校は一般的庶民教育を施すに止まり、固より之を以て直に各種國民的業務を資するに足らず、況んや亦小學校を卒るの期は青年の心氣一變最危險の秋たるをや。此の時に當りて之を修養監護するの道なくんば、其の已に修めたる小學校の教は、遂に何の効果を收むることなくして止まんのみ」。又曰く「小學教育は國民の社會的意義を養成するに於て尙早の憾あり、青年子弟が小學校を終り各其の業に就くや、是れ國民が社會と觸接するの端を啓くにあるを以て是等の青年に對し社會公愛の心を發揮せしめざるべからず」と、之を要するに氏の言の如く果して實業補習教育を以て社會公共的理想の修養に併用することを得しめんか、依て一般社會的風教を裨益する亦實に鮮少にあらざるべし。今や義務教育年限延長の實施に際し差向き考慮を要すべきは單

獨高等小學校の處分問題に在りとす。吾人は當局者がこれを處置するに當り、土地の狀況を斟酌して或はこれを實業補習學校に變更し或はこれに附設せられんことを切望せざるを得ず云々

又曰く、近時補習教育の必要は隨所に於てこれを聞くも、未だ其の施設方法の完備したるものを聞かず、思ふに、補習教育の主要機關としては、先づ青年團體を組織しこれを善用利導して施設せば其の成績効果共に著しきものあるに至らん。小松原文相も「青年團體は一國活力の源泉にして又一國道義の中樞なり」といへり。何となれば何れの青年團體の主旨とする所も風紀の改善と保持とを目的とし、勤勉の風を作興し、勤儉力行を期待するを重要な任務とすればなり。されば補習教育に志あるものは青年團體を除外視すべからず」と

この期は實業教育の試験時代といふべきもので、其の聲の徒らに高くして實質のこれに伴はざるは遺憾であつた。これは一面には未だ中學熱の醒めざる結果と一面には當時の青年が兎角勤勞の習慣を厭嫌する風あるに因る。

二、各郡實業補習學校狀況

1、千葉郡の實業補習學校

町立千葉商業補習學校

本校は明治三十四年五月の設立ではじめ商工業補習學校として工業及商業を併進せしめたが後改めて商業のみの補習學校となし、教科目は修身、國語、算術、地理、歴史、理科、體操、商業英語を授け、修業年限は本科二年、別科二年である。

2、山武郡の實業補習學校

第六章 實業教育

イ、私立大網實業補習學校

本校は明治四十四年十一月、顯本法華宗教學財團の補助により設置せられ、蓮照寺の講堂を以て假校舎に充て、生徒百八十餘人を收容し、尙附屬裁縫女學校を設けて女子教育に資して居る。校長は中田日達が創立以來これに當り、銳意その經營に任じて居る。

ロ、私立埴岡農林補習學校

本校は埴岡村埴谷にあり、明治四十四年四月の創立にして修身、國語、算術、農業、林業等の諸學科を教授して居る。

3、印旛郡の實業補習學校

印旛郡に於けるこの期の實業補習學校に就ては、印旛郡誌に載する所を左に記すこととする。富里村に富里農業補習學校あり、八生村に八生實業補習學校あり、佐倉町に佐倉實業補習學校あり。皆克く其地方農事改良の中心たらんことを期し、施設經營する所尠からずと雖、只其一部部に止り、郡全體の要求を充すこと能はざるは遺憾とする所なり。左に明治四十二年度末日、公學資産を表示せん。

校名	公學費	公學資産
佐倉實業補習學校	五六四圓	一九八圓
富里農業補習學校	六五四	二、六三二
八生實業補習學校	一、七五七	四、二二〇

イ、佐倉實業補習學校

本校は明治四十年七月二日、佐倉高等小學校に附設の認可を得、同年十月五日開校す。元來本校は青年夜學會の組織を變更したるものなれば、茲に同會の來歴を概述すべし。

青年夜學會は明治三十八年九月十二日、管理者吉田元次郎及當町在職小學校教員の發起により、主意書を一般青年に配布し、入會を勧誘したる結果、入學者二十五名を得たるが故に、規則を定め、同二十五日授業を開始したり。越えて翌三十九年三月十日修了式を挙げ、同年九月二十五日第二回を開會す。入會者廿八名なり、前年と同様授業を開始し、翌年三月十日に至り修了す。明治四十年九月二十日午後第七時より第三回を開始す。出席入會者二十五名あり。會長(町長)より第三回開會の報告をなし、後本年新設せられたる實業補習學校の組織を談話し、其の性質の本會と大差なきを以て將來何れに入會する希望あるや、來る廿三日の開會日に申出づべき旨を論じたるに、廿三日に至り實業補習學校へ入學希望者二十一名ありしを以て、茲に夜學會を解散せり。同年十月七日これ等入學生二十一名を學力により、第一學年(九名)、第二學年(八名)、乙組(六名)の二部に分ち、月水木金の四日午後第七時より第九時まで授業せり。以後本町管理者學務委員其他有志者及本校職員は種々の方法により、本校の組織性質を一般に普及せしむることにつとめ、入學を勧誘したる結果、入學生は漸次増加して、翌年二月に至り四十五名に達せり。而して本縣よりは本校經費補助金として金五十圓を下附せられ、郡會に於ては來明治四十一年に於て金二百圓を補助することに議決せり。明治四十一年五月十八日附を以て規則改正の件認可相成たるを以て、農業科を加設することとし、縣費補助金百圓を下附せらるゝこととなれり。明治四十二年三月十九日、本校規則改正の件認可を得、四月より夜學部の外、農業科乙部を設け、高等小學校農業科卒業生修學の途を開けり。同年度に於て郡費補助

金は二百五十圓に増加し、同年十一月より農業科乙部實習の爲、堀田伯爵家梅林を借用し其手入法として耕耘をなす。十二月には其一部三畝歩を借用し、實習地とす。同年十一月乙部生實習のため木村家より畑二反歩を借用し、同時に梅林の實習地を返付し以て今日に至る。今左に其の學則を抄記すべし。

第二條 本校ハ商業及農業ニ從事シ又ハ從事セントスル者ニ簡易ナル方法ニヨリテ必須ナル知識技能ヲ授ケ併セテ小學教育ノ補習ヲナスヲ以テ目的ス

第三條 本校ノ學年ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第四條 本校ノ修業年限ハ商業科三ヶ年農業科二ヶ年トシ尙卒業生ノタメニ研究科ヲ置キ修學セシムルコトヲ得

但學力優等ナルモノハ臨時昇級セシメ學年ヲ短縮セシムルコトアルヘシ

第六條 本校ノ教科目ハ商業科ニアリテハ修身國語算術商業要項商業簿記商業地理經濟初步英語トシ商業地理經濟初步英語ヲ以テ隨意科トシ農業科ニアリテハ修身國語算術理科土壤肥料作物耕耘農具病虫害園藝養蠶家禽畜農業經濟ノ大要トス

但希望ニヨリ竹細工ヲ授クルコトアルヘシ

第八條 本校商業科及農業科甲部ノ每週教授時數ハ九時間トシ月火金木ノ四日午後六時ヨリ同九時マテノ間ニ定メ農業科乙部ノ每週教授時數ハ三十時トシ午前七時ヨリ午後三時マテノ間ニ於テ之ヲ定ム

第十條 入學生ノ資格ハ商業科及農業科甲部ニアリテハ年齢十二年以上ニシテ尋常小學校卒業者又ハ學齡超過ノ者トシ農業科乙部ニアリテハ高等小學校卒業ノモノ若クハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノトス

第十三條 本校生徒ノ授業料ハ一ヶ月金二十錢トス但シ一戸二名以上入學者アルトキハ半額トス

ロ、遠山村實業補習學校

明治四十五年四月の新設にして、小學校内に在り、修業年限は二個年にして、現今生徒數僅々五名に過ぎず。其の目的、教科、入學者の資格等は左の如し。

目的 農業ニ從事シ又ハ從事セントスルモノノ爲ニ必須ナル知識技能ヲ授ケ併セテ其徳性ヲ涵養スルト共ニ普通教育ノ補習ヲナスヲ以テ目的トス

學年 毎年四月一日ニ始リ翌年三月卅一日ニ終ル

教科 修身國語算術農業及實習ノ五科目トス

入學者資格

年齢十四年以上ノモノ

品行端正身體強健ノモノ

高等小學校（修業年限二ヶ年）ノ課程ヲ修了シタルモノ若クハ之ト同等以上ノ學力アルモノ

ハ、八生實業補習學校

明治卅九年四月創立の八生高等小學校に附設し、縣費補助年額四百八十圓、郡費補助二百圓を支給せられ、生徒僅に二十七名にして、修業年限二ヶ年なりしが、同四十一年四月日新尋常小學校の附設となし、修業年限を三ヶ年とす。今生徒九十餘名あり。四十三年度縣費補助年額三百圓、郡費補助二百六十八圓を支給せらる。

ニ、私立手黒補習學校（公津村）

船形字手黒にあり。明治三十八年四月十二日神職太田氏の設立にして、修業年限は四個年とし、尋常科卒業以上の生徒を收容せしが、小學校令改正と共に、同四十三年三月學則を改め、三學年修業とし、同じく尋常六學年を卒りたるものを一學年となし、日用必須の諸學科を補習せしめつゝあり。現今教員一名生徒約三十名あり。

4、東葛飾郡の實業補習學校

イ、福田農業補習學校

本校は明治三十四年六月の設置にして、修業年限は本科三年、研究科二年で、生徒數は六十八人あり。教科目は、修身、國語、算術、理科、農業である。

ロ、野田商業補習學校

本校は明治三十五年四月の設置にして、修業年限は補習科二年、實科二年で、生徒數は八百六人あり。教科目は、修身、國語、算術、商業、經濟で、女子の爲めには裁縫を加へて居る。

ハ、富勢農業補習學校

本校は明治三十九年四月の設置にして、修業年限は本科四年、研究科二年で、生徒數は七十一人あり。教科目は、修身、國語、算術、農業で、特志の者の爲めに漢文、英語をも加へて居る。

5、君津郡の實業補習學校

イ、松丘實業補習學校 明治三十六年六月十七日付を以て設置を認可され松丘尋常高等小學校に附設す。本郡中最古の補習學校である。

ロ、神納實業補習學校 明治二十六年青年補習の爲年々小學校教員を聘し青年夜學會を開催し

たるが其の成績良好なるに依り明治四十二年三月十九日付を以て認可を受け神納尋常高等小學校に附設す。

ハ、中川農業補習學校 明治三十九年一月夜學校として授業を開始したるが明治四十二年九月設置認可を得て組織を變更して現在に至る。

ニ、富岡農業補習學校 明治四十二年十二月二十七日富岡村立成申實業補習學校を創立し爾來繼續し校名を富岡農業補習學校と改稱した。

ホ、鎌足農業補習學校 明治四十二年九月二十八日矢那實業補習學校を創立し修業年限を二ヶ年とし高等小學校卒業又是と同等の學力を有するものを收容して一學級を編制した。後校名を鎌足農業補習學校と改めた。

ヘ、飯野農業補習學校 明治四十三年十二月飯野尋常高等小學校に附設し、飯野實業補習學校と稱し、本村在住の青年を收容し毎年十二月より翌年三月に至る四ヶ月間夜間教授をなす。

ト、青堀實業補習學校 明治四十二年の創設にして當時在籍生徒二十六名なりしが逐年増加して百餘名に至る。

チ、大貫實業補習學校 明治四十二年十月設置し大貫尋常高等小學校内に併置し郡の準則に基き校則を定め尋常小學校卒業生を收容す。

6、安房郡の實業補習學校

本郡内に於ては當時實業補習學校の設置せられしもの僅に二、三に過ぎなかつた。其の設立の稍古きものを吉尾村立吉尾女子補習學校大山村立大山實業補習學校の二とす。共に文部省令第一號

に基き、前者は明治三十四年三月設立の認可を受け同年十二月八日開校、後者は明治三十四年五月の設置に係り、明治三十七年五月大山村立大山農業補習學校と改め、更に同四十一年四月十六日大山村立大山實業補習學校と改稱今日に至つた。社団法人上三原青年團亦明治四十四年七月一日(後)村立に改む。上三原農業補習學校を設立した。

7、匝瑳郡の實業補習學校

郡長岡巖赴任以來、教育産業の事頓に面目を改め、殊に實業補習教育には其の普及に盡瘁したる結果、一大長足の發展をなし、郡内悉く實業補習學校を附設せざる小學校はなきに至つた。又この表に示す栽培果樹は凱旋記念樹として匝瑳郡凱旋軍人歡迎會より寄贈されたるものを栽培したるものにて尙ほ追々栽培の豫定で目下苗木の選擇中であるといふ。

補習學校名	生徒數	果樹栽培坪數		補習學校名	生徒數	果樹栽培坪數	
		校内地	校外地			校内地	校外地
福岡農商補習學校	五四	六〇	一	東陽農業補習學校	三二	一	八〇
平和農業補習學校	三〇	三〇	一	白濱農業補習學校	二四	一	一
和進農業補習學校	三五	一	一	榮農業補習學校	四〇	二	一
共和農業補習學校	三二	一	一	野田農業補習學校	三四	三	一
棒海農業補習學校	四一	一	一	須賀農業補習學校	二九	一	一
匝瑳農業補習學校	四四	一	一	共興農業補習學校	三一	一	一
豐榮農業補習學校	四四	一	一	米倉農業補習學校	五〇	一	一
南條農業補習學校	二九	一	一	計	三二四	一	四四四

8、夷隅郡の實業補習學校

學校名	町村名	創立年月	修業年限	學科	教員	生徒	經費	補助	校長名
勝浦實業補習學校	勝浦町	明治三十四年十月	本科二年	修身、國語、算術、商業、水産、家事裁縫(女子)	男四 女一	男三八 女三三	二二二圓	縣費 四〇〇	齋藤 馨
總野實業補習學校	總野村	同 四十二年六月	本科三年	修身、國語、算術、農業	男二 女一	男二五 女一七	六五八圓	縣費 九七〇	岡崎 正步
西畑實業補習學校	西畑村	同 四十三年四月	本科三年	修身、國語、算術、農業	男七 女三	男五八 女三六	七一三圓	縣費 六五〇	深山 健吉
國吉女子實業補習學校	國吉町	同 四十四年一月	本科二年 別科三年	修身、國語、算術、農業	男二 女一	女四九	二九六圓	縣費 五四五	渡邊 八三郎
東實業補習學校	東村	同 四十五年六月	本科二年	修身、國語、算術、農業	男四 女一	男二五 女二五	四八一圓	縣費 五〇〇	高原 直吉
御宿實業補習學校	御宿町	同 三十四年一月	本科三年	修身、國語、算術、地理、圖畫、體操、英語、水産、農業、家事裁縫(女子)	男三 女一	男二八 女二八	一、〇二五圓	縣費 一五〇〇	伊藤 鬼一郎
長者實業補習學校	長者町	同 四十四年二月	本科二年	修身、國語、算術、農業	男一 女一	男三六 女三五	三八一圓	縣費 四〇〇	橋本 正
中根實業補習學校	中根村	同 四十二年六月	本科二年	修身、國語、算術、農業	男三 女一	男二五 女二二	五五七圓	縣費 四四四	深山 隆

9、師範學校附屬實業補習學校

同校にては明治四十年九月より附屬實業補習學校を開設した。

開設の目的 現時初等實業教育の必要は世人の等しく唱ふる所にして本縣下各地方に於て之

が施設少からずと雖も未だ其の成績の見るべきもの多からざるは遺憾とするところなり。之が施設の方法教授訓練の手段等を研究するは目下の急務にして又本校生徒に其の實例を示して研究せしめ置くは極めて必要なることに屬す。これ附屬實業補習學校を開設したる所以なり云々。

修業期間及教授日時 四十年九月より四十一年四月まで農閑の時期にして毎週月水金の三日午後六時半より九時半までとせり。

教科 農業科第一部耕種園藝農業理科修身國語算術

時間割 第一時

第二時

第三時

月 修身、國語(讀み方)

農 業

算 術

水 算 術

國 語(讀み方)

農 業 理 科

金 業 算 術

國 語(綴り方)

設備 イ、教室 本校農業科教室を以て之に充つ。

ロ、器械器具學用品 成るべく節約を旨とし器械等は本校備付のものを假用し特に購入したるもの未だなし、學用品中生徒をして調べしめたるは筆記帳と鉛筆とのみ讀本は之れを貸與す。職員及受特學科

農業、農業理科 本校教諭河野一平

修身、國語

本校教諭兼訓導鈴木正美

算術 本校訓導小林庄太郎

生徒

一片の公告のみにては應募者の豫定人員に達せざるを慮り千葉郡長、千葉町長並に其の附近の町村長及小學校長等の助勢を得漸く勧誘其の効を奏し開業當日に於て豫定人員三十

名を得るに至れり。

通學上の監督

生徒の年齢は最長三十三年最少十五年にして大部分は十五六才より二十才に至る青年なり従ひて通學の途次に於ける行動につきては頗る懸念すべきものあり故に本校は

尤も其の監督に苦心し平素家庭と協同して過なかしめんことに務め又各方面毎に組長を設け數人一團をなして組長監督の下に通學せしめたり幸にして不都合なる行爲をなせる者を出さざりき。

第三節 實業專門學校

本縣には全國に未だ其の儔を見ざる縣立園藝專門學校がある。これ全國唯一の公立農業專門學校で、大阪市大阪高等商業學校と共に本邦に於ける公立實業專門學校を代表するものである。加之單に之を公立專門學校とし他に類を求むるも、京都府立醫學專門學校、京都市立繪畫專門學校、大阪府立大阪醫科大學、愛知縣立醫學專門學校の四校の外未だこれあるを聞かない。されば縣立園藝專門學校を有するは、實に本縣實業教育の誇であるといふてよい。

縣立園藝專門學校

本校は高等の園藝教育を授くる本邦唯一の機關にして、專門學校令の定むる所により、園藝に關する高等の學術技藝を教授するを目的とし、明治四十二年二月十八日本縣知事は本校設置を文部大臣に申請し、同年三月二十五日其の認可を得、五月五日授業を開始す。はじめ千葉縣立園藝專門學校と稱した。修業年限は本科三年豫科四年で中學校又は甲種農業校卒業者及專門學校入學者檢定

規程に依る試験檢定合格者を入學せしむ。生徒は本科百五十名、豫科二百名である。

學科目は左記の四類に亘りすべて之を教授す。
 一、果樹園藝 二、蔬菜園藝 三、園藝生産物の利用法 即ち果實蔬菜の加工法 四、花卉園藝(觀賞植物の露地栽培及び温室栽培、並に盆栽に關する一切の事項を含む)及び造庭術

學則の制定及改正

明治四十二年三月二十六日日本縣令第二十三號を以て學則を定められ、同年九月八日縣令第五十九號を以て主として本科の學科課程を改め更に翌四十二年五月三十一日縣令第四十九號を以て學則全部に亘りて改正を施しこの時豫科を廢した。同年七月八日縣令第六十三號を以て入學者資格中に甲種農學校を卒業したる者を加へ本縣立甲種農學校卒業生にして當該學校長の推薦に係る者は別に學科試験を須ひず入學を許可するの一項を加へた。翌四十四年三月二十四日再び學科課程表を改正した。左に抄録することとする。

千葉縣立園藝專門學校學則 明治四十三年五月三十一日 (抄)
 千葉縣令第四十九號

第一章 總 則

第一條 本校ハ專門學校令ノ定ムル所ニ依リ園藝ニ關スル高等ノ學術技藝ヲ教授スルヲ以テ目的トス

第二條 修業年限ハ三箇年トス

第三條 生徒ノ定員ハ百五十名トス

第二章 學年學期及休業日

第四條 學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第五條 學年ヲ分チテ左ノ三學期トス

第一學期 四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

第二學期 九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第三學期 一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第三章 學科課程及教授時數

第七條 學科課程及每週教授時數ハ左ノ如シ但シ實習又ハ實驗等ノ都合ニ依リ學校長ニ於テ必要ト認ムルトキハ每週教授時數ヲ臨時増減スルコトアルヘシ

學科課程表 明治四十四年三月千葉縣令第二十四號ヲ以テ改正

科目	學年		
	第一學期	第二學期	第三學期
修身	一	一	一
英語	四	四	三
體操	二	二	二
圖畫	二	二	二
化學	三	三	二
普通作物栽培論	二	二	二
土壤及肥料	三	三	三

第十一條 前條入學志願者ニ對シテハ入學試験ヲ行フ

入學試験ヲ分チテ身體検査及學科試験トス但シ本縣立中學校卒業生又ハ本縣立甲種農學校卒業生ニシテ當該學校

長ノ推薦ニ係ル者ハ別ニ學科試験ヲ須ヒス入學ヲ許可スルコトアルヘシ
前項學科試験ハ左ノ學科目ノ中ニ就キ中學校卒業ノ程度ニ依リ之ヲ行フ
明治四十三年六月千葉縣令
第六十三號ヲ以テ但書改正

- 一 國語
- 一 數學
- 一 物理及化學
- 一 博物
- 一 外國語

第七章 授業料

第二十九條 授業料ハ一箇月貳圓五拾錢トス但シ本縣費ヲ負擔スル者又ハ其ノ子弟ニ在リテハ貳圓トス

授業料ハ在學中出席ノ有無ニ拘ラス指定ノ期限内ニ之ヲ納付スヘシ但シ毎年八月ハ之ヲ徴收セス
休業ノ許可ヲ得タル者ニ對シテハ其ノ翌月ヨリ授業料ヲ徴收セス

本期間の概況

本校の位置は東葛飾郡松戸町の東南丘陵の上に在つて江戸川に臨み、空氣清淨、松幽靜の境洵に修學の好區である。附近一帯の地は果樹園點在し、蔬菜の栽培亦盛んである。尙ほ學校を中心として東京、神奈川、埼玉、千葉、茨城等の各府縣に亘り近距離の地に園藝上著名の産地多きを以て視察見學の便多くこれに依つて得る所少くない。明治四十四年五月皇太子殿下(大正天皇)本縣に行啓の際親しく本校に臨ませ給ひ校舍及農園を御臺覽の榮を賜り同年十二月には校舍、温室、其の他の増築工事成り、又大に實習地を擴張した。四十五年四月第一回得業證書授與式を行ひ始めて卒業生を社會に送り出す。

學校長

明治四十二年四月開校せらるゝや本縣事務官田中喜介學校長事務取扱を命ぜられ五月より授業を開始し七月京都府農林學校長鏡保之助が學校長兼本縣農事試驗場技師に任ぜら

れ、翌四十三年三月鏡學校長園藝學研究の爲滿一ヶ年間獨國及米國へ留學を命ぜられ各國の園藝教育及園藝事業を視察して翌四十四年二月歸朝した。四十五年六月朝鮮總督府勸業模範試驗場技師に轉じ後任として新潟縣立加茂農林學校長赤星朝暉來任した。

第七章 專門教育

概況

明治三十六年三月二十六日勅令第六十一號を以て專門學校令が發布された。專門學校の制度はこれより大に整頓し、戦後各般の教育の進歩發達と併馳して專門教育も異常の發展をなした。舊に學術技藝の進歩のみならず一層人格の養成、品性の陶冶に務め益々我國民固有の美質を發揮せんことを指導獎勵したので教育の效果大に見るべきものあるに至つた。

官立醫學專門學校規程は明治四十年四月十日、文部省令第十號を以て制定發布せられた。この規程には修業年限、學科、學科目及其の程度並に研究生に關する規程が定めてある。翌四十一年九月三日、文部省令第二十五號を以て同規程中藥學科の學科目及其の程度に改正を加へられた。四十三年五月二十五日、文部省令第十三號を以て各學科課程表中「倫理」を「修身」と改め且つ從來倫理は醫、藥、兩學科とも第一學年に限り毎週一時間を課し其の他の學年にはこれを缺きたりしが「修身」と改め各學年とも毎週一時間を課することゝなした。これ當時歐米の危險思想滔々として我が國に浸入し

動もすれば學生のこれに誘惑さるゝ虞もあるので特に修身道德に重きを置いた結果で文部省は學生の讀物及言論に對しても嚴重なる取締をなしたのである。四十五年七月四日文部省令第十六號を以て醫學科には獨逸語の時間を減じこれを生理學及新に加へた醫化學に充て、藥學科には更に獨逸語の時間數を増加した。左に此等の規程を抄類す。

○文部省令第十號 (明治四十年四月十日)

官立醫學專門學校ノ修業年限、學科、學科目及其ノ程度並研究生ニ關スル規程ヲ定ムルコト左ノ如シ

官立醫學專門學校規程

第一條 官立醫學專門學校ノ學科ヲ分チテ醫學科及藥學科トス

岡山醫學專門學校ニハ藥學科ヲ設置セス

第二條 官立醫學專門學校ノ修業年限ハ醫學科ヲ四箇年トシ藥學科ヲ三箇年トス

第三條 各學科ノ學科目及其ノ程度ハ左ノ如シ

醫學科

學科目	學年			
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
倫理	一			
獨逸語	八	四	四	四
化學	六			
理論及實驗				
每週教授時數				

學科目	學年			
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
解剖學	八			
生理學	三	五		
衛生學		一		
細菌學		二		
藥學		三		
總論		六		
病理解剖學			時々	時々
病理解剖學實習			二	
病理組織學實習				
理論及實驗		三		
處方學			〇、五	
理論			三	三

內科學		外科學					皮膚病學		耳鼻喉學	
臨床講義	外來患者臨床講義	小兒科學	診斷學	總論	各論	臨床講義	外來患者臨床講義	手術實習	理論及臨床講義	外來患者臨床講義
			二	三				一		
三以上	不定時	一			三	四以上	不定時	一	一以上	不定時
三以上	不定時					四以上	不定時			
										四

計	體操	法醫學		精神病學		產婦人科學			眼科學		
		理論	臨床講義	理論	臨床講義	外來患者臨床講義	產科婦人科臨床講義及產科模型演習	產科婦人科理論	產科學理論	外來患者臨床講義	臨床講義
三一	三										
三四											
三三、五以上								二		不定時	一以上
二九以上		二	二			不定時	二以上		三	不定時	一以上

藥學科

倫理	學科目	學年		
		第一學年	第二學年	第三學年
		每週教授時數	每週教授時數	每週教授時數
		一		

第七章 専門教育

計	二八、五	三二、五	三九
---	------	------	----

(備考) 各學科第二學年以上ニ於ケル倫理ハ特ニ毎週教授時數ヲ定メス適切ノ時期ニ於テ隨時之ヲ課スルモノトス

本令ハ明治四十一年九月十一日ヨリ施行ス

○文部省令第十三號 (明治四十三年五月二十五日)

明治四十年文部省令第十號官立醫學專門學校規程中左ノ通改正ス

第三條 各學科課程表中「倫理」ヲ「修身」トシ毎週教授時數ヲ左ノ如ク改ム

醫學科	修身	一	一	一
藥學科	修身	一	一	一

同表中「計」ノ欄ヲ左ノ如ク改ム

醫學科	計	三一	三五	三四、五以上	三〇以上
藥學科	計	二八、五	三三、五	四〇	

○文部省令第十六號 (明治四十五年七月四日)

官立醫學專門學校規程中左ノ通改正ス

第三條 學科課程表中醫學科ノ部「獨逸語」「生理學」及「計」ノ欄ヲ左ノ如ク改メ「生理學」ノ欄ノ次ニ「醫化學」ノ欄ヲ加フ

獨逸語	生理學	計	獨逸語	生理學	計
一一	三	三五	一一	三	三五
	三、五	三五		三	三五
	二、五	三三、五以上			二九以上

同表中藥學科ノ部「獨逸語」及「計」ノ欄ヲ左ノ如ク改ム

獨逸語	計	獨逸語	計
一一	三一、五	一一	三一、五
	三		三
	四		三八

附 則

本令ハ明治四十五年九月十一日ヨリ之ヲ施行ス

千葉醫學專門學校

本校は年々醫學科に於て百餘名、藥學科に於て三十餘名の卒業生を出して居る。創設以來卒業生を出だすこと醫藥兩科を合して約二千名の多數に上ぼり、その多きことは全國の同種の學校に冠

第七章 専門教育

絶して居る。修業年限は醫學科四年、藥學科三年にして、兩科を通じて定員は五百名である。近年入學志願者の激増せることは實に驚くべきものがある。これ時運の趨勢に由るべしといへども、亦以て本校の聲價と信用とをトするに足るであらう。本校と千葉病院とは密接不離の關係にあるので、この期に於ける兩者の沿革を大略次に記すこととする。

明治三十九年九月 三期制ヲ改メ前後ノ二學期トナシ各條項ヲ改正ス、十一月教授兼醫長今淵恒壽依願解囑醫學士後藤自助之ニ代ル

明治四十年六月 勅令第二百四十七號ヲ以テ職制ヲ改正セラル、此ノ月病院ニ耳鼻咽喉科診察所ヲ新設シ西山信光ニ其醫長ヲ囑託ス、院長兼醫長荻生錄造ニ醫學博士ノ學位ヲ授與セラル、十月病院ニ精神科診察所ヲ新設シ醫學士松本高三郎ニ其醫長ヲ囑託ス

明治四十一年三月 勅令第六十九號ヲ以テ職員定員令ヲ改正セラル、九月文部省令第五十二號ヲ以テ藥學科科目及其程度ヲ改メラル、十二月教授筒井秀二郎ニ病院病理検査部長ヲ又教授押田徳郎ニ内科醫長ヲ囑託ス、此ノ月教授兼醫長筒井八百珠ニ醫學博士ノ學位ヲ授與セラル

明治四十二年一月 耳鼻咽喉科醫長西山信光依願解職、二月醫學士大平直治ニ耳鼻咽喉科醫長ヲ囑託ス、此月皮膚癩毒科診察所ヲ新設ス、三月教授兼醫長尾美知官命ヲ帶ヒ獨逸國ニ留學翌月醫學士西澤貞三郎ニ小兒科醫長ヲ囑託ス、四月明治四十年以前ノ卒業者ニ對シ論文檢定ノ上學士號認可ノ件ヲ定ム、六月病院ニ外國留學士規程ヲ定メ内科司療醫柏戸留吉ヲ獨逸國ニ留學セシム、此月荻生校長ノ在職二十五年祝賀會ヲ舉行シ且銅像除幕式ヲ行フ

明治四十三年三月 教授古屋恒次郎官命ヲ帶ヒ獨逸國ニ留學、此月病院長兼醫長荻生錄造院長ヲ辭シ三輪德寛之ニ

代ル

明治四十四年五月 本校及病院創立二十五年記念祝賀會ヲ舉行シ且故長尾校長ノ記念銅像除幕式ヲ行フ此月皇太子殿下本校ニ臨幸アラセラル、六月教授兼醫長長尾美知歸朝ス、小兒科醫長西澤貞三郎解職

學校長 前校長兼千葉縣立病院院長長尾精一の後を承けて明治三十五年十一月より教授荻生錄造が學校長兼千葉縣立病院院長に任命せられ明治三十六年十一月學校長荻生錄造官命に依り滿一ヶ年間獨逸國に留學し其の間教授三輪德寛校長兼院長代理を命ぜられ翌三十七年十二月學校長兼院長荻生錄造歸朝同月三輪德寛學校長兼院長代理を解かる。同四十年六月院長兼醫長荻生錄造に醫學博士の學位を授與せらる。同四十三年三月千葉縣立病院院長荻生錄造院長を辭し三輪德寛之に代る。

第八章 各種學校

一、概 說

本縣の各種學校は、小學校に類するもの五十七校、中學校に類するもの十五校、高等女學校に類するもの二校、此等の學校は二三の學校を除く外は設備概ね完からず、教授訓練の狀況亦改良の餘地少くない。

私立學校に關する法規中、この期に於て改正せられたものは左記の通りである。乃ち明治四十年

十一月六日、文部省令第三十三號を以て「公立私立學校認定ニ關スル規程」中に改正を加へ、四十三年六月二日、同省令第十五號を以て同規程に再び改正を行つた。翌四十四年七月二十九日、勅令第二百十八號を以て「私立學校令」中に改正を加へて私立學校の監督を嚴重することになつた。

○文部省令第十五號（明治四十三年六月二日）

明治三十二年文部省令第三十四號公立私立學校認定ニ關スル規則中左ノ通改正ス

第二條第三號ヲ左ノ如ク改ム

三 其ノ他ノ學校ニ在リテハ其ノ學科程度、入學規則、編制及設備等中學校ノ規定ニ準スルモノ

第二條ニ左ノ二項ヲ加フ

前項第三號ノ學校ニ在リテハ其ノ教員全數ノ三分ノ一以上ハ專任タルベク且中學校ノ程度ニ準シ中學校ト同種ノ學科目ヲ教授スル教員ニ就キテハ中學校ノ教員免許狀ヲ有セサル者ノ數之ヲ有スル者ノ數ヲ超過スルヲ得ス

專門學校及實業專門學校ニ於テ中學校ト同等程度ノ豫科ヲ置キタル場合ハ前項ノ要件ニ適合スルモノタルヘシ

第四條第一項中「變更セントスルトキ」ノ次ニ「若ハ特別ノ事情ニ依リ第二條第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ難キトキ」ヲ加フ

附 則

本令ハ明治四十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ既ニ認定ヲ受ケタル學校ニ對シテモ之ヲ適用ス

○勅令第二百十八號（明治四十四年七月二十九日）

私立學校令中左ノ通改正ス

第二條 私立學校ノ設立廢止及設立者ノ變更ハ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第二條ノ二 私人ニシテ中學校又ハ專門學校ヲ設立セムトスルトキハ其ノ學校ヲ維持スルニ足ルヘキ收入ヲ生スル資産及設備又ハ之ニ要スル資金ヲ具ヘ民法ニ依リ財團法人ヲ設立スヘシ

第四條中左ノ如ク改ム

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二 罰 除

同條第五號中「處分ヲ受ケ」ノ下ニ「又ハ第七條ノ規定ニ依リ解職ヲ命セラレ」ヲ加フ

第七條中「監督官廳」ハノ下ニ「之ヲ解職ヲ命シ又ハ」ヲ加フ

第八條 私立學校ニ於テハ學齡兒童ニシテ未タ就學ノ義務ヲ了ラサル者ヲ入學セシムルコトヲ得ス但シ小學校令第三十三條及第三十六條ノ規定ニ依リ市町村長ノ認可ヲ受ケタル兒童ヲ入學セシムルハ此ノ限ニ在ラス

第十一條ノ二 中學校又ハ專門學校ノ設立者ハ每學年又ハ每事業年度ノ開始前收支豫算ヲ定メ、每學年又ハ每事業年度ノ終了後收支決算ヲ爲シ監督官廳ニ届出ウヘシ

監督官廳ハ必要ト認ムルトキハ收支豫算ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第十三條中「第二條第一項ノ手續ヲ爲ササル者及第二條第二項ノ規定ニ違反シタル者」ヲ「第二條ノ設立ノ手續ヲ爲サ、ル者及學校ノ廢止又ハ設立者ノ變更ニ關シ第二條ノ規定ニ違反シタル者」ニ、「五圓以上百圓以下ノ罰金」ヲ「百圓以下ノ罰金」ニ改ム

第十四條中「第七條ニ依リ」ヲ「第七條ノ規定ニ依リ解職ヲ命セラレ又ハ」ニ、「三十圓以下ノ罰金」ヲ「五十圓以下ノ罰金又ハ科料」ニ改ム